

第2節 社会的状況

2.1.人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査区域内の市町における人口と人口密度の状況は、表 4-2-1 に示すとおりです。

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、浜松市約 79.1 万人、湖西市約 5.8 万人、2 市合計人口は静岡県全体の約 23.4%に相当します。

平成 27 年から令和 2 年の人口増減率は、静岡県全体では-1.8%と減少傾向にあり、市町村別では浜松市で-0.9%、湖西市では-3.1%となっています。

人口密度は、浜松市 507.8 人/㎢、湖西市 669.0 人/㎢となっており、静岡県全体の 467.4 人/㎢を上回っています。

世帯数については、浜松市で約 32.0 万世帯、湖西市は約 2.3 万世帯で、静岡県全体の 23.2%に相当します。

表 4-2-1 人口・人口密度・世帯数等

行政区分	面積 (㎢)	人口(人)			人口 増減率 (R2/H27)(%)	人口密度 (人/㎢) 令和 2 年	世帯数 (世帯) 令和 2 年
		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年			
浜松市	1558.06	800,866	797,980	791,155	-0.9	507.8	319,900
湖西市	86.56	60,107	59,789	57,907	-3.1	669.0	22,845
静岡県	7777.35	3,765,007	3,700,305	3,635,220	-1.8	467.4	1,479,735

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

「平成 22 年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

(2) 産業の状況

調査区域内の市町における産業別就業者の構成比は、表 4-2-2 に示すとおりです。

静岡県の産業別就業者の割合については、第 3 次産業就業者の割合が最も高く、第 1 次産業就業者の割合が最も低くなっています。静岡県全体では第 1 次産業が約 2.5%、第 2 次産業が約 31.1%、第 3 次産業が約 66.4%の構成比であり、浜松市も概ね同じ構成比です。湖西市では、静岡県全体の構成比と比較して第 1 次・第 2 次産業の割合が高く、第 3 次産業が低くなる傾向が見られます。

表 4-2-2 産業大分類別の就業者数割合（令和 2 年度）

行政区分	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合(%)	就業者 (人)	就業者の 割合(%)	就業者 (人)	就業者の 割合(%)	
浜松市	5,515	2.2%	79,783	32.5%	160,086	65.2%	245,384
湖西市	646	3.8%	8,383	49.9%	7,781	46.3%	16,810
静岡県	28,065	2.5%	344,311	31.1%	735,992	66.4%	1,108,368

注1)全就業者数には「分類不能の産業」を含む。ただし、産業大分類別割合の分母には「分類不能の産業」を含まない。

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局ホームページ）

2.2.土地利用の状況

(1) 土地利用の現況

1) 地目別面積

調査区域内の市町における地目別面積は、表 4-2-3 に示すとおりです。

静岡県全体では、行政面積に対して森林・原野が約 6 割を占めています。浜松市では森林・原野が約 7 割を占めており、湖西市では農用地、森林・原野がそれぞれ約 2 割と多くを占めています。

表 4-2-3 地目別面積（令和 3 年度）

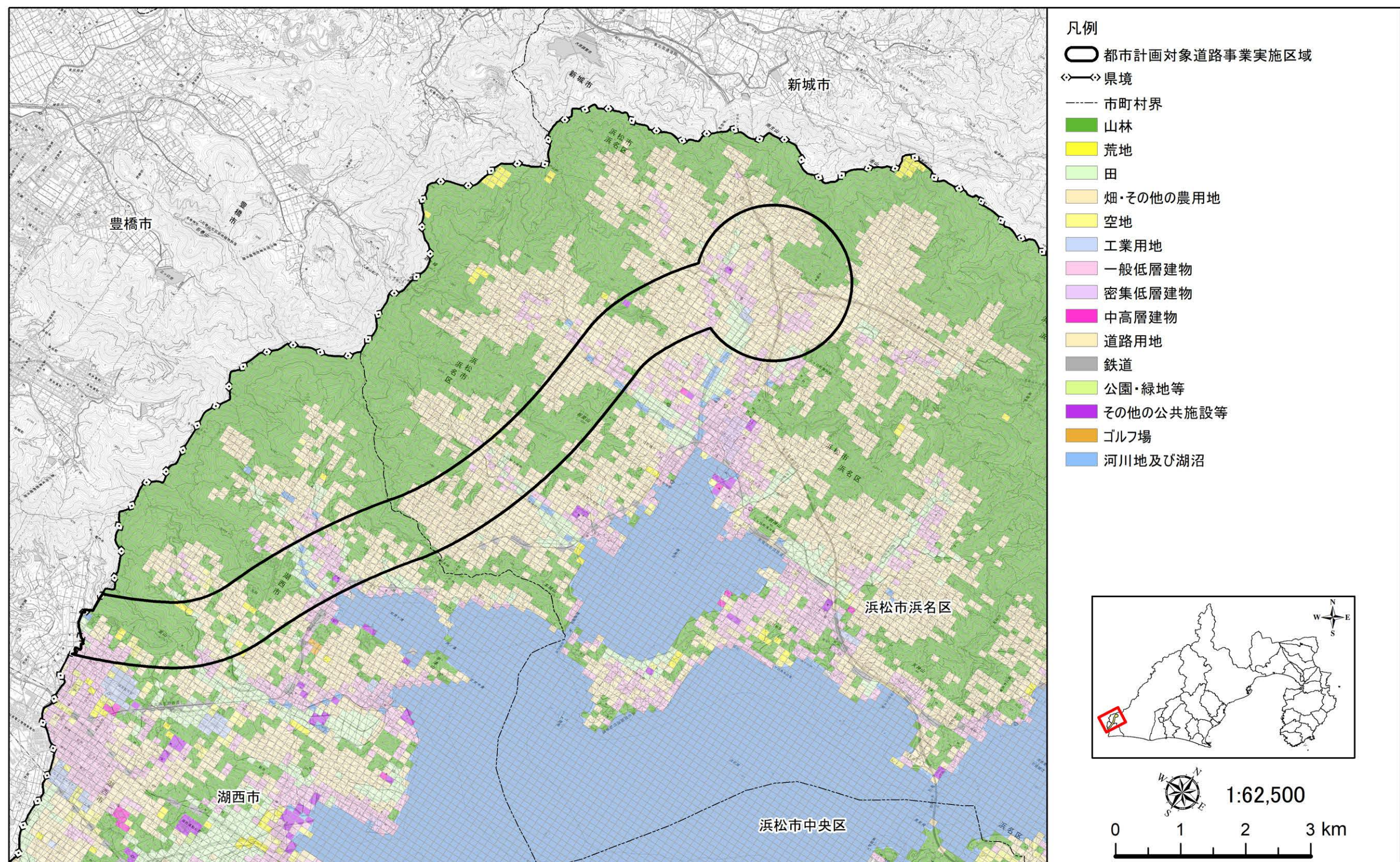
（単位：ha）

行政区分	行政面積	宅地	農用地	森林・原野	その他
浜松市	155,806	10,942	15,567	102,417	26,880
湖西市	8,656	1,167	1,440	1,847	4,201
静岡県	777,702	60,552	88,340	496,842	131,967

出典：「静岡県の土地利用＜令和4年度版＞」（静岡県交通基盤部）

2) 土地利用現況

調査区域における土地利用現況図は、図 4-2-1 に示すとおりです。山林、畑・その他農用地が同程度の割合を占めます。また、事業実施区域では、畑・その他の農用地、山林、建物用地(一般低層建物等)、田等が見られます。



出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成28年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-1 土地利用現況図

(2) 土地利用計画の状況

調査区域の「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 号）に基づく地域の指定状況は、表 4-2-4 及び図 4-2-2(1)～(3) に示すとおりです。

調査区域の全域が都市地域に含まれ、ほとんどが市街化調整区域に、一部が市街化区域に指定されています。事業実施区域付近でみると西側に市街化区域が広がっています。

農業地域及び農用地区域も含まれており、広範囲に存在しています。

森林地域は静岡・愛知県境の弓張山地を中心に存在しています。

表 4-2-4 地域の指定状況

市	都市地域	農業地域・ 農用地区域	森林地域
浜松市	○	○	○
湖西市	○	○	○

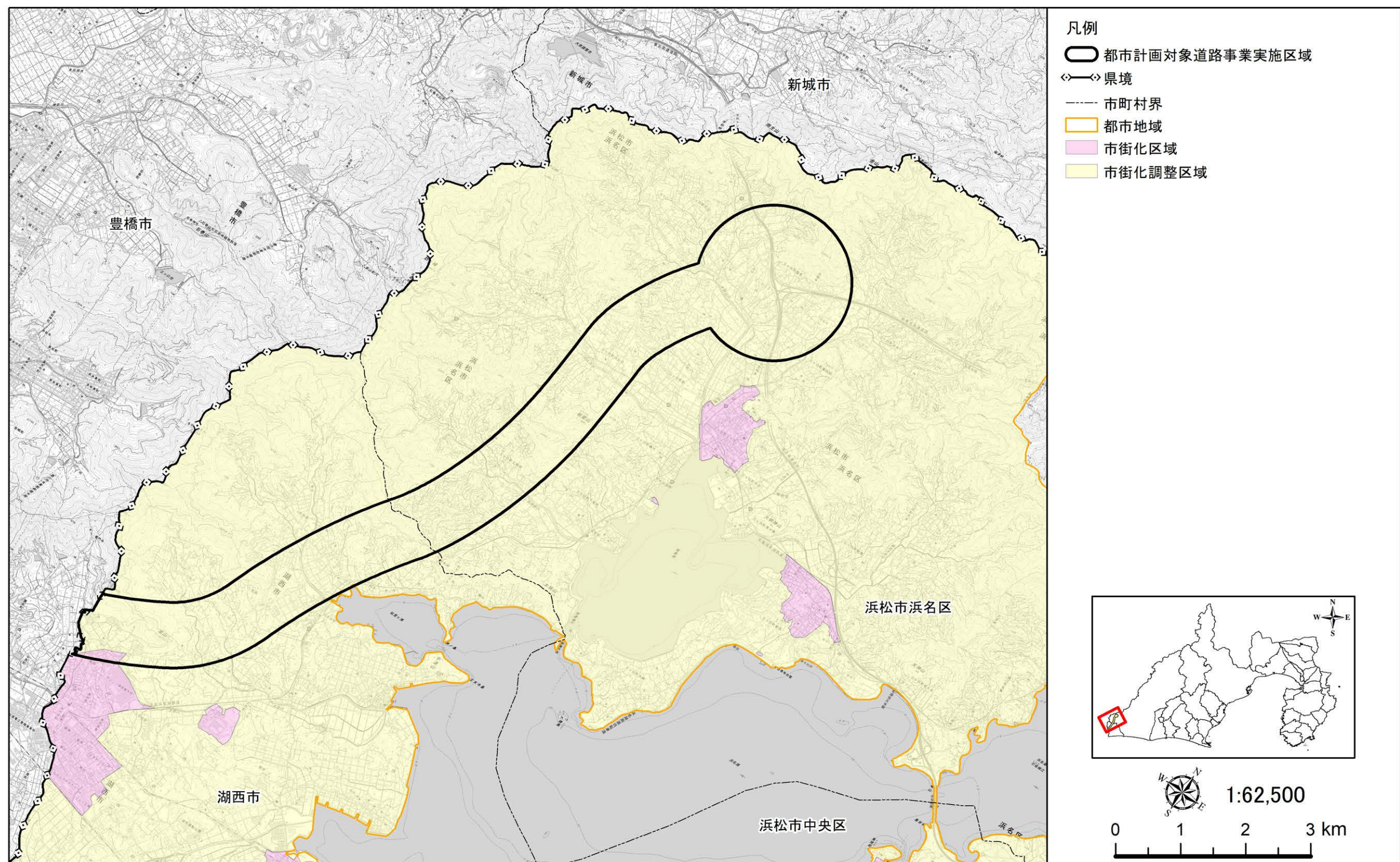
注1)○は指定があることを示す。

出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局
国土情報課 GIS ホームページ）

「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

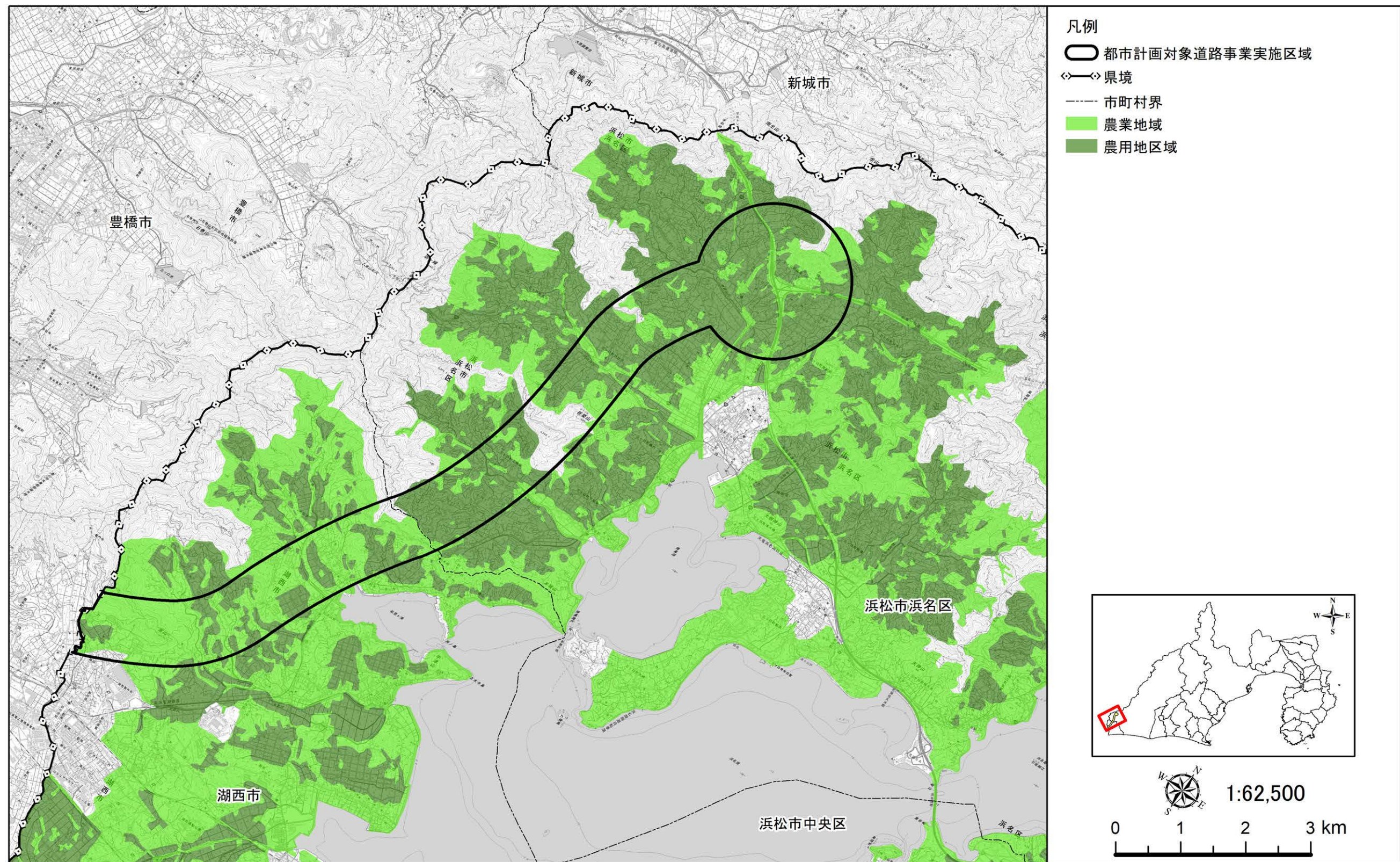
「国土数値情報農業地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局
国土情報課 GIS ホームページ）

「国土数値情報森林地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局
国土情報課 GIS ホームページ）



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）及び「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）を基に作成

図 4-2-2(1) 土地利用計画の状況（都市地域等）

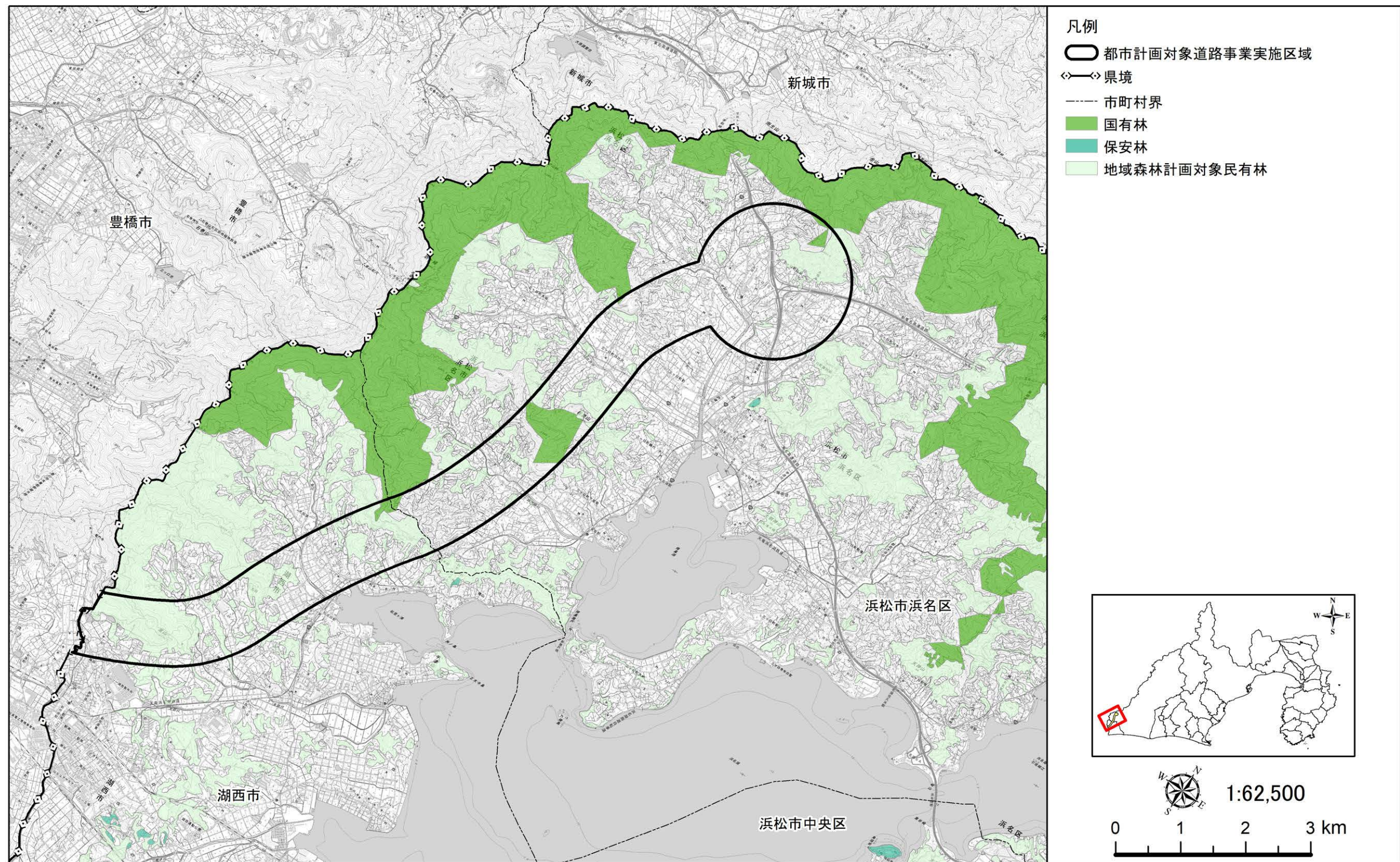


出典：「国土数値情報農業地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）及び「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-2(2) 土地利用計画の状況（農業地域等）



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）及び「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-2(3) 土地利用計画の状況（森林地域等）

2.3.河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 利水の状況

1) 生活用水

調査区域内の市町における令和2年度の上水道の年間取水量は、表4-2-5に示すとおりです。

静岡県全体では、上水道水源の約半分を地下水が占めています。浜松市では、取水ダム(天竜川の上流にある秋葉ダム)からの直接取水と遠州広域水道からの浄水受水がほとんどを占めていますが、地下水(主に伏流水や深層地下水)からの取水も一定量あります。湖西市についても遠州広域水道からの浄水受水が約8割と多く、その他は深層地下水からの取水が約2割となっています。

調査区域内の主な利水施設は表4-2-6(1)～(3)、図4-2-4に示すとおりです。

なお、浜松市、湖西市を含む4市1町へ水道用水を供給する遠州広域水道の水源は、都田川水系の都田川、天竜川水系の天竜川、太田川水系の太田川であり、いずれも調査区域外に位置します(図4-2-3)。

調査区域には浜名湖や浜名湖に流れ込む河川が存在していますが、上水道の取水には利用されていません。

表4-2-5 上水道事業年間取水量及び浄水量一覧

単位：千 m³

行政区分	年間取水量	表流水				地下水			その他 (湧水等)	浄水受水
		河川水 (自流)	ダム 直接	ダム 放流	湖水	伏流水	浅層 地下水	深層 地下水		
浜松市	97,410	1,954	32,672	—	—	12,156	832	11,970	—	37,826
湖西市	6,737	—	—	—	—	—	—	1,373	—	5,364
静岡県	511,720	47,537	32,822	3,215	356	32,232	20,439	224,237	32,497	118,385

注1)「—」は該当する取水がないことを示す。

出典：「令和3年度静岡県の水道の現況」(静岡県ホームページ)

表4-2-6(1) 利水施設(浜松市・水源施設)

行政区分	No.	施設名	住所	形状	口径	1日最大取水能力(m ³)
浜松市	1	三ヶ日水源	浜名区三ヶ日町三ヶ日 928-4	深井戸	φ400×50m	1,560

注1) 地点番号は図4-2-4に対応する。

出典：「令和4年度水道事業年報」(令和5年9月、浜松市上下水道部)

表4-2-6(2) 利水施設(浜松市・受水施設)

行政区分	No.	施設名	住所	水源	1日計画受水量(m ³)
浜松市	2	三ヶ日配水池	浜名区三ヶ日町三ヶ日 121-7	遠州広域水道用水事業	5,500
	3	都筑配水池	浜名区三ヶ日町都筑 3663-1	遠州広域水道用水事業	4,000

注1) 地点番号は図4-2-4に対応する。

出典：「令和4年度水道事業年報」(令和5年9月、浜松市上下水道部)

表 4-2-6(3) 利水施設（湖西市・受水施設）

区分	No.	施設名	住所	水源	施設能力 (m^3)
湖西市	4	知波田配水場	湖西市太田 416-10	遠州広域水道用水事業	2,000
	5	入出配水場	湖西市入出 43-1	大森 2 号井	969
	6	神座配水場	湖西市神座 247-4	遠州広域水道用水事業	5,000

注1) 地点番号は図 4-2-4に対応する。

出典：「湖西市新水道ビジョン（令和3年度）」（湖西市環境部水道課）



出典：「都田川水系河川整備計画 平成28年」（静岡県、浜松市）

図 4-2-3 都田川水系の水利状況

2) 農業用水

調査区域内の農業用水は、その多くが浜名湖北部用水、湖西用水からの供給を受けています。浜名湖北部用水は都田川水系の都田川ダム、湖西用水は愛知県の豊川用水をそれぞれ水源としており、いずれも水源は調査区域外に位置します(図 4-2-3)。

この他、調査区域内を流れる都築大谷川、西神田川等で取水が行われ、稲作のかんがい利用されています。主な農業用取水施設は、表 4-2-7(1)～(2)、図 4-2-4 に示すとおりです。

表 4-2-7(1) 農業用取水施設（頭首工・機場等）

行政区分	No.	施設名	水源
浜松市	7	神田堰	都築大谷川
	8	柳田下堰	都築大谷川
	9	柳田上堰	都築大谷川
	10	荒木堰	都築大谷川
	11	山辺堰	都築大谷川
	12	久保田堰	都築大谷川
	13	いもち堰	都築大谷川
	14	大柳堰	釣橋川
	15	川崎堰	釣橋川
	16	岩井 1 堰	釣橋川
	17	森下堰	宇利山川
	18	松下堰	宇利山川
	19	谷床堰	西神田川
湖西市	20	粟田堰	西神田川
	21	利木大池	湧・雨水
	22	取水堰(名称なし)	河川(名称不明)
	23	取水堰(名称なし)	湧・雨水、カン寺川
	24	取水堰(名称なし)	カン寺川
	25	取水堰(名称なし)	今川
	26	取水堰(名称なし)	今川
	27	入出 1.2 工区取水施設	地下水
	28	入出 3 工区取水施設	湧・雨水
	29	太田北機場	湖西用水
	30	太田西機場	湖西用水
	31	疋沢機場	湖西用水
	32	中尾平機場	湖西用水
	33	神座機場	湖西用水
	34	大森池	湧・雨水、河川取水

表 4-2-7(2) 農業用取水施設（頭首工・機場等）

行政区分	No.	施設名	水源
湖西市	35	新所機場	湖西用水
	36	西大谷揚水機場	地下水
	37	大森機場	湖西用水
	38	岡崎機場	湖西用水
	39	南上の原機場	湖西用水
	40	笠子北機場	湖西用水
	41	前向梶田揚水機場	湧・雨水、河川取水

注1) 地点番号は図 4-2-4に対応する。

出典：浜松市農地整備課聞き取り、湖西用水土地改良区聞き取り

3) 工業用水

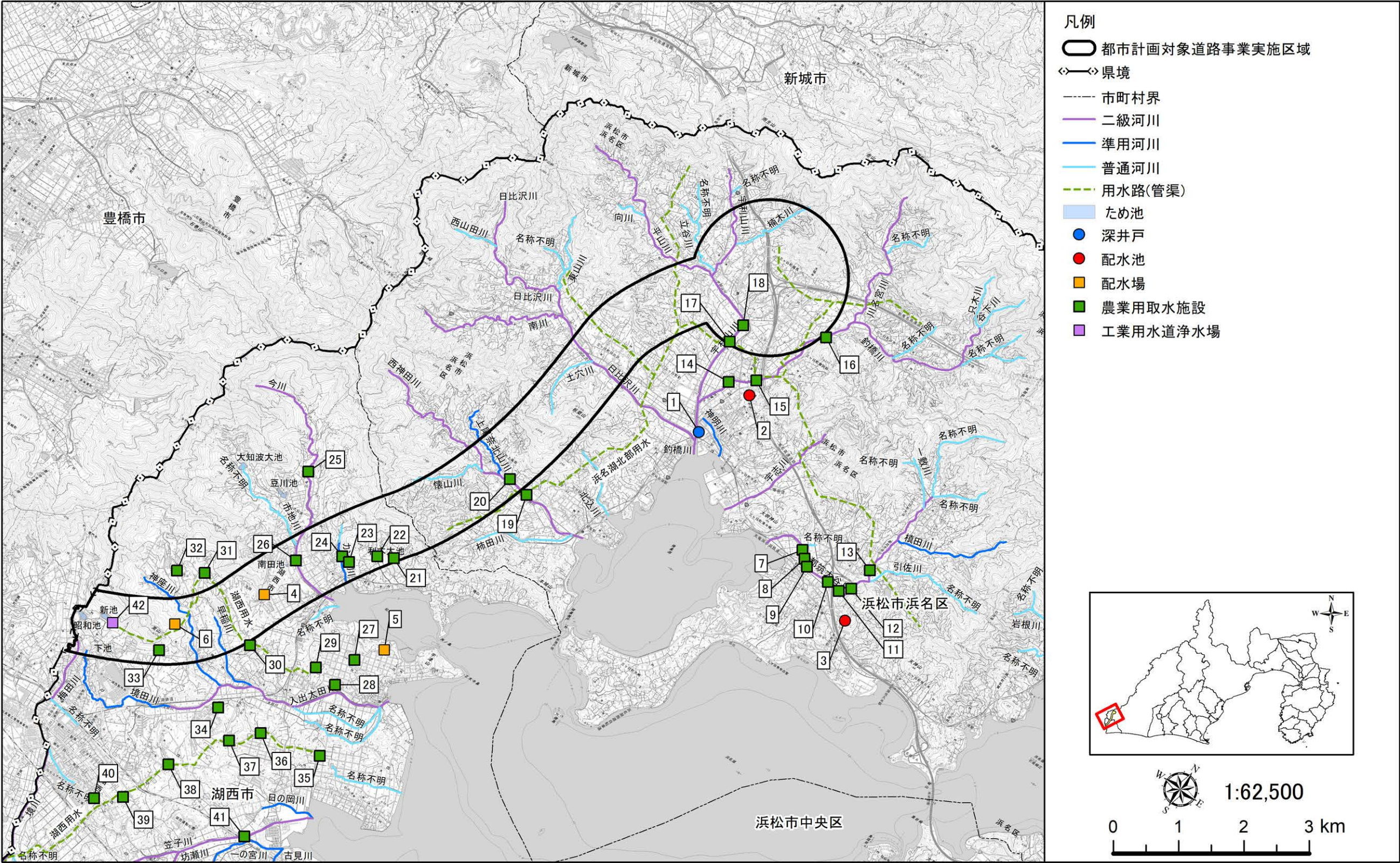
調査区域内には、工業用水道事業の施設として、湖西工業用水道の梅田浄水場があります。湖西工業用水道は、豊川及び天竜川を水源とする豊川用水の東部幹線導水路の愛知県豊橋市二川地先から分水し、湖西市新所原字梅田地先まで農業用水と共用で導水しています(図 4-2-3)。湖西市梅田の梅田浄水場にて水処理後、湖西・新居地区の地域の工場に給水しています。梅田浄水場の位置を図 4-2-4 に示します。

表 4-2-8 工業用水施設（湖西市）

区分	No.	施設名	事業	水源	給水量/日 (m ³)
湖西市	42	梅田浄水場	湖西工業用水道事業	豊川、天竜川	30,690

注1) 地点番号は図 4-2-4に対応する。

出典：「湖西工業用水道事業施設の紹介」（静岡県ホームページ）



(2) 漁業の状況

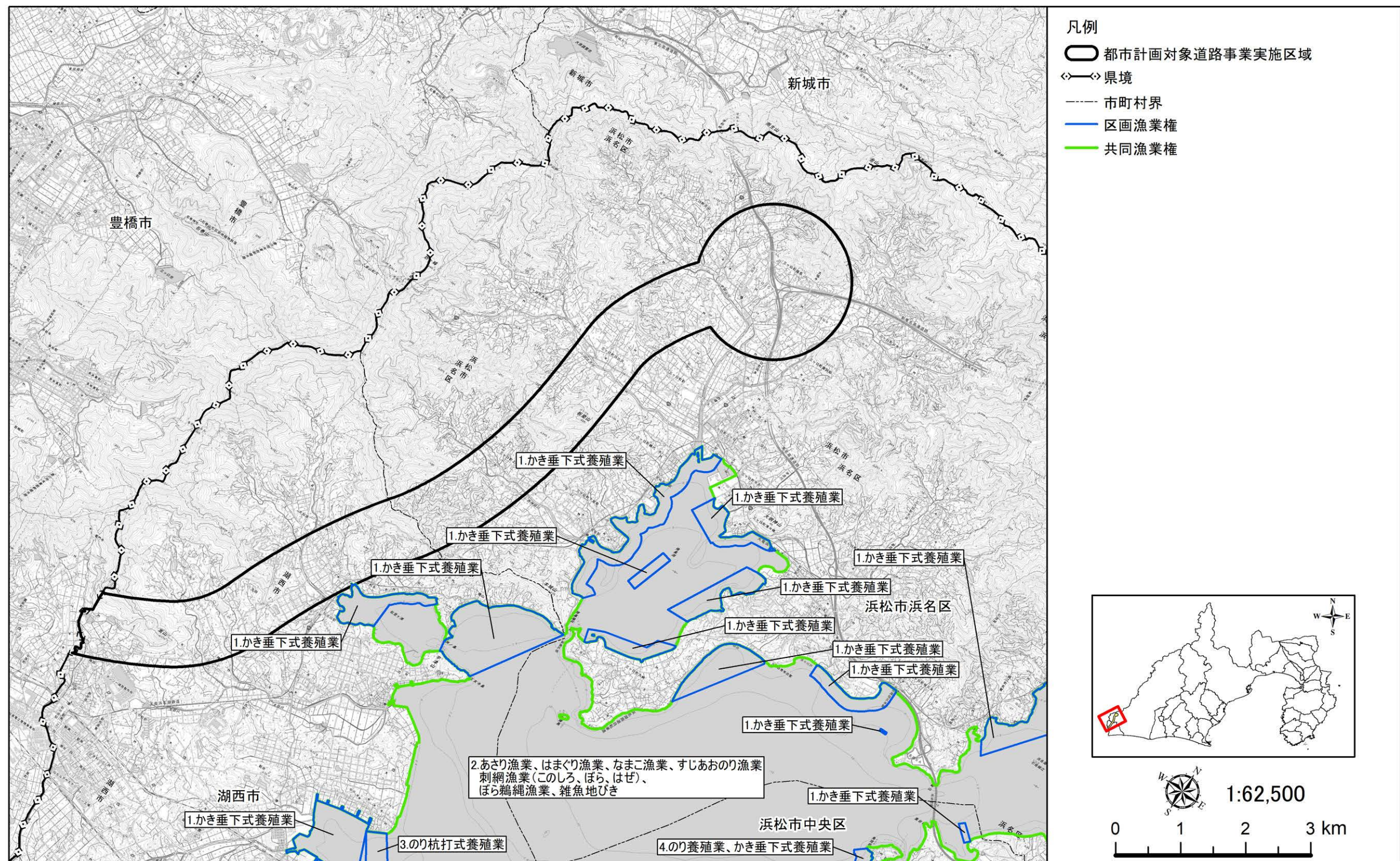
調査区域における漁業権の設定状況は、表 4-2-9 及び図 4-2-5 に示すとおりです。
浜名湖において漁業権が設定されています。

表 4-2-9 漁業権の設定状況

No.	免許	免許番号	漁業区域	漁業権者	漁業名称	漁業期間	存続期間
1	静岡県	特区 第 45～56 号、第 59 号	浜名湖	浜名漁業 協同組合	かき垂下式養殖業	1/1～ 12/31	2023/09/01 ～ 2028/08/31
2	静岡県	共第 20 号	浜名湖	浜名漁業 協同組合	あさり漁業、 はまぐり漁業、 なまこ漁業、 すじあおのり漁業、 刺網漁業 (このしろ、 ぼら、はぜ)、 ぼら鵜縄漁業、 雑魚地びき網漁業	1/1～ 12/31 ぼら刺網： 4/1～ 11/30 はぜ刺網： 9/1～1/31	2023/09/01 ～ 2028/08/31
3	静岡県	特区 第 40 号	浜名湖	浜名漁業 協同組合	のり杭打式養殖業	9/1～4/30	2023/09/01 ～ 2028/08/31
4	静岡県	特区 第 42 号	浜名湖	浜名漁業 協同組合	のり養殖業、 かき垂下式養殖業	1/1～ 12/31	2023/09/01 ～ 2028/08/31

出典：「海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）

「静岡海区漁場計画並びに当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間について」（令和5年05月12日 静岡県告示第332号）



出典：「海洋状況表示システム」（海上保安庁ホームページ）

図 4-2-5 漁業権の設定状況

2.4.交通の状況

(1) 道路の状況

調査区域における主要道路網は図 4-2-6 に、主要道路の交通量は表 4-2-10(1)～(2) に示すとおりです。調査区域には、高速自動車道として東名高速道路、新東名高速道路（連絡道）が、主要な一般国道として国道 301 号、国道 362 号等があります。事業実施区域は一部が国道 301 号及び国道 362 号を横断または並走し、東名高速道路、新東名高速道路（連絡道）に接します。

表 4-2-10(1) 自動車交通量

市	区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	交通量(令和 3 年度)				備考 ^{注 2}
				昼間 12 時 間自動車 類交通量 上下合計 (台)	24 時間自 動車類交 通量上下 合計(台)	昼間 12 時 間自動車 類大型車 混入率 (%)	混 雑 度	
浜 松 市	200	東名高速道路	浜松西～館山寺スマート～ 三ヶ日	18294	27874	40.8	0.47	270
	200	東名高速道路	浜松西～館山寺スマート～ 三ヶ日	18294	27874	40.8	0.47	280
	210	東名高速道路	三ヶ日～三ヶ日 JCT	17009	26519	43.8	0.36	
	220	東名高速道路	三ヶ日 JCT～豊川	16236	27748	45.1	0.37	
	440	新東名高速道路 (連絡道)	浜松いなさ～三ヶ日 JCT	6136	10257	44.2	0.26	
	10360	一般国道 301 号	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代 749-1	6009	7571	6.1	0.57	10900
	10360	一般国道 301 号	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代 749-1	6009	7571	6.1	0.57	10910
	10365	一般国道 301 号	浜松市浜名区三ヶ日町平山	1869	2299	15.7	0.55	10920
	10365	一般国道 301 号	浜松市浜名区三ヶ日町平山	1869	2299	15.7	0.55	10930
	10390	一般国道 362 号	浜松市浜名区三ヶ日町釣 407-370	5778	7321	12.4	0.65	
	10400	一般国道 362 号	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ 日 500-1	11190	14323	10.6	1.10	
	10410	一般国道 362 号	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 1089-4	12015	15041	11.4	1.06	10960
	10410	一般国道 362 号	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 1089-4	12015	15041	11.4	1.06	10970
	10410	一般国道 362 号	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 1089-4	12015	15041	11.4	1.06	10980
	40150	館山寺鹿谷線	浜松市中央区平松町 2016-1	6833	8678	6.9	0.70	
	40160	館山寺鹿谷線	浜松市中央区和地町 5680-1	7972	10124	6.9	0.72	
	40430	浜北三ヶ日線	浜松市浜名区引佐町奥山 1576-59	276	317	2.9	0.04	
	40440	浜北三ヶ日線	浜松市浜名区三ヶ日町福長 113	359	420	3.3	0.04	
	40450	三ヶ日インター 線	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 1313-665	5729	7219	19.4	0.65	
	60360	鳳来三ヶ日線	浜松市浜名区三ヶ日町福長 112-5	297	376	7.4	0.04	
	60370	鳳来三ヶ日線	浜松市浜名区三ヶ日町駒場 101-1	1973	2289	2.1	0.34	
	60390	瀬戸佐久米線	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 284-48	6466	8147	14.1	0.66	
	60380	瀬戸佐久米線	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 1919-1	729	853	1.0	0.12	

注1)斜体で示した交通量及びピーク比率、大型混入率、混雑度は推定値である。

注2)備考欄は、同じ区間番号における「旅行速度調査区間番号」を示す。

出典：「令和 3 年度道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）」（国土交通省ホームページ）

表 4-2-10(2) 自動車交通量

市	区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	交通量(令和3年度)				備考 ^{注2}
				昼間12時 間自動車 類交通量 上下合計 (台)	24時間自 動車類交 通量上下 合計(台)	昼間12時 間自動車 類大型車 混入率 (%)	混雑 度	
浜 松 市	80010	三ヶ日大崎2号線	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 1530-1	575	679	5.6	0.09	
	80020	三ヶ日大崎神田 口号線	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 438-2	575	684	6.3	0.07	
湖 西 市	11410	一般国道301号	湖西市鷺津字後庵410-7	9019	11077	6.1	1.24	14750
	11410	一般国道301号	湖西市鷺津字後庵410-7	9019	11077	6.1	1.24	14760
	11420	一般国道301号	湖西市新所字前向4424-11	14639	19763	5.0	1.53	
	11430	一般国道301号	湖西市新所字大坪3941-1	10364	13370	12.8	1.16	14780
	11430	一般国道301号	湖西市新所字大坪3941-1	10364	13370	12.8	1.16	14790
	11430	一般国道301号	湖西市新所字大坪3941-1	10364	13370	12.8	1.13	14800
	11450	一般国道301号		6544	8245	12.2	0.82	11450
	11460	一般国道301号	湖西市古見字高田988-1	10036	12846	9.2	0.94	
	40010	豊橋湖西線	湖西市新所原東	6529	8618	6.7	1.01	40040
	40010	豊橋湖西線	湖西市新所原東	6529	8618	6.7	0.97	40050
	40025	豊橋湖西線	湖西市ときわ三丁目1175-9	8556	10952	5.2	1.08	40100
	40025	豊橋湖西線	湖西市ときわ三丁目1175-9	8556	10952	5.2	1.00	40110
	40025	豊橋湖西線	湖西市ときわ三丁目1175-9	8556	10952	5.2	1.00	40120
	40022	豊橋大知波線	湖西市大知波	4841	6390	5.6	1.26	
	42050	豊橋湖西線		6546	8248	7.4	0.79	
	42070	豊橋湖西線	湖西市吉美字新地2312-3	9886	12753	3.4	1.10	
	62240	新所原停車場日 の岡線	湖西市新所原三丁目5842-9	1369	1725	22.9	0.26	
	62250	新所原停車場日 の岡線	湖西市岡崎字上ノ原821-10	5205	6558	6.7	0.99	66110
	62250	新所原停車場日 の岡線	湖西市岡崎字上ノ原821-10	5205	6558	6.7	0.88	66120
	62260	新所原停車場白 須賀線	湖西市白須賀字宿北 3985-742	5589	7042	5.8	0.95	66130
	62260	新所原停車場白 須賀線	湖西市白須賀字宿北 3985-742	5589	7042	5.8	0.95	66140
	62260	新所原停車場白 須賀線	湖西市白須賀字宿北 3985-742	5589	7042	5.8	0.83	66150
	62270	入出太田線	湖西市入出字横須賀1799-1	819	958	4.4	0.37	66160
	60010	太田中原線	湖西市神座	4526	5884	8.1	0.97	
	11410	一般国道301号	湖西市鷺津字後庵410-7	9019	11077	6.1	1.24	

注1)斜体で示した交通量及びピーク比率、大型混入率、混雑度は推定値である。

注2)備考欄は、同じ区間番号における「旅行速度調査区間番号」を示す。

出典：「令和3年度道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）」（国土交通省ホームページ）

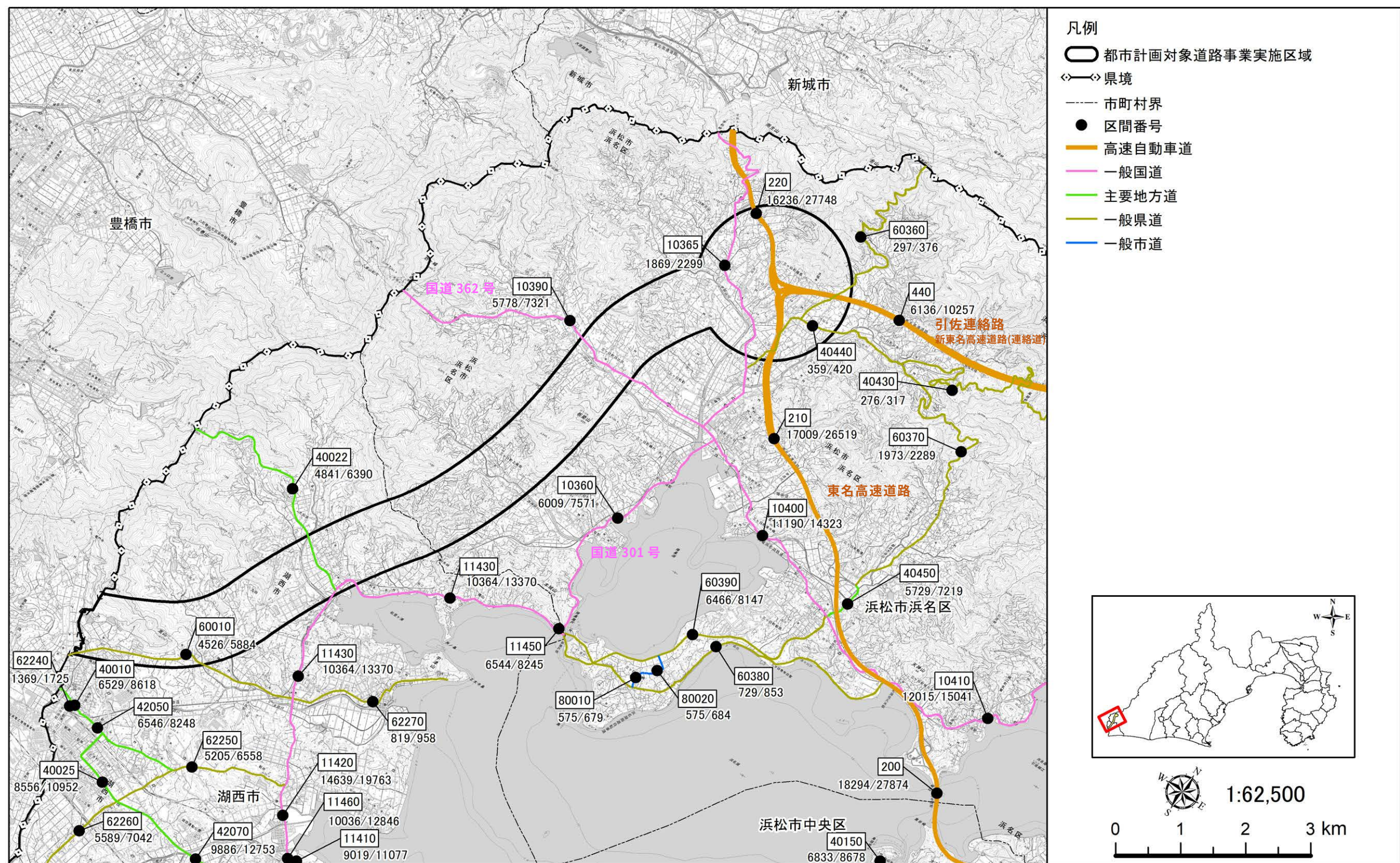


図 4-2-6 主要交通網位置図

(2) 鉄道の状況

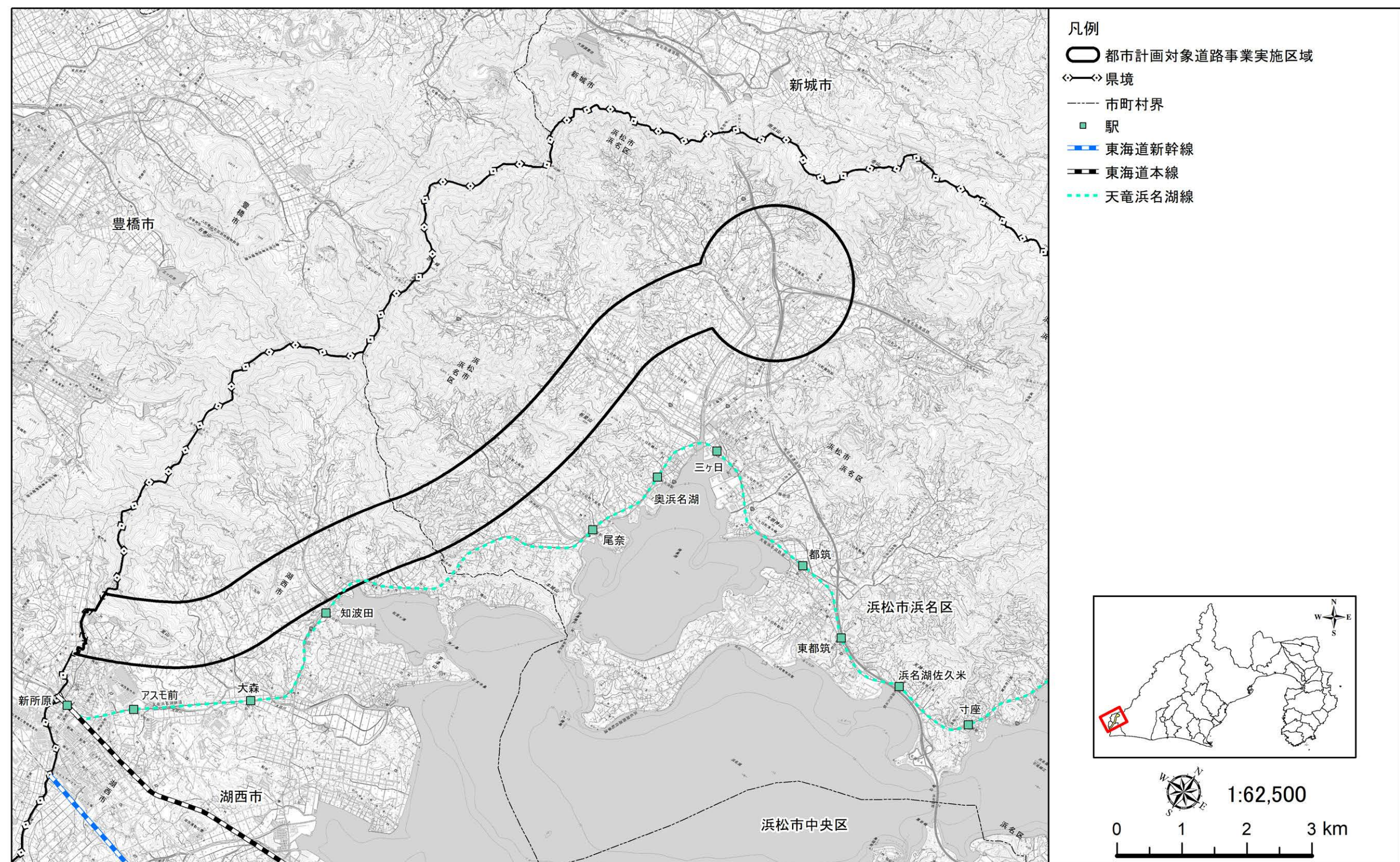
調査区域の鉄道網は図 4-2-7 に、主要駅の駅別年間乗車人員は表 4-2-11 に示すとおりです。調査区域における鉄道としては、JR 東海道本線、天竜浜名湖線があります。令和 3 年度の各駅の年間乗車人員数は、湖西市の JR 東海道本線新所原駅が約 1,189 千人にのぼっています。

表 4-2-11 駅別年間乗車人員

市	路線名	駅名	年間乗車人員 (人)	年度
浜松市	天竜浜名湖線	尾奈	11,813	R3
		奥浜名湖	8,075	R3
		三ヶ日	68,950	R3
		都筑	15,443	R3
		東都筑	16,454	R3
		浜名湖佐久米	8,709	R3
		寸座	2,719	R3
湖西市	JR 東海道本線	新所原	1,189,355	R3
	天竜浜名湖線	新所原	82,862	R3
		アスモ前	3,230	R3
		大森	8,385	R3
		知波田	14,027	R3

出典：「令和4年版浜松市統計書(第18回)」(浜松市ホームページ)

「令和4年版湖西市統計書」(湖西市ホームページ)



出典：「国土数値情報 鉄道データ（令和3年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-7 鉄道網位置図

2.5.学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

調査区域に位置する、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）は、表 4-2-12～表 4-2-14 及び図 4-2-8～図 4-2-11 に示すとおりです。調査区域全域に多数分布しており、事業実施区域においては、小学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、認定こども園が 1 箇所、診療所が 1 箇所、特別養護老人ホームが 1 箇所存在します。

表 4-2-12 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	市	No	名称	所在地
小学校	浜松市	1	三ヶ日東小学校	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 2266-2
		2	三ヶ日西小学校	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 301-1
		3	平山小学校	浜松市浜名区三ヶ日町平山 200
		4	尾奈小学校	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈 1431
	湖西市	5	知波田小学校	湖西市大知波 1144
		6	東小学校	湖西市新所 680
		7	岡崎小学校	湖西市岡崎 634-2
中学校	浜松市	8	三ヶ日中学校	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 1320-5
	湖西市	9	湖西中学校	湖西市太田 135
		10	岡崎中学校	湖西市岡崎 587-2
大学	浜松市	11	光産業創成大学院大学	浜松市中央区呉松町 1955-1
図書館	浜松市	12	浜松市立三ヶ日図書館	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 799-1
	湖西市	13	北部多目的センター 図書コーナー	湖西市太田 458-1
		14	西部地域センター図書室	湖西市駅南 2 丁目 4-1

注1) 地点番号は図4-2-8に対応する。

出典：「令和5年度静岡県学校名簿」（静岡県ホームページ）

「幼稚園・学校一覧」（浜松市ホームページ）

「湖西市立小・中学校通学区域」（湖西市ホームページ）

「浜松市立図書館」（浜松市立図書館ホームページ）

「湖西市立図書館」（湖西市立図書館ホームページ）

表 4-2-13 幼稚園・保育園等の状況

種別	市	No	名称	所在地
幼稚園	浜松市	1	平山幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町平山 223-1
		2	三松幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 432
		3	尾奈幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈 1461-1
		4	大崎幼稚園	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 1665-20
	湖西市	5	知波田幼稚園	湖西市大知波 503
保育園	浜松市	6	都筑保育園	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 1789-6
		7	三ヶ日保育園	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 811-5
		8	チャイルドスクエア浜松三ヶ日	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 916-70
	湖西市	9	なぎさ保育園	湖西市入出 281-8
		10	きりつ保育園	湖西市古見 1155-6
		11	吉美風の子保育園	湖西市吉美 1482-3
認定こども園	湖西市	12	しらゆりこども園	湖西市入出 377
		13	微笑こども園	湖西市梅田 128-3
		14	岡崎幼稚園	湖西市岡崎 2586-37
		15	おかさきこども園	湖西市吉美 3294-136

注1) 地点番号は図4-2-9に対応する。

出典：「令和5年度静岡県学校名簿」（静岡県ホームページ）

「幼稚園・学校一覧」（浜松市ホームページ）

「幼稚園・保育園」（湖西市ホームページ）

「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」（認定 NPO 法人はままつ子育てネットワークぴっぴホームページ）

表 4-2-14 病院、福祉施設の状況

種別	市	No	名称	所在地
病院	湖西市	1	浜名病院	湖西市新所岡崎梅田入会地 15-70
診療所	浜松市	2	三ヶ日中央外科	浜松市浜名区三ヶ日町岡本 823-1
		3	縣医院	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 653-2
		4	特別養護老人ホームみずうみ診療所	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 1148-2
		5	医療法人社団早友会クロヤナギ医院	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 34-1
		6	はまだ内科	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 884
		7	みかえ内科クリニック	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 2488-1
	湖西市	8	特別養護老人ホーム湖西白萩	湖西市太田 450-1
		9	伊藤医院	湖西市入出 505
		10	榛名医院	湖西市新所 4014
		11	プライムアース EV エナジー(株)本社健康管理室	湖西市岡崎 20
		12	寿松園医務室	湖西市岡崎 602-1
		13	川口整形外科	湖西市岡崎 2586-38
		14	いしはま医院	湖西市岡崎 882-49
		15	デンソー湖西診療所	湖西市梅田 390
		16	新所原医院	湖西市新所原 2-5-26
		17	後藤内科医院	湖西市駅南 4 丁目 2-33
		18	西湖西整形外科	湖西市岡崎 1286-2
		19	特別養護老人ホーム光湖苑 診療所	湖西市岡崎梅田入会地 17-20
		20	GS ユアサエナジー健康管理室	湖西市境宿 555
		21	プライムアース EV エナジー(株)境宿工場健康管理室	湖西市境宿 555
		22	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株)湖西サイト健康管理室	湖西市境宿 554
福祉施設	特別養護老人ホーム			
	浜松市	23	みずうみ	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 1148-2
	湖西市	24	湖西白萩	湖西市太田 450-1
		25	寿松園	湖西市岡崎 602-1
		26	光湖苑	湖西市新所岡崎梅田入会地 17-20
	軽費老人ホーム			
	湖西市	27	ケアハウス燦光	湖西市新所 838
	有料老人ホーム			
	浜松市	28	みかんの郷	浜松市浜名区三ヶ日町津々崎 445-3
		29	ウェルネス浜名湖	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 541-1
		30	あい湖	浜松市浜名区三ヶ日町大崎 1952

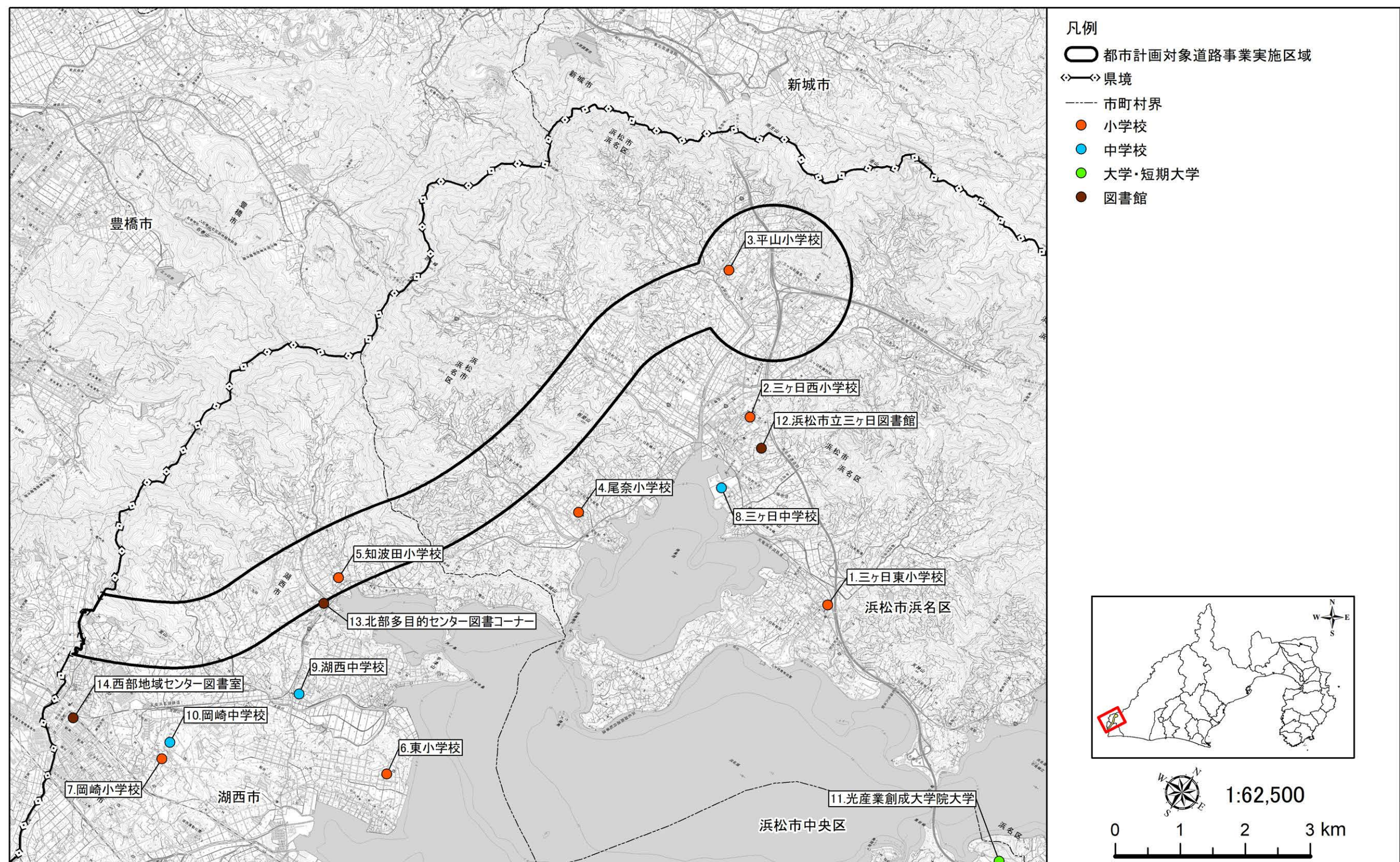
注1) 地点番号は図4-2-10～図4-2-11に対応する。

出典：「令和5年度静岡県病院名簿」（静岡県健康福祉部医療局医療政策課）

「令和5年度静岡県診療所名簿」（静岡県健康福祉部医療局医療政策課）

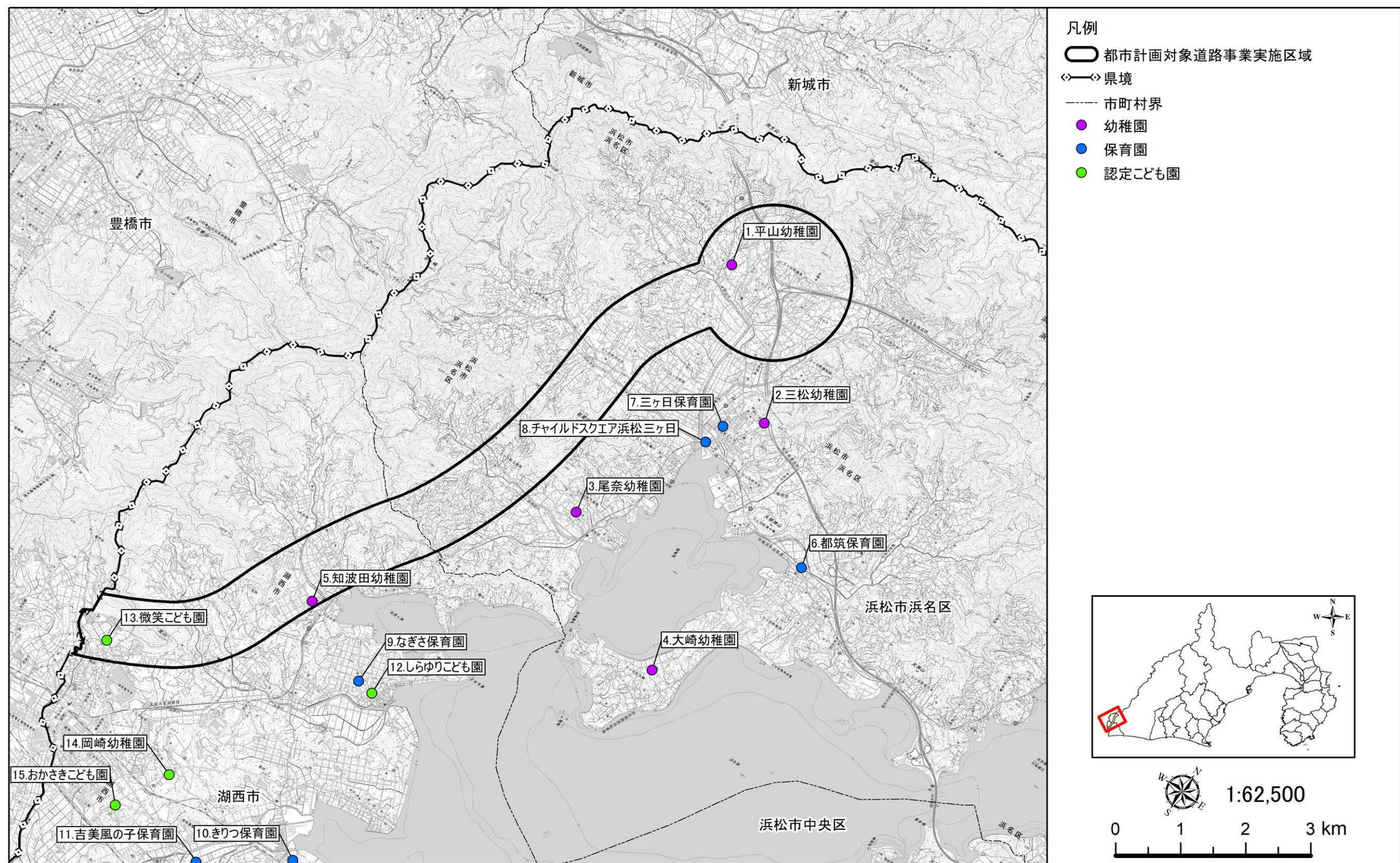
「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの一覧表（令和5年4月1日現在）」（静岡県ホームページ）

「施設サービス」（浜松市ホームページ）



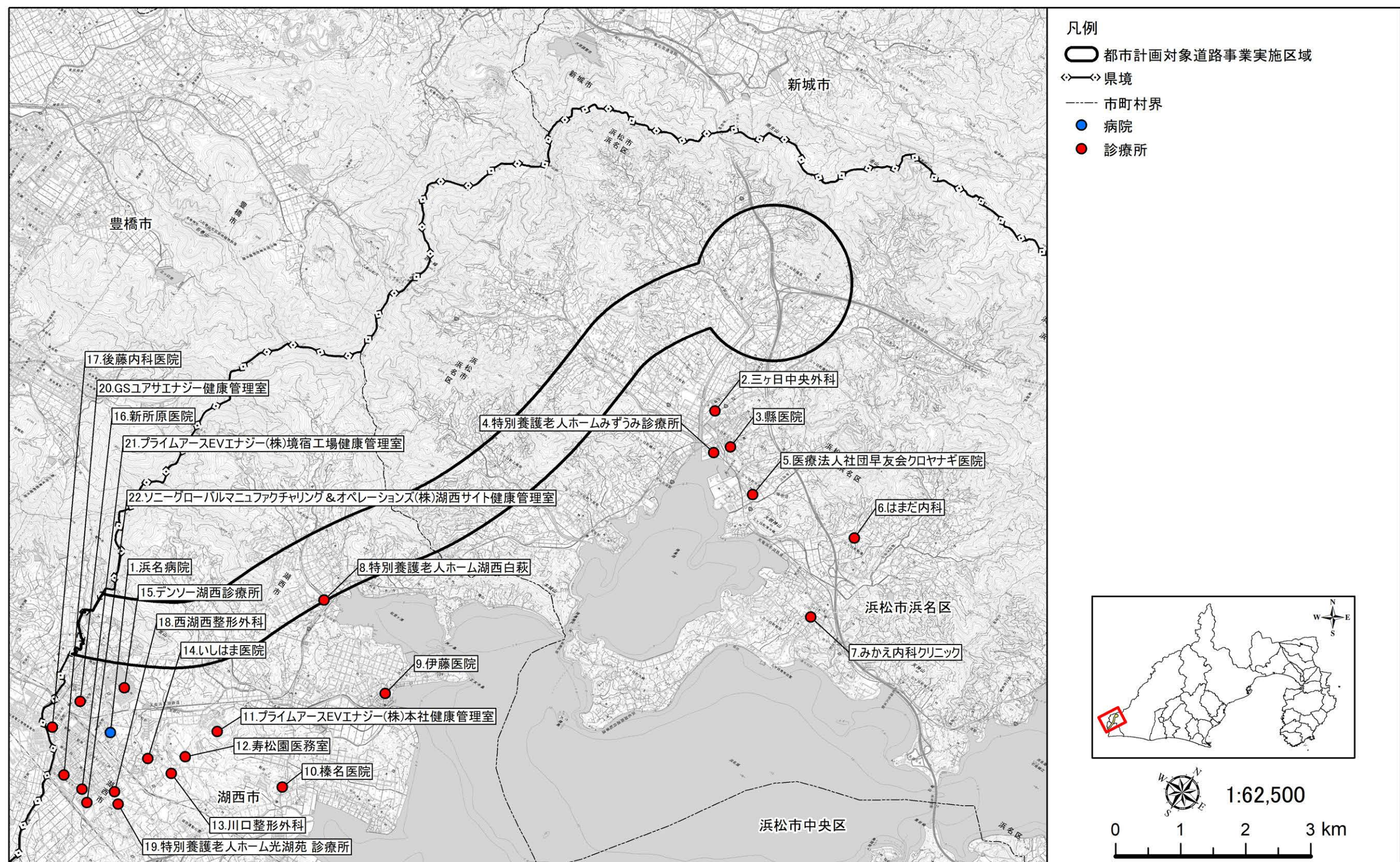
出典：「令和5年度静岡県学校名簿」（静岡県ホームページ）
「幼稚園・学校一覧」（浜松市ホームページ）
「湖西市立小・中学校通学区域」（湖西市ホームページ）
「浜松市立図書館」（浜松市立図書館ホームページ）
「湖西市立図書館」（湖西市立図書館ホームページ）

図 4-2-8 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況



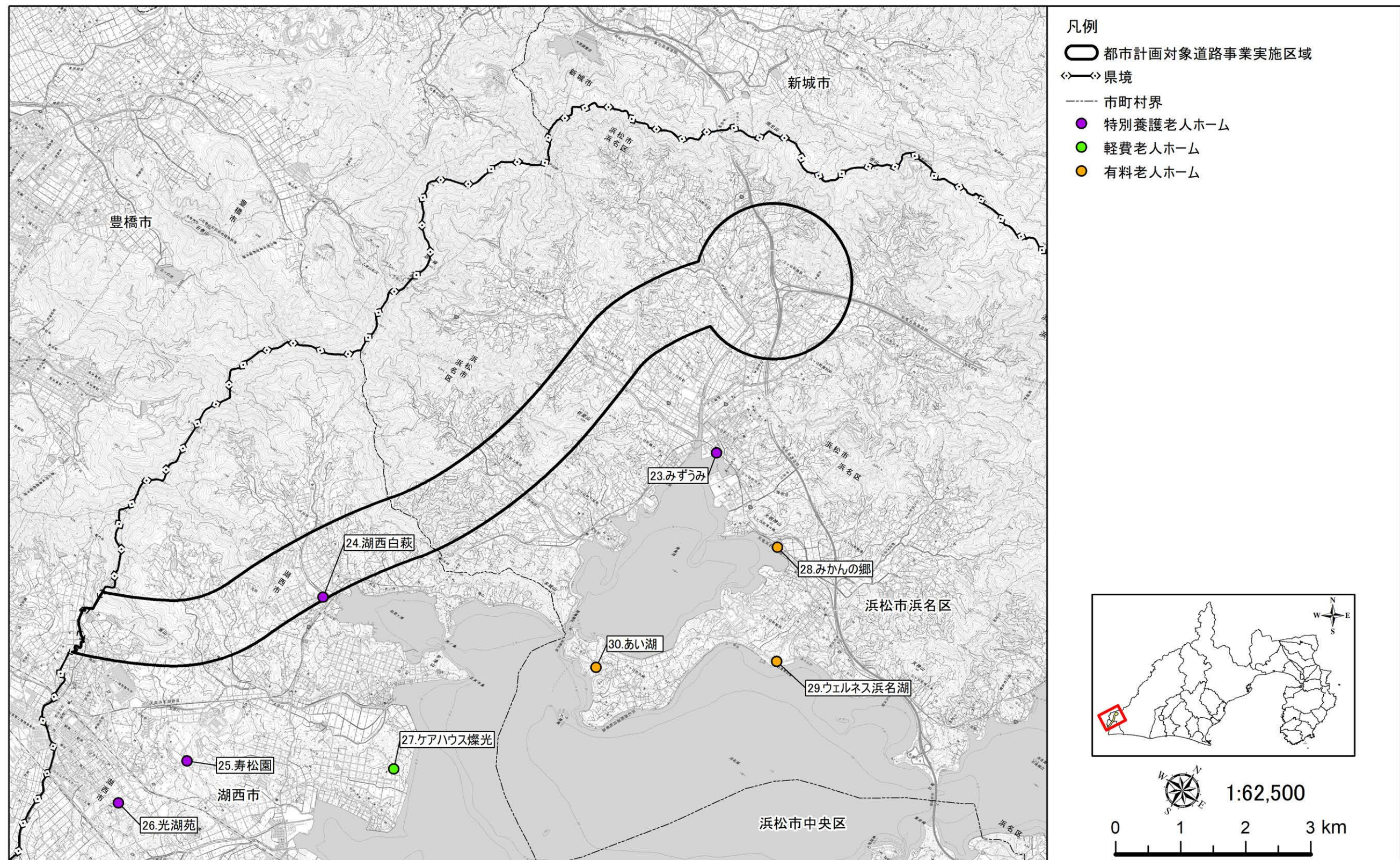
出典：「令和5年度静岡県学校名簿」（静岡県ホームページ）
「幼稚園・学校一覧」（浜松市ホームページ）
「幼稚園・保育園」（湖西市ホームページ）
「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」（認定 NPO 法人はままつ子育てネットワークぴっぴホームページ）

図 4-2-9 幼稚園、保育所、認定こども園の状況



出典：「令和5年度静岡県病院名簿」（静岡県健康福祉部医療局医療政策課）
「令和5年度静岡県診療所名簿」（静岡県健康福祉部医療局医療政策課）

図 4-2-10 病院の状況



出典：「養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの一覧表（令和5年4月1日現在）」（静岡県ホームページ）
「施設サービス」（浜松市ホームページ）

図 4-2-11 社会福祉施設の状況

(2) 住宅の配置の概況

調査区域における人口集中地区（DID）は、図 4-2-12 に示すとおりです。湖西市では、JR 新所原駅及び鷺津駅周辺、鷺津駅より南側の国道 301 号沿いで、市街地が形成されています。

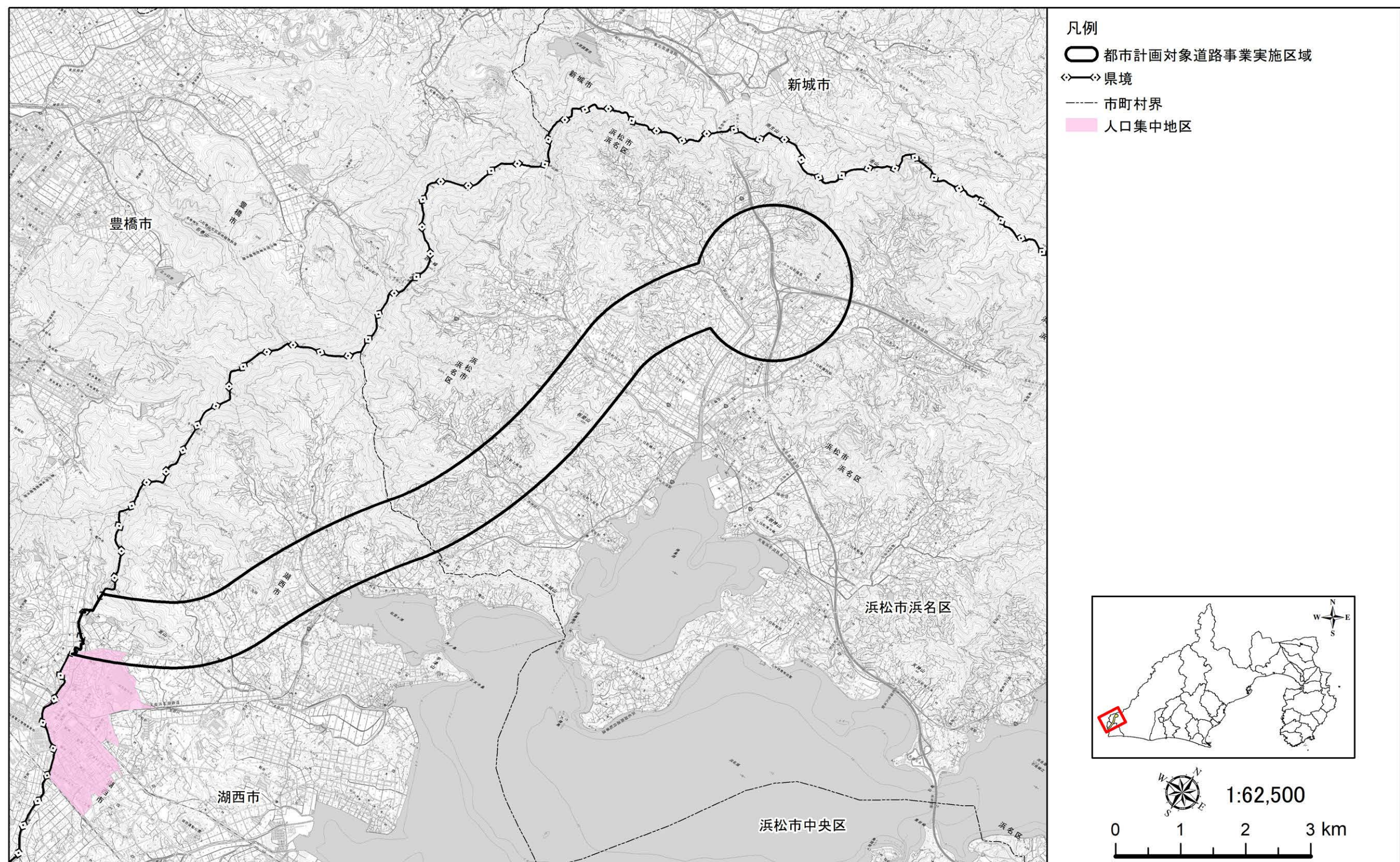


図 4-2-12 人口集中地区の状況

2.6. 下水道の整備の状況

調査区域内の市町における下水道整備状況は、表 4-2-15 に示すとおりです。また、周辺の公共下水道処理施設は、表 4-2-16 及び図 4-2-13 に示すとおりです。

静岡県内の汚水処理人口普及率は 84.9%、下水道処理人口普及率は 65.5%です。浜松市は、汚水処理人口普及率、下水道処理人口普及率ともに静岡県全体を上回っていますが、湖西市は静岡県全体の平均と比較して普及率が低い状況です。調査区域の公共下水道処理場は、三ヶ日浄化センター、湖西浄化センターの 2 箇所存在します。

静岡県では、平成 5 年度に市町村と協力して、汚水処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を明らかにした「静岡県下水道整備長期計画」を策定し、平成 7 年度には、この計画を「都道府県構想」として位置付けをしました。快適な生活環境の保持、地球温暖化防止、循環型社会の形成、防災・減災の視点を取り入れた上で、県民と県・市町が連携して生活排水対策をより効率的かつ適正に推進するため、指標を設定するとともに、具体的な施策の取組を明示した「静岡県生活排水処理長期計画」（令和 2 年 2 月、静岡県）を策定しました。この長期計画で、「令和 18 年度の汚水処理人口普及率 95%」との目標値が設定されました。

表 4-2-15 下水道の整備の状況

行政区分	人口(千人)	汚水処理人口(千人)	下水道処理人口(千人)	汚水処理人口普及率(%)	下水道処理人口普及率(%)
浜松市	791	718	644	90.9	81.5
湖西市	58	43	26	74.3	44.1
静岡県	3,620	3,074	2,373	84.9	65.5

注1) 令和4年度末の集計結果である。

出典：「静岡県における令和 4 年度末の汚水処理状況」（静岡県ホームページ）

表 4-2-16 公共下水道処理施設

No	市	処理場	所在地	処理能力 (m ³ /日)	供用開始	供用 区域
1	浜松市	三ヶ日浄化センター	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 1320-11	1,800	平成 18 年 10 月	三ヶ日処理区
2	湖西市	湖西浄化センター	湖西市吉美 950-28	8,500	平成 13 年 3 月	浜名処理区

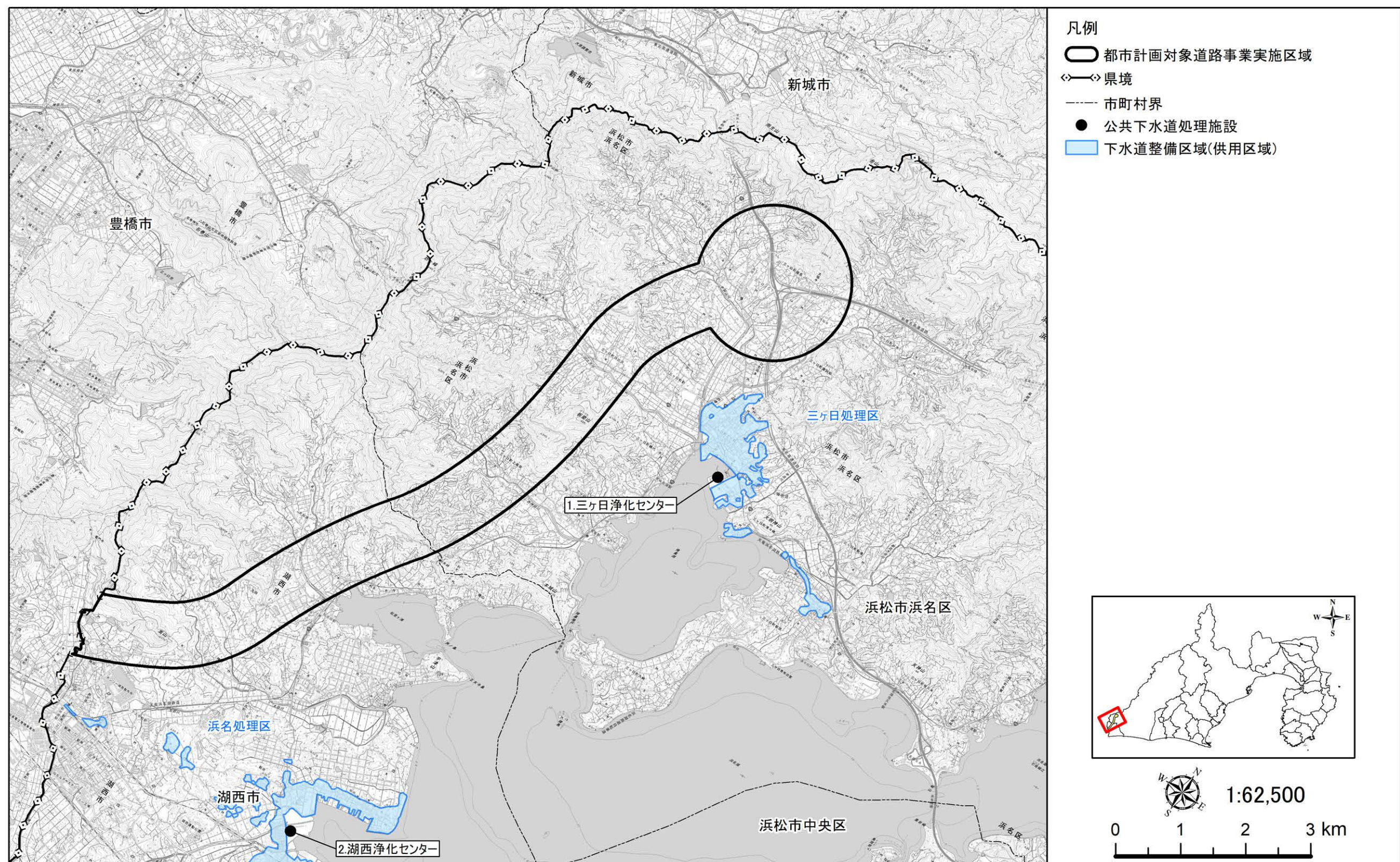
注1) 地点番号は図4-2-13に対応する。

出典：「令和 4 年度版静岡県の生活排水処理」（令和 5 年 3 月、静岡県）

「湖西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和 3 年 3 月、静岡県）

「浜松市の浄化センター」（浜松市ホームページ）

「令和 4 年度下水道事業年報」（浜松市上下水道部）



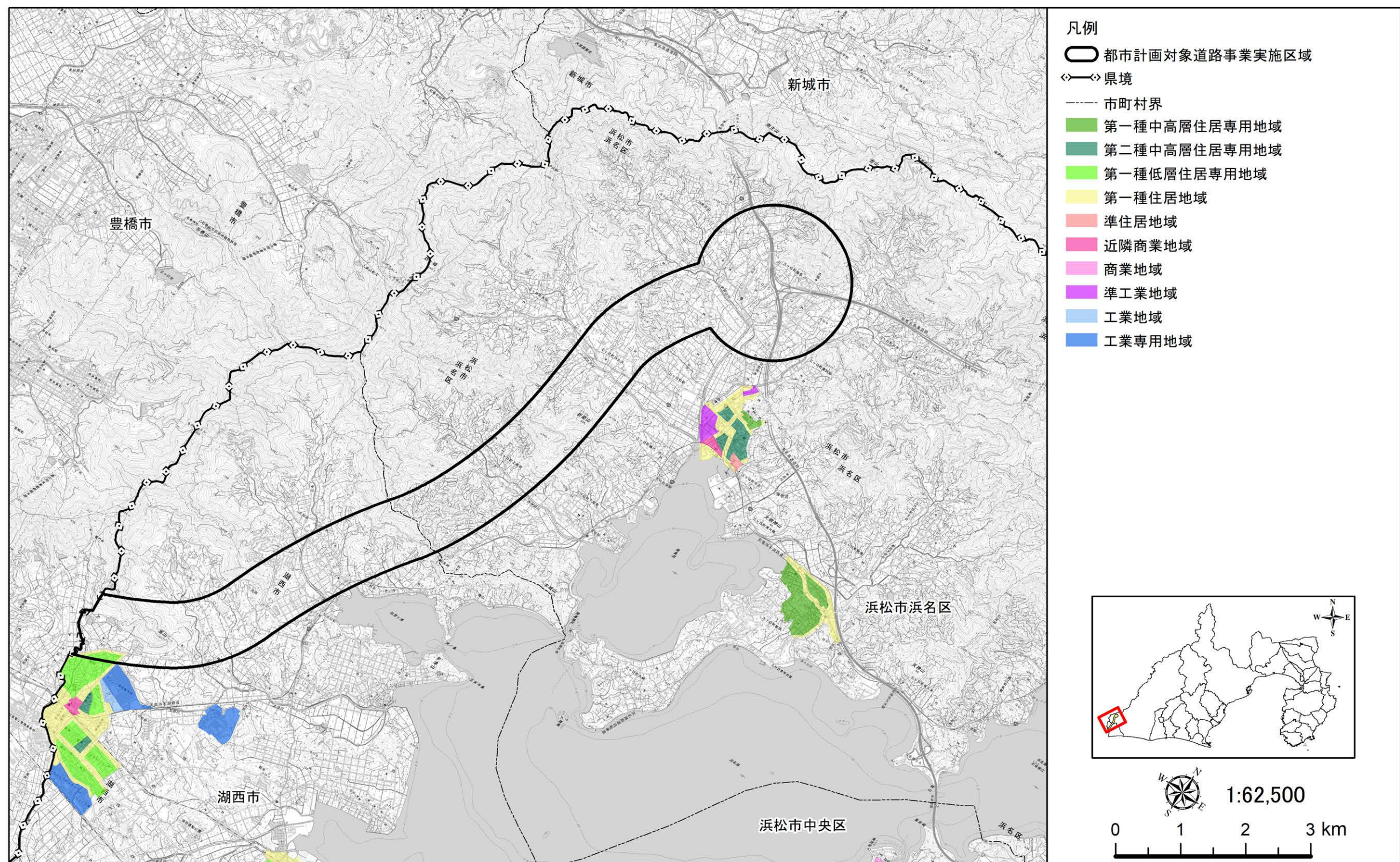
出典：「令和4年度版静岡県の生活排水処理」（令和5年3月、静岡県）
「湖西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和3年3月、静岡県）
「浜松市の浄化センター」（浜松市ホームページ）

図 4-2-13 公共下水道処理施設

2.7.環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日法律第 87 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域は、図 4-2-14 に示すとおりです。浜松市では浜名湖周辺に点在して用途地域が定められており、主に住居系の地域に指定されています。湖西市では、事業実施区域の南側で用途地域が定められており、主に浜名湖と駅等周辺が住居系の地域に指定され、その他は工業系の地域に指定されています。



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-14 用途地域図

(2) 環境基本法による公害防止計画の策定の状況

静岡県においては、富士市等で「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）が策定されていますが、浜松市及び湖西市は策定地域の対象外です。

(3) 大気汚染防止法により定められた指定地域

調査区域内において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はありません。

(4) 環境基本法により定められた大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）により定められた大気の汚染に係る環境基準は表 4-2-17 に示すとおりです。

表 4-2-17 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。 3.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 4.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをしないよう努めるものとする。 5.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」

（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境庁告示 33 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」

（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日環境庁告示 100 号）

(5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域において、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき同法施行令（平成 4 年 11 月 26 日政令第 365 号、最終改正：令和 4 年 5 月 20 日政令第 195 号）で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第 8 条第 1 項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域の指定はありません。

(6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

(7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準を表 4-2-18 に、環境基準の地域の類型指定の状況は、表 4-2-19 及び図 4-2-15 に示すとおりです。

調査区域は概ね、第 1 種・第 2 種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当する B 類型に指定されており、浜松市及び湖西市の中心部は、一部住居専用地域が該当する A 類型並びに近隣商業・商業・準工業・工業地域・工業専用地域が該当する C 類型に指定されています。

表 4-2-18 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（道路に面する地域）に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日号環境省告示第54号）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月 環境省）

表 4-2-19 騒音に係る環境基準の類型指定

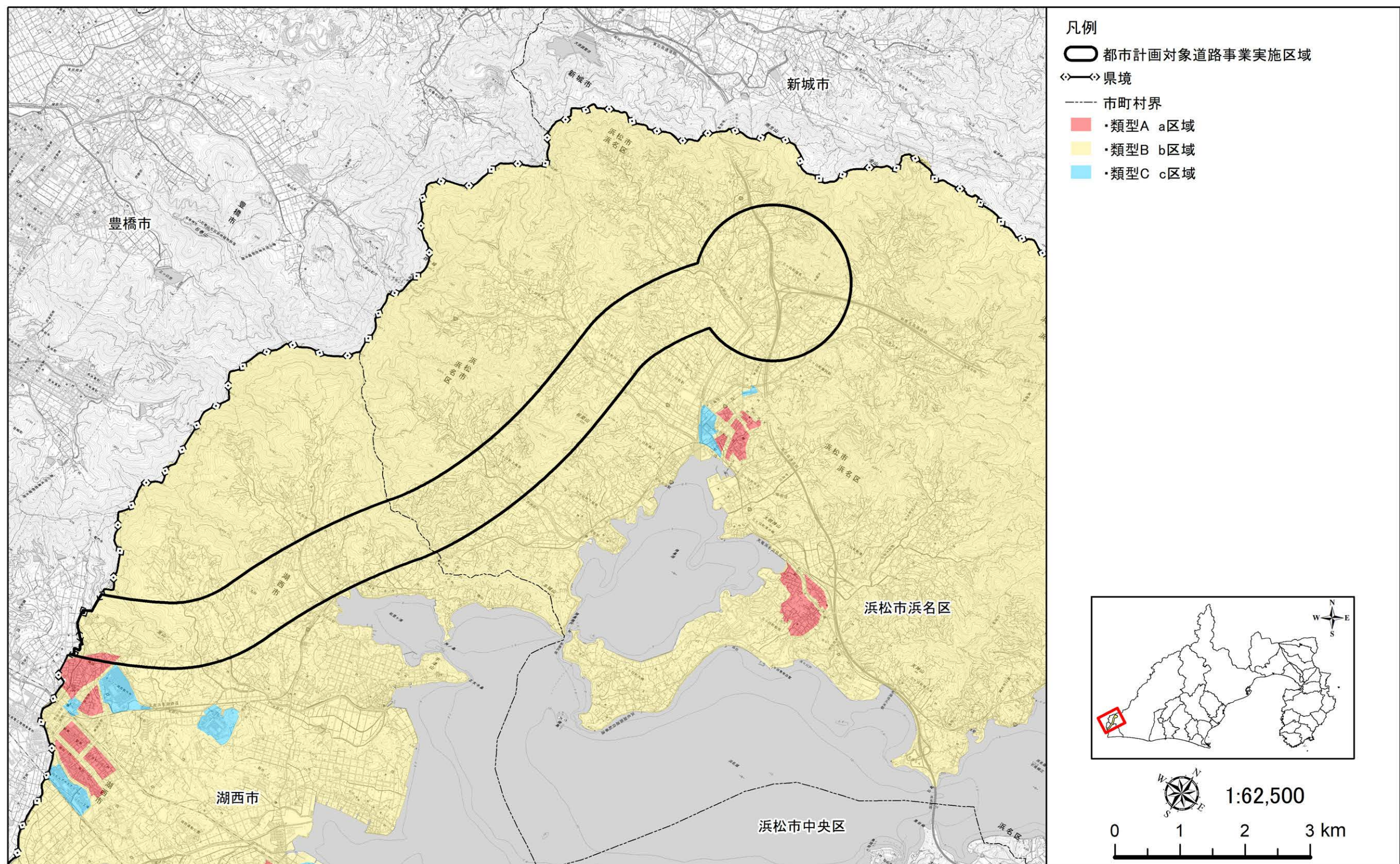
地域の類型	該当地域	
	浜松市	湖西市
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 浜名区の区域のうち、別図（省略）により実線で表示した区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第1種住居地域（特別工業地区を除く。） 第2種住居地域（特別工業地区を除く。） 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域のうち、別図（省略）により実線で表示した区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区 工業地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日浜松市告示第214号、最終改正：平成26年3月28日浜松市告示第220号）

「騒音規制法に基づく地域の指定等」（平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号）

「第3次湖西市環境基本計画」（令和3年3月、湖西市）

「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：平成23年7月22日静岡県規則第27号）



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-15 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

(8) 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第17条第1項に基づく自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-20(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-21及び前掲の図4-2-15に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-20(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考：a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-21に示すとおりである。

表 4-2-20(2) 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年6月10日法律第180号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年8月25日建設省令第49号、最終改正：令和5年3月31日国土交通省令第30号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

表 4-2-21 自動車騒音の限度に係る区域の区分

区域	区域の区分
a区域	騒音規制法に基づく第1種区域並びに第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	騒音規制法に基づく第2種区域のうちaの区域の区分をあてはめる地域以外の地域
c区域	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考：この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号、最終改正：令和5年3月29日静岡県条例第13号）別表第1の20の2の項(1)の規定に基づき町長が指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、第1種中高層住居専用

地域及び第2種中高層住居専用地域は都市計画法(昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第8条の規定により定められた地域をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令の別表の備考の規定に基づき知事が定める区域の区分」(平成12年3月31日静岡県告示第307号、最終改定：平成30年8月31日告示第591号)

「騒音規制法に基づく地域の指定等」(平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号)

(9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-22に、区域の区分は表4-2-23及び図4-2-16に示すとおりです。

調査区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。事業実施区域は、第1号区域が指定されています。

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成10年12月25日条例第44号、最終改正：平成24年3月23日条例第21号)第72条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-24に、区域の区分は表4-2-25及び図4-2-16に示すとおりです。

表 4-2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（騒音規制法）

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表 No.1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4-2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

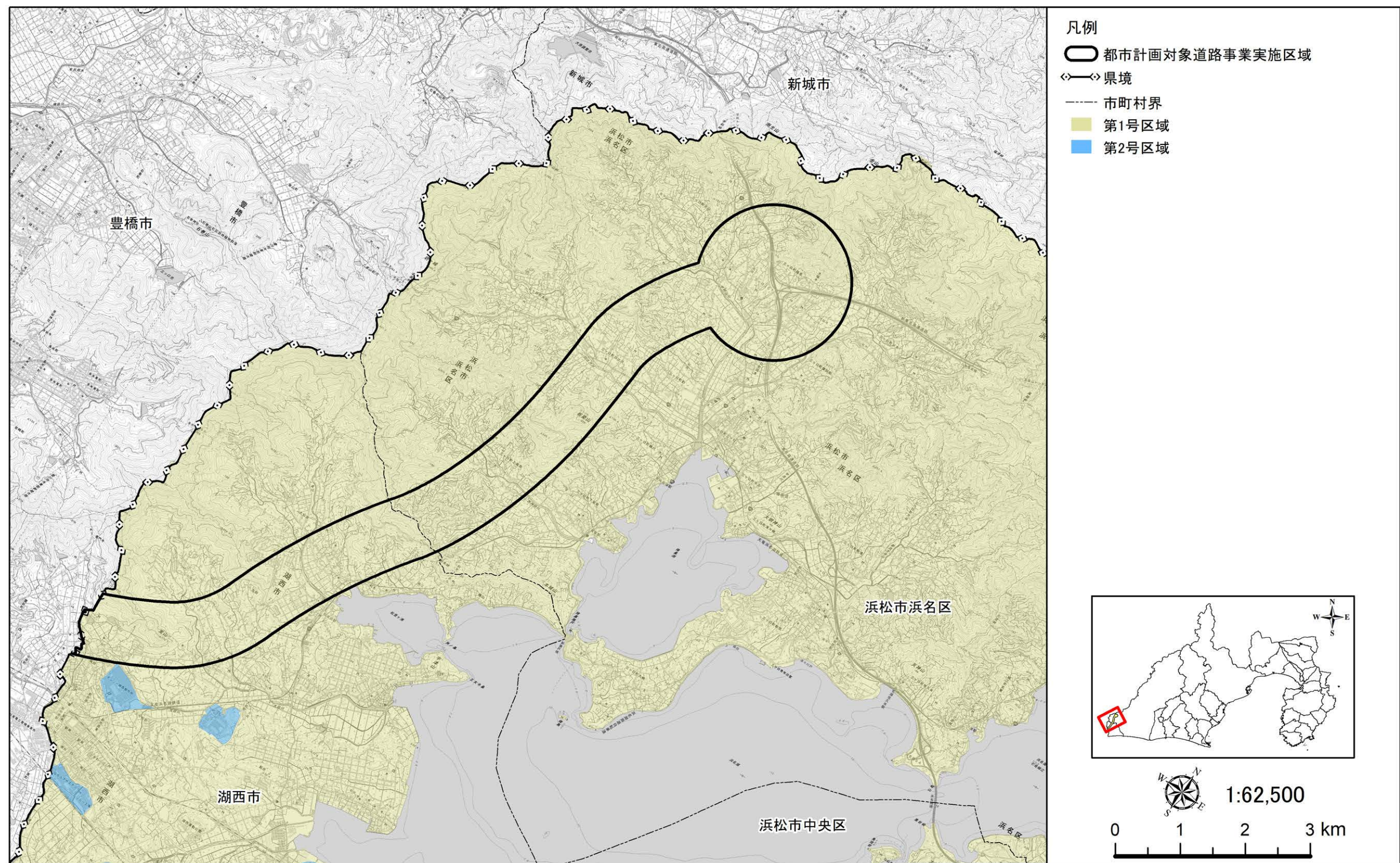
区域	区域の区分
第1号区域	1.第1種区域として定められた区域 2.第2種区域として定められた区域 3.第3種区域として定められた区域 4.第4種区域として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3)医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4)図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5)老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考：この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」、「第4種区域」とは、以下の告示等に従って定められる区域をいう。

浜松市：「騒音規制法に基づく地域の指定等」（平成17年7月1日浜松市告示第334号、最終改正：平成27年6月23日告示第417号）

湖西市：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の規定に基づき知事が指定する区域（平成9年3月28日静岡県告示第344号の6号、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第212号）



出典：「国土数値情報 用途地域データ（令和元年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）
「静岡県地理情報システム 都市計画情報」（静岡県ホームページ）

図 4-2-16 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（騒音規制法、振動規制法）

表 4-2-24 特定建設作業に伴う騒音の基準（静岡県生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No.1～8 参照	
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 85 デシベルを超えないこと	—
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧5万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体(以下「変電所」という。)の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・ もんけんを除く ・ アースオーガーと併用する作業を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・ 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 ・ さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る ・ モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	・ 原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・ 原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・ 原動機の定格出力が 40kW 以上

備考1：この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。

2:No.6から8に掲げる作業のうち、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号)別表第2第6号、第7号及び第8号の規定に基づく一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号)別表に規定する機械を使用する作業を含まないものとする。

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

**表 4-2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)**

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第3種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号)

(10) 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域において、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づき道路交通振動の限度が指定される区域が存在します。同法に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表 4-2-26 に、区域の区分は表 4-2-27 及び図 4-2-17 に示すとおりです。

調査区域の大半は商業・工業系の地域や用途地域の定めのない地域が該当する第 2 種区域に指定されています。この他、一部住居系の地域が該当する第 1 種区域が浜松市及び湖西市の中心部で指定されています。

表 4-2-26 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1) 時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前8時

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」（平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号）

表 4-2-27 道路交通振動の限度における区域の区分

区域	区域の区分	
第 1 種区域	第 1 種区域の 1	騒音規制法に基づく第 1 種区域
	第 1 種区域の 2	騒音規制法に基づく第 2 種区域
第 2 種区域	第 2 種区域の 1	騒音規制法に基づく第 3 種区域
	第 2 種区域の 2	騒音規制法に基づく第 4 種区域

出典：「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」（平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号）

「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成 17 年 7 月 1 日浜松市告示第 335 号、最終改正：平成 27 年 6 月 23 日浜松市告示第 416 号）

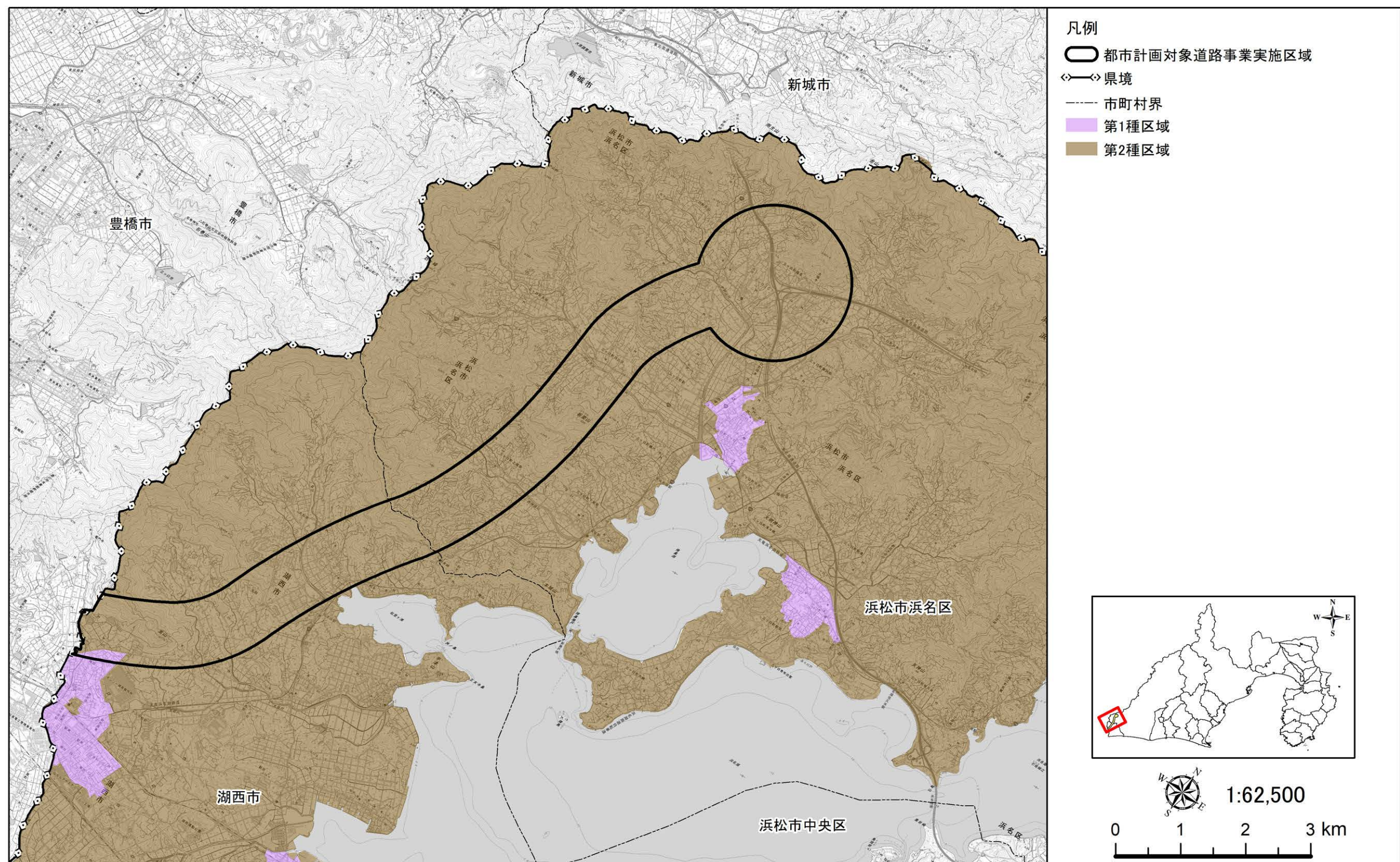


図 4-2-17 道路交通振動における区域の区分

(11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、

地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-28 に、区域の区分は表 4-2-29 及び前掲の図 4-2-16 に示すとおりです。

調査区域においては、主に第 1 号区域が、一部では第 2 号区域が指定されています。
事業実施区域は、第 1 号区域が指定されています

また、調査区域における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号）第 89 条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 4-2-30 に、区域の区分は表 4-2-31 及び前掲の図 4-2-16 に示すとおりです。

表 4-2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象作業	別表 No.1～4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4-2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域の1として定められた区域 2. 第1種区域の2として定められた区域 3. 第2種区域の1として定められた区域 4. 第2種区域の2として定められた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」（平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日静岡県告示第213号）

**表 4-2-30 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準
(静岡県生活環境の保全等に関する条例)**

項目	内容	適用除外 ^{注)}
対象地域	1号区域及び2号区域	
対象作業	別表 No.1～4 参照	当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く
規制基準	特定建設作業の場所の敷地の境界線において 75 デシベルを超えないこと	—
作業時間帯	1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D E
1日当りの作業時間	1号区域：1日10時間を超えないこと 2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C D E F

注) 適用除外の要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間または日曜日その他の休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- E. 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る

備考1：この表に掲げる作業には、航空自衛隊浜松基地及び航空自衛隊静浜基地内で行う作業を含まないものとする。

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

**表 4-2-31 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分
（静岡県生活環境の保全等に関する条例）**

区域	区域の区分
1号区域	別表に掲げる第1種区域の1、第1種区域の2及び第2種区域の1並びに第2種区域の2のうち病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

(別表)

区域	区域の区分
第1種区域の1	騒音規制法に基づく第1種区域
第1種区域の2	騒音規制法に基づく第2種区域
第2種区域の1	騒音規制法に基づく第3種区域
第2種区域の2	騒音規制法に基づく第4種区域

出典：「静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成11年3月12日静岡県規則第9号、最終改正：令和5年3月29日静岡県規則第22号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表 第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分」（平成9年3月28日静岡県告示第344号の9、最終改正：平成30年3月30日告示第213号）

「振動規制法に基づく地域の指定等」（平成17年7月1日浜松市告示第335号、最終改正：平成27年6月23日浜松市告示第416号）

(12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表 4-2-32 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 4-2-33(1)～(2)及び表 4-2-34 に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域があります。調査区域における指定状況は、図 4-2-18 に示すとおりです。

表 4-2-32 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-	-

備考1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4-2-33(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。 4. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU /100mL 以下とする。 5. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)） /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4-2-33(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

2. アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)
(b)：蒸留水について行なった空試験値(ml)
fNa₂S₂O₃：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価

3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注1) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

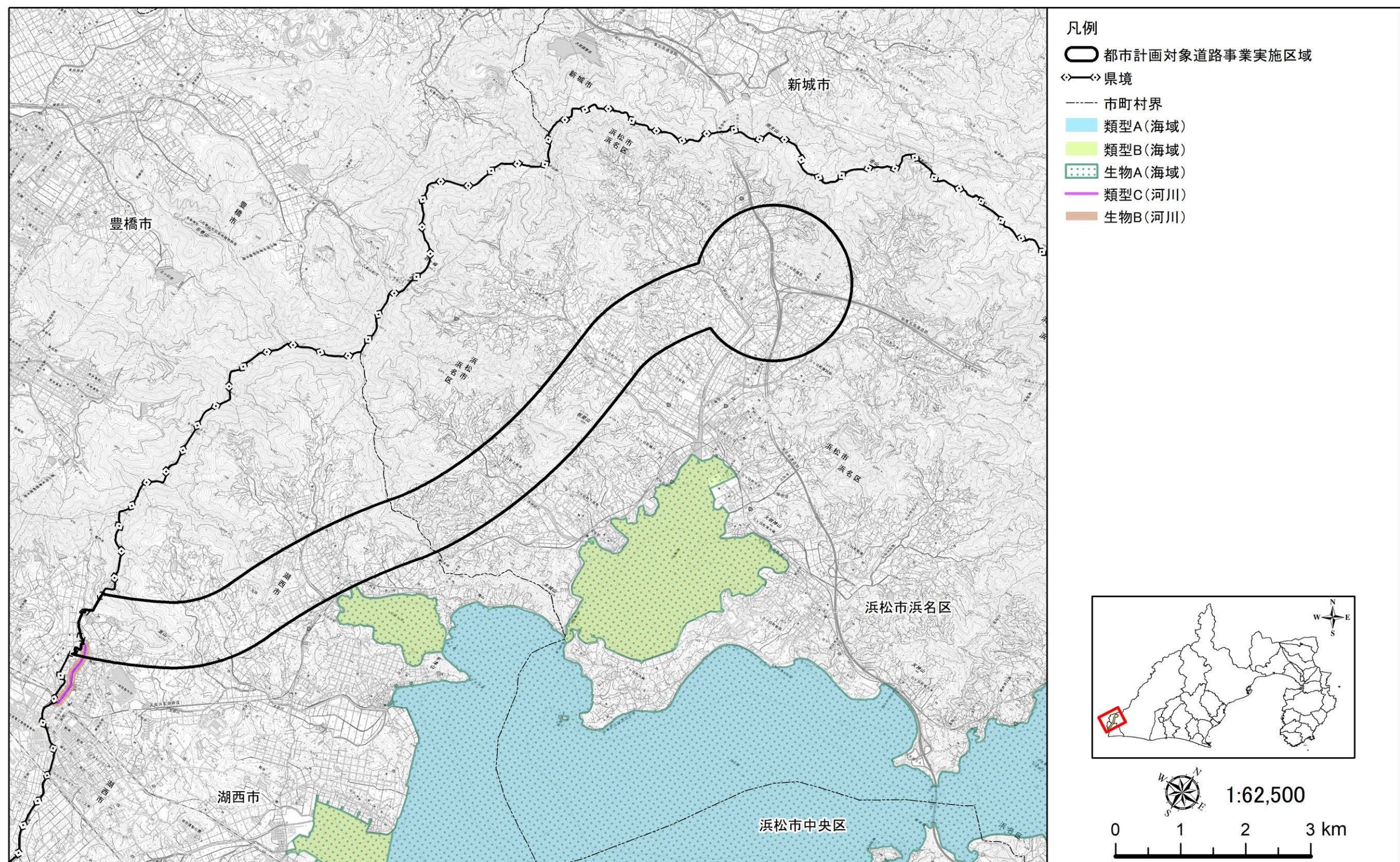
項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考1.基準値は、日間平均値とする。 2.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）

表 4-2-34 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
浜名湖水域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域 A	直ちに達成	

出典：令和3年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県ホームページ）



出典：「静岡県の生活環境項目の類型指定状況」（静岡県ホームページ）

図 4-2-18 水質類型指定状況図

(13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 4-2-35 に示すとおりです。

表 4-2-35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号）

(14) 水質汚濁防止法により排水基準が定められた区域

調査区域において、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、同法同条第 1 項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準（上乗せ排水基準）を適用する区域は、静岡県「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例」（昭和 47 年 7 月 11 日条例第 27 号、最終改正：令和 5 年 3 月 29 日条例第 20 号）により、浜名湖水域に設定されています。

上乗せ排水基準は表 4-2-36(1)～(3)に、指定水域は図 4-2-19 に示すとおりです。

表 4-2-36(1) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）

排出水の区分	有害物質の種類及び許容限度					
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
	最大	最大	最大	最大	最大	最大
1 日の平均的な排出水の量が 800 立方メートル以上である特定事業場に係る排出水	カドミウム 0.002mg/L	シアン 0.2mg/L	0.1mg/L	六価クロム 0.1mg/L	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L
1 日の平均的な排出水の量が 800 立方メートル未満である特定事業場に係る排出水	カドミウム 0.002mg/L	—	0.1mg/L	—	砒素 0.001mg/L	ふっ素 8mg/L
備考						
1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。						
2. この表において「特定事業場」とは、特定施設(政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。以下この表において同じ。)を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。						
3. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排出水については適用しない。						
4. ふっ素及びその化合物についての上乗せ排水基準は、次に掲げる排出水については適用しない。						
(1) この条例の施行の際現に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排出水(食料品製造業(乳製品製造業を除く。)、染色整理業、砕石業若しくは砂利採取業又は尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))若しくは下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)						
(2) 昭和47年8月1日以後において設置される特定事業場(この条例の施行の際現に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排出水(し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。))又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るものに限る。)						

表 4-2-36(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）（1/2）

排水水の区分			項目及び許容限度							
			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素 要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量(動 植物油脂 類含有量) (mg/L)	ノルマ ルヘキ サン抽 出物質 含有量 (鉱油類 含有量) (mg/L)
			日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大
この条例の 施行の際現 に設置され ている特定 事業場（特 定施設の設 置の工事に 着手してい るものを含 む。）に係 る排水水	食料品製造業(乳製品製造業を除く。)に係るもの		100	120	100	120	70	90	—	—
	染色整 理業に 係るも の	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	100	120	100	120	70	90	—	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—
	その他の ものの	1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	20	30	20	30	30	40	—	—
昭和 47 年 8 月 1 日以後 において設 置される特 定事業場 (この条例 の施行の際 現に特定施 設の設置の 工事に着手 しているも のを除く。) に係る排水 水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		15	20	15	20	40	50	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		20	25	20	25	50	70	—	—
	その他の ものの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—

表 4-2-36(2) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）(2/2)

排水水の区分			項目及び許容限度						
			フェノール類含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	溶解性マンガ ン含有量 (mg/L)	クロム 含有量 (mg/L)	大腸菌数 (個/1 cm ³)
			最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均
この条例の 施行の際現 に設置され ている特定 事業場(特 定施設の設 置の工事に 着手してい るものを含 む。)に係る 排水水	食料品製造業(乳製品製造業を除く。)に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	染色整 理業に 係るも の	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	2	—
	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	その他 のもの	1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 800 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	3	—	—	2	—
昭和 47 年 8 月 1 日以後 において設 置される特 定事業場 (この条例 の施行の際 現に特定施 設の設置の 工事に着手 しているも のを除く。)に 係る排水水	し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	—
	その他 のもの	1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	0.2	1	1	—	—	0.4	—
		1 日の平均的な排水の量が 300 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	1	1	1	—	—	2	—
備考									
1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。									
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。									
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水水については適用しない。									
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第19号リ及び改正前の政令別表第1に掲げる施設をいう。									
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(旅館業用施設等又は冷凍調理食品製造業用施設等を併置する工場又は事業場及び政令別表第1第1号の2に掲げる施設を設置する畜産農業のみに属している他の工場又は事業場から排出される水の処理施設のみを設置する工場又は事業場を除く。)をいう。									
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。									
7. 一の特特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。									
8. 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排水水について適用する亜鉛含有量についての上乗せ排水基準の「3」は、平成18年改正省令適用特定事業場から排出される排水水について適用する。									

表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）(1/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質質量 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	昭和 50 年 11 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	旅館業に係るもの		100	130	100	130	120	160	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの		90	120	90	120	100	130	—
			1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	3	5
	昭和 50 年 12 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 11 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	旅館業に係るもの		15	20	15	20	20	30	—	—
		科学技術に関する研究等を行う事業場に係るもの	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの		15	20	15	20	20	30	1
			1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	3	5
医療業又は清掃業を行う事業場に係るもの	昭和 55 年 5 月 9 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの		30	40	30	40	70	90	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5
	昭和 55 年 5 月 10 日以後において設置される特定事業場(同月 9 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの		15	20	15	20	40	50	1	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの		—	—	—	—	—	—	3	5

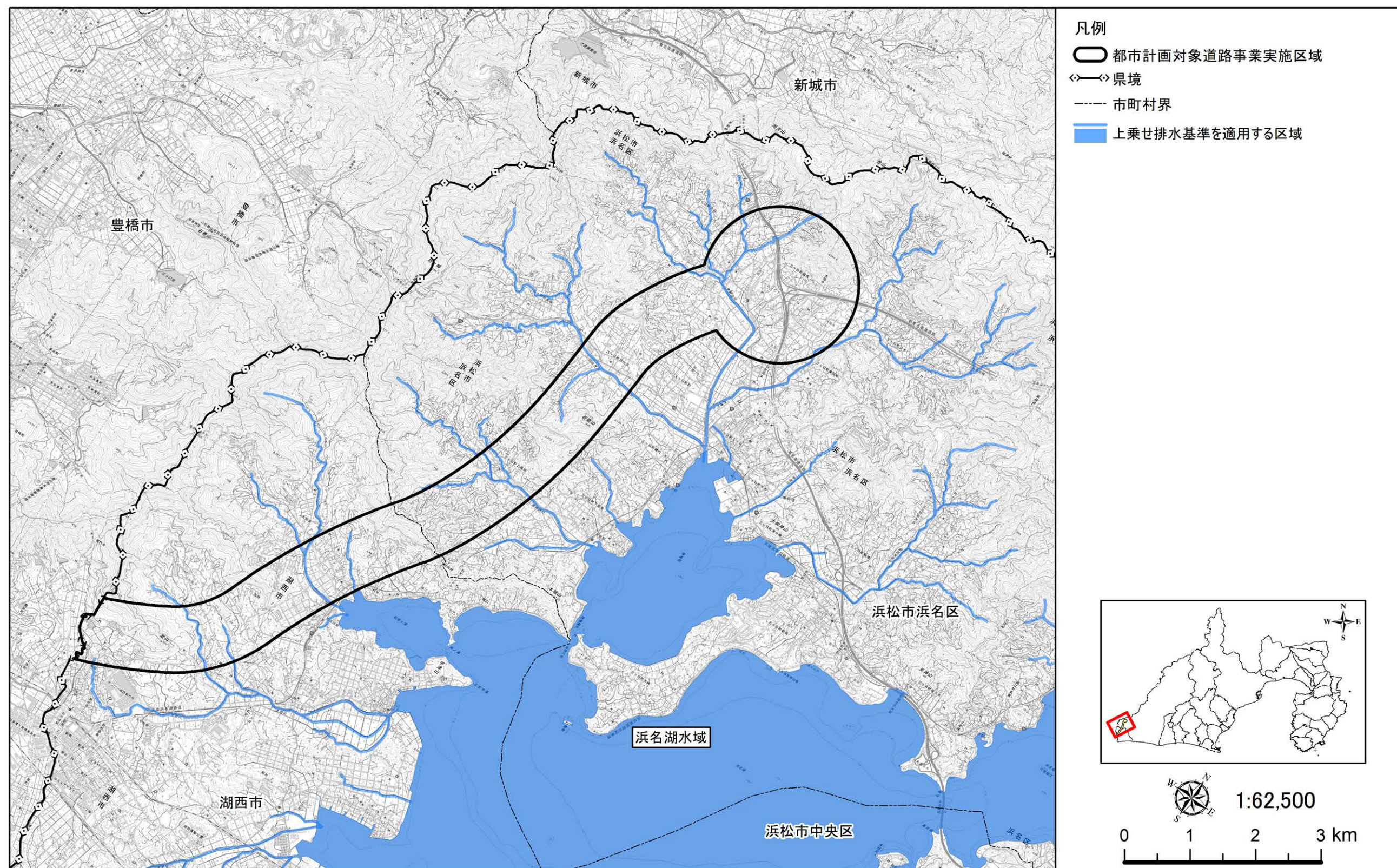
表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）(2/3)

排水水の区分			項目及び許容限度								
			生物化学的酸素要求量 (mg/L)		化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大
冷凍調理食品製造業等を行う事業場に係るもの	昭和 59 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	冷凍調理食品製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		合板製造業に係るもの	60	80	60	80	50	70	—	—	—
		その他のもの	30	40	30	40	70	90	—	—	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
	昭和 59 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場に係るもの	15	20	15	20	20	30	1	1	—
		1 日の平均的な排水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場に係るもの	—	—	—	—	—	—	3	5	2
飲食業等を行う事業場に係るもの	平成 3 年 4 月 30 日において既に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事に着手しているものを含む。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	60	80	60	80	60	80	—	—	—
		その他のもの	60	80	60	80	70	90	—	—	—
	平成 3 年 5 月 1 日以後において設置される特定事業場(同年 4 月 30 日において既に特定施設の設置の工事に着手しているものを除く。)に係る排水	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—
		その他のもの	15	20	15	20	20	30	—	—	—

表 4-2-36(3) 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（浜名湖水域）(3/3)

備考

1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3. 上乗せ排水基準(銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係るものを除く。)は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場に係る排水については適用しない。
4. この表において「特定施設」とは、政令別表第1第18号の2、第18号の3、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第66号の2から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2及び第71号の2から第71号の4までに掲げる施設をいう。
5. この表において「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(鉱業用施設等を併置する工場又は事業場を除く。)をいう。
6. 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
7. 一の特定事業場が2以上の業種に属している場合において、この表によりそれぞれの業種に係る排水につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。



出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」（昭和47年7月11日条例第27号、最終改正：令和5年3月29日条例第20号）

図 4-2-19 水域の区分図

(15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域はありません。

(16) 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定地域

調査区域において、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された指定湖沼及び同条第 2 項の規定により指定された指定地域はありません。

(17) 環境基本法により定められた土壤汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく土壤汚染に係る環境基準は表 4-2-37 に示すとおりです。

表 4-2-37 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K00125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号）

(18) 土壌汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

(19) ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 4-2-38 に示すとおりです。

表 4-2-38 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

(20) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。

(21) 農用地の土壌汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

(22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約 7 号）第 11 条 2 の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

(23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会による「世界かんがい施設遺産」に登録されている施設はありません。

(24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域はありません。

(25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地の区域の指定はありません。

(26) 文化財保護法の規定により指定された史跡・名勝、天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域に分布する「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）、「静岡県文化財保護条例」（昭和 36 年 3 月 28 日条例第 23 号、最終改正：平成 31 年 3 月 26 日条例第 9 号抄）、「浜松市文化財保護条例」（昭和 52 年 3 月 30 日浜松市条例第 28 号、最終改正：平成 31 年 3 月 15 日浜松市条例第 21 号）、「湖西市文化財保護条例」（昭和 52 年 12 月 22 日条例第 33 号、最終改正：令和 3 年 3 月 9 日条例第 1 号）及び「浜松地域遺産認定制度」に基づいて指定あるいは登録、認定された史跡・名勝又は天然記念物、有形文化財（建造物）、有形民俗文化財、無形民俗文化財及び文化的景観は表 4-2-39(1)～(2)及び図 4-2-20(1)～(2)に示すとおりです。

調査区域では、国及び県指定史跡がそれぞれ 1 件、市指定史跡が 12 件、市認定史跡が 2 件、県指定名勝が 3 件、県指定天然記念物が 2 件、市指定天然記念物が 1 件存在しています。さらに国指定有形文化財（建造物）が 1 件、国登録有形文化財（建造物）が 3 件、県指定有形文化財（建造物）が 2 件、市指定有形文化財（建造物）が 1 件、市認定有形文化財（建造物）が 1 件存在します。また、市指定有形民俗文化財が 2 件、市認定有形民俗文化財が 1 件、県指定無形民俗文化財が 1 件、市認定無形民俗文化財が 1 件、市認定文化的景観が 1 件存在します。

事業実施区域においては、指定された文化財が 6 件存在します。

表 4-2-39(1) 文化財一覧（史跡・名勝・天然記念物）

No.	市	種別	指定区分		名称	所在地	指定(認定)年月日
1	浜松市	史跡	市	指	幡教寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町只木 国有林	昭和 49 年 4 月 23 日
2			市	指	旧高栖寺跡	浜松市浜名区三ヶ日町大谷 字釜中	昭和 58 年 5 月 27 日
3			県	指	千頭峯城跡	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶 耶	昭和 56 年 3 月 16 日
4			市	指	佐久米経塚	浜松市浜名区三ヶ日町佐久 米 668-3	昭和 50 年 5 月 17 日
5			市	指	愛宕平古墳	浜松市浜名区三ヶ日町都筑 3657-3	昭和 55 年 8 月 20 日
6			市	指	宇志北大里遺 跡	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 1547	昭和 44 年 2 月 14 日
7			市	指	片山竹茂墓	浜松市浜名区三ヶ日町宇志 935-1 の一部	平成 3 年 4 月 16 日
8			市	指	佐久城跡	浜松市浜名区三ヶ日町 3457-1 他	昭和 44 年 2 月 14 日
9			市	指	凌苔庵跡	浜松市浜名区三ヶ日町平山 国有林 48（ロ）林小班	昭和 55 年 8 月 20 日
10			市	指	西山古墳	浜松市浜名区三ヶ日町釣 413-3	昭和 55 年 8 月 20 日
11			市	指	乎那の峯	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代 916	昭和 45 年 11 月 25 日
12			市	指	本坂一里塚	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	平成 4 年 3 月 6 日
13			市	指	伝橘逸勢墓	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	昭和 44 年 2 月 14 日
14			市	認	本坂高札場跡	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	令和 4 年 3 月 23 日
15			市	認	弘法穴古墳	浜松市中央区館山寺町	令和 3 年 3 月 22 日
16		名勝	県	指	大福寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町福長	昭和 52 年 3 月 18 日
17			県	指	摩訶耶寺庭園	浜松市浜名区三ヶ日町摩訶 耶	昭和 52 年 3 月 18 日
18		天然 記念物	県	指	鶴代のマンサ ク群落	浜松市浜名区三ヶ日町鶴代	昭和 46 年 8 月 3 日
19			市	指	玉洞寺のサザ ンカ	浜松市浜名区三ヶ日町上尾 奈 589	平成 8 年 4 月 19 日
20	浜松市・湖 西市	名勝	県	指	浜名湖	浜松市中央区、浜松市浜名 区、湖西市	昭和 29 年 1 月 30 日
21	湖西 市	史跡	国	指	大知波峠廃寺 跡	湖西市大知波南山 1450 他	平成 13 年 1 月 29 日
22	湖西 市	天然 記念物	県	指	トキワマンサ ク北限群生地	湖西市神座 242	昭和 52 年 12 月 20 日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応する。

注2) 指定区分 指:指定文化財、認:認定文化財、登:登録文化財

出典:「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「はままつの文化財」(浜松市ホームページ)

「国県指定文化財一覧」(静岡県ホームページ)

「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松市歴史的風致維持向上計画(令和4年3月)」(浜松市)

「浜松地域遺産(浜松市認定文化財)の概要」(2023年3月30日、浜松市地域遺産センター/
浜松市文化財課)

「湖西市文化財案内マップ」「湖西市文化財地図」(湖西市教育委員会)

表 4-2-39(2) 文化財一覧（有形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・
文化的景観）

No.	市	種別	指定 区分	名称	所在地	指定(登録・認定) 年月日
1	浜松市	有形文化財 (建造物)	国 指	浜名惣社神明宮本殿	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 122	平成 5 年 4 月 20 日
2			国 登	大福寺庫裏	浜松市浜名区三ヶ日町福長字寺中 219	令和元年 12 月 5 日
3			国 登	天竜浜名湖鉄道三ヶ日駅本屋	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日字門田 1148-3	平成 23 年 1 月 26 日
4			県 指	浜名惣社神明宮 摂社天羽槌雄神社	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 122	昭和 54 年 11 月 19 日
5			市 認	館山寺町愛宕神社 社殿	浜松市中央区館山寺町	令和 3 年 3 月 22 日
6		有形民俗 文化財	市 指	初生衣神社 織殿 附 神庫 古式織 具	浜松市浜名区三ヶ日町岡本 696	昭和 44 年 2 月 14 日
7			市 指	服部正伸並びに友 清能楽関係資料	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	平成 17 年 4 月 19 日
8			市 認	本坂の秋葉山常夜 灯	浜松市浜名区三ヶ日町本坂	令和 4 年 3 月 23 日
9		無形民俗 文化財	市 認	初生衣神社おんぞ 祭り	浜松市浜名区三ヶ日町岡本	令和 2 年 3 月 27 日
10		文化的 景観	市 認	才の神宿場の景観	浜松市浜名区三ヶ日町平山	令和 2 年 3 月 27 日
11	湖西市 ・ 浜松市	有形文化財 (建造物)	国 登	天竜浜名湖鉄道 利木隧道	浜松市浜名区三ヶ日町下尾奈字瀬戸山 2262-32～湖西市利木字赤羽根 507-11	平成 23 年 1 月 26 日
12	湖西市	有形文化財 (建造物)	県 指	大神山八幡宮境内 社熱田神社本殿 附棟札 3 枚	湖西市大知波 729	昭和 56 年 3 月 16 日
13			市 指	法泉寺山門	湖西市新所 2785	平成元年 5 月 1 日
14		無形民俗 文化財	県 指	女河八幡宮例大祭 神事	湖西市新所 1	平成 24 年 3 月 30 日

注1) 地点番号は図4-2-20に対応する。

注2) 指定区分 指:指定文化財、認:認定文化財、登:登録文化財

出典:「文化遺産データベース」(文化庁ホームページ)

「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「はままつ文化財」(浜松市ホームページ)

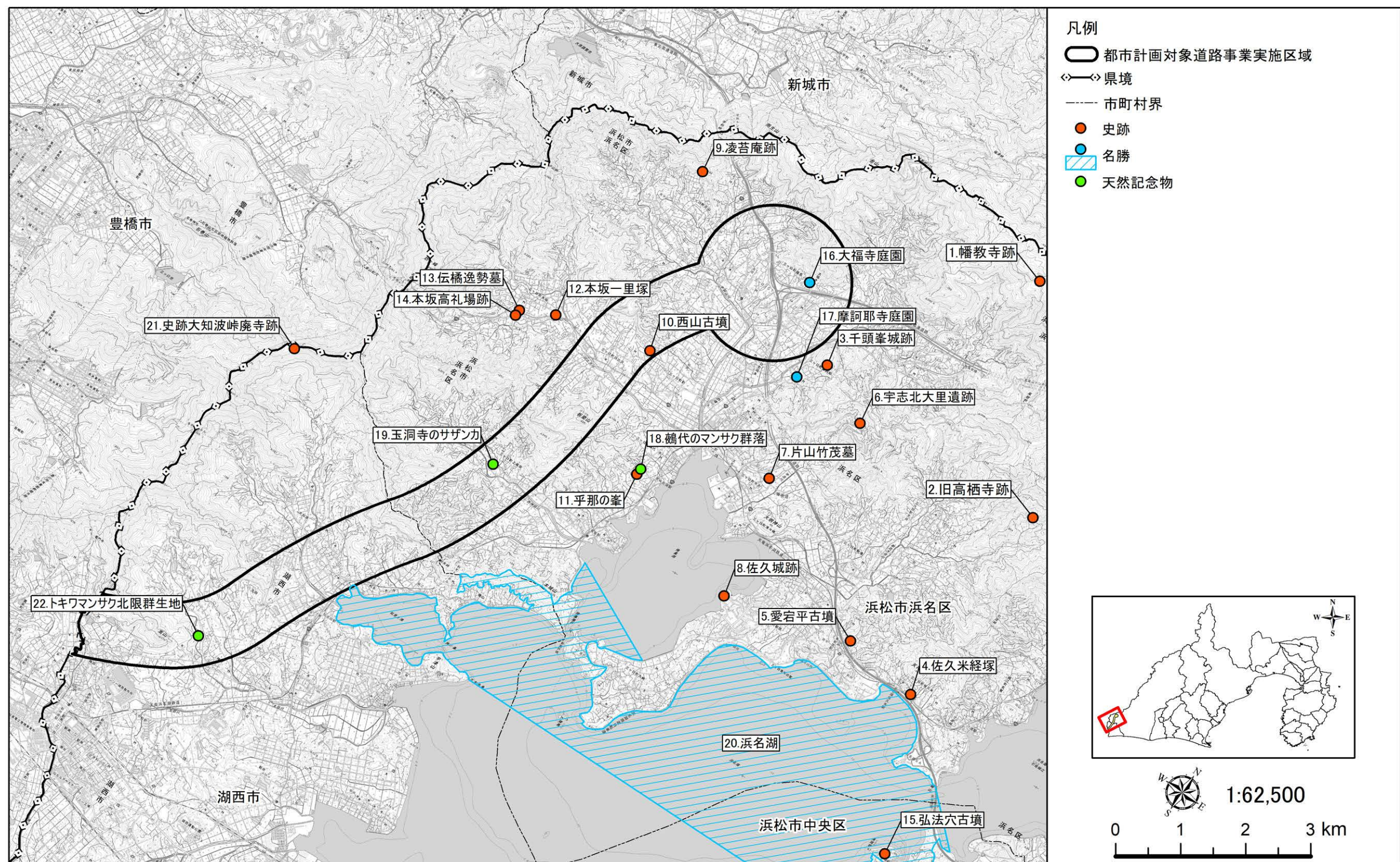
「しずおか文化財ナビ」(静岡県ホームページ)

「浜松地域遺産(浜松市認定文化財)の概要」(2023年3月、浜松市地域遺産センター 浜松市文化財課)

「浜松市歴史的風致維持向上計画」(令和4年3月、浜松市)

「湖西市文化財案内マップ」(湖西市教育委員会)

「湖西市文化財地図」「湖西市文化財地名表-改訂版-(1994)」(湖西市教育委員会)



出典：「浜松市文化財分布図」（浜松市）、「はままつ文化財」（浜松市ホームページ）
 「国県指定文化財一覧」（静岡県ホームページ）
 「しずおか文化財ナビ」（静岡県ホームページ）
 「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）
 「浜松地域遺産（浜松市認定文化財）の概要」（2023年3月30日、浜松市地域遺産センター/浜松市文化財課）
 「湖西市文化財案内マップ」「湖西市文化財地図」（湖西市教育委員会）

図 4-2-20(1) 文化財位置図（史跡・名勝・天然記念物）

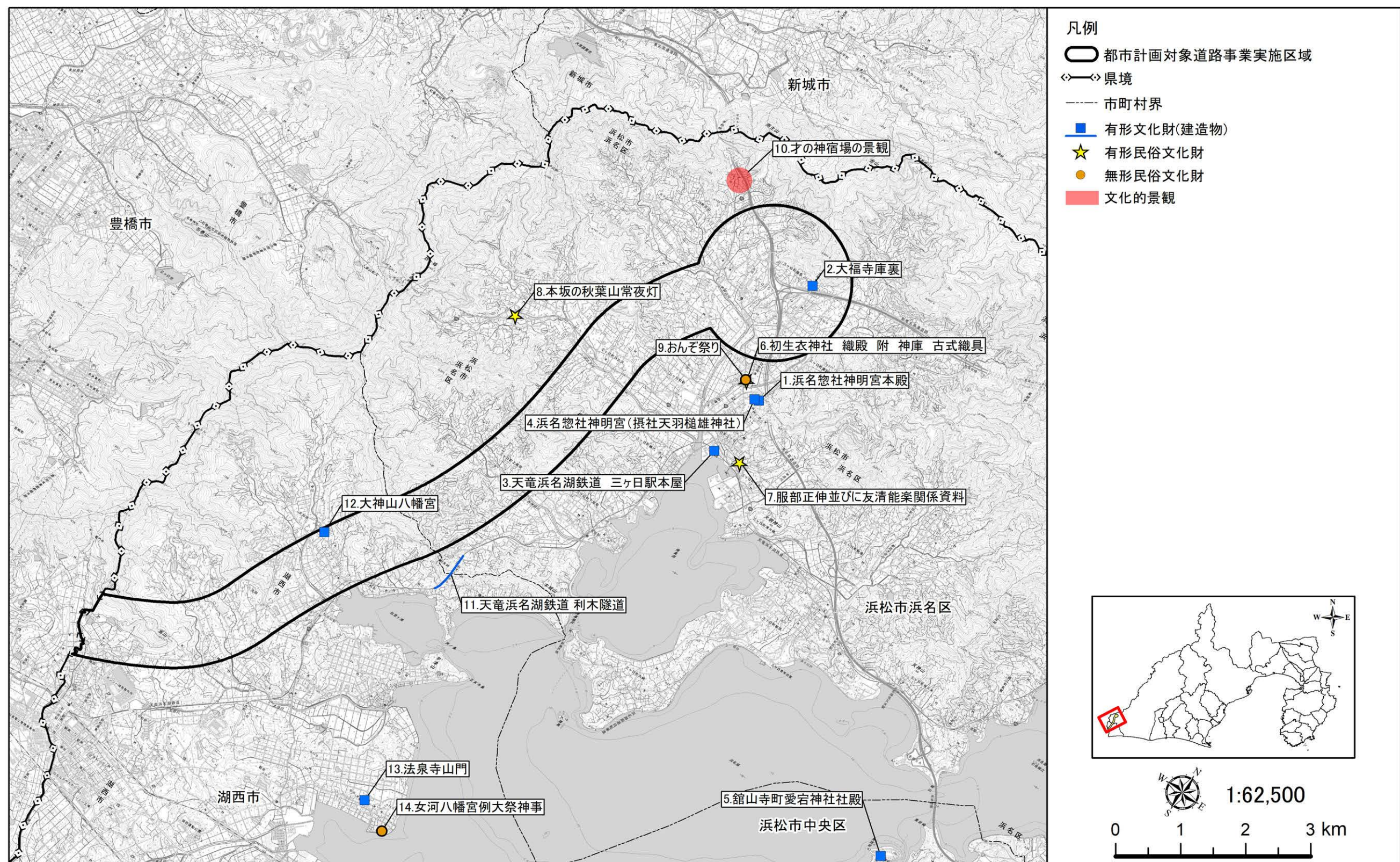


図 4-2-20(2) 文化財位置図(建造物・有形民俗文化財・無形民俗文化財)

(27) 文化財保護法に基づき指定された埋蔵文化財

調査区域に位置する「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)第 95 条に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 4-2-40(1)～(7)及び図 4-2-21 に示すとおり、221 件存在します。

事業実施区域においては、埋蔵文化財包蔵地が 48 件存在します。

表 4-2-40(1) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域内
1	浜松市	宇志鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
2		宇志鴨川東古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字鴨川	
3		三ヶ日町中尾	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字中尾	
4		矢内	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字矢内	
5		楠木	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本 538 付近	
6		アラヤ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字アラヤ	
7		ミソノ	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字ミソノ	
8		上地	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字上地	
9		神戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
10		神目代屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字神戸	
11		西原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字西原	●
12		村上	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字村上	
13		岡本居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
14		大門戸	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
15		大門戸南	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字大門戸	●
16		八ツ畑	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字八ツ畑	
17		分寸東	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字分寸	
18		北原	遺跡	浜名区三ヶ日町岡本字北原	●
19		カモ川東古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈 260-2 付近	
20		鴨川古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町下尾奈字カモ川	
21		尾奈居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字屋敷	
22		向	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字向	
23		坂堂	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字坂堂	
24		小平下	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	●
25		小平上	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字小平	
26		谷床	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字谷床	
27		三ヶ日町堂平	遺跡	浜名区三ヶ日町下尾奈字堂平	
28		奥屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字奥屋敷	
29		安形伊賀守屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町駒場字中山	
30		鯉山古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町鯉山	
31		佐久米	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字竹中	
32		中ノ甲	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字中ノ甲	
33		佐久米貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町佐久米字北尾	
34		浜名惣社神主屋敷	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字鳥居	
35		殿畑	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字殿畑	
36		東井	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字東井	
37		番剛寺	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字番剛寺	
38		三ヶ日一里塚	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
39		浜崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
40		浜崎	遺跡	浜名区三ヶ日町三ヶ日字浜崎	
41		堂崎居館跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字堂崎	
42		中千頭砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
43		北大里	遺跡	浜名区三ヶ日町宇志字北大里	
44		馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町宇馬場	
45		懷山遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾字懷山	●

表 4-2-40(2) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域 内
46	浜松市	上尾奈古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字	●
47		海ッ田	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ッ田	●
48		海ッ田西古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字海ッ田	●
49		三ヶ日町前山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字前山	●
50		中嶋	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	●
51		中嶋古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町上尾奈字中嶋	●
52		玄長貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎4 6 4 番地	
53		宇塚山貝塚	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字西平	
54		大屋金太夫屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
55		法幢院裏坂貝塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大崎字南平	
56		大谷一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町大谷字引佐	
57		旧高橋寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町大谷字釜中	
58		大谷代官屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字重郎鍛冶	
59		大谷陣屋跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字西山	
60		伝九平	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字伝九平	
61		土居城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町大谷字土井	
62		幡教寺跡	寺跡	浜名区三ヶ日町只木国有林	
63		公家塚	古墳等	浜名区三ヶ日町只木字カラ沢	
64		コザル	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字コザル	
65		長岩砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字岩井	
66		只木	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字亀の上	
67		只木上皆ト	遺跡	浜名区三ヶ日町只木字上皆ト	
68		カシアゲ古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字カシアゲ	
69		大明神山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字西山	
70		青木	遺跡	浜名区三ヶ日町津々崎字青木	
71		大里古墳群	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字大里	
72		白山神社古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町津々崎字中野	
73		釣古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣_日比沢	●
74		荒神山	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字荒神山	
75		釣	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字松葉崎	
76		分寸	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字上山田	●
77		大吉	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字大吉	
78		釣北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北山	●
79		北畑	遺跡	浜名区三ヶ日町釣字北畑	
80		貝本坂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字貝本坂	
81		紺屋門	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字紺屋門	
82		野地	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字森平ほか	
83		西平南	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
84		西平北	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
85		佐久城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字西平	
86		愛宕平古墳	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字東山	
87		南平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字南平	
88		平野	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字平野	
89		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
90		北平経塚	古墳等	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
91		北平	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字北平	
92		門前	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字門前	
93		野地城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字野地	
94		藁屋堂	遺跡	浜名区三ヶ日町都筑字藁屋堂	
95		日比沢羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字羽根平	●
96		河穴西	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴	
97		河穴	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字河穴	
98		岩ヶ下	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字岩ヶ下	

表 4-2-40(3) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区 域内
99	浜松市	高掛南	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	●
100		日比沢高掛古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字高掛	●
101		日比沢城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字城下	●
102		瀬尻古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字瀬尻	●
103		西ノ馬場	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西ノ馬場	●
104		西五反田	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西五反田	●
105		西向	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字西向	
106		駄荷野	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字駄荷野	
107		猪久保	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字猪久保	
108		唐沢遺跡	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	●
109		唐沢古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字唐沢	
110		包沢古墳	古墳等	浜名区三ヶ日町日比沢字包沢	
111		日比沢北山	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	
112		日比沢北山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字北山	●
113		眞香畑	遺跡	浜名区三ヶ日町日比沢字眞香畑	●
114		福長古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町福長	●
115		凌苔庵跡	遺跡	浜名区三ヶ日町平山	
116		赤ザリ古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町平山 433 番地付近	●
117		カミ	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字カミ	
118		キタ田	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字キタ田	●
119		和合	遺跡	浜名区三ヶ日町平山字和合	
120		本坂後藤(源兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂	
121		本坂一里塚	古墳等	浜名区三ヶ日町本坂一里山	
122		本坂関所跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字関屋	
123		本坂後藤屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字向イ(大月寺内)	
124		本坂平	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字小山	
125		本坂後藤(角兵衛)屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町本坂字藤原	
126		真尼古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶 421 付近	
127		乾山屋敷跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
128		乾山古墳群	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字乾山	
129		鯉山砦跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字鯉山	
130		千頭峯城跡	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字城山池	
131		真尼	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字真尼	
132		川原畑	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字川原畑	
133		大門	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字大門	
134		陽田	遺跡	浜名区三ヶ日町摩訶耶字陽田	●
135		鶴代	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字カケ田	
136		羽根平	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字羽根平	
137		郷外	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字郷外	
138		古屋名	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字古屋名	
139		広畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字広畑	
140		上ノ山	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字上ノ山	
141		西畑	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字西畑	
142		野境	遺跡	浜名区三ヶ日町鶴代字野境	
143		弘法穴	古墳等	中央区舘山寺町 2231 内	
144		東榎木平	遺跡	中央区呉松町	
145		西榎木平	遺跡	中央区呉松町	
146		海老海道	遺跡	中央区呉松町	

表 4-2-40(4) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区 域内
147	湖西市	本城山城跡	城跡	横山大久保	
148		大森古窯跡群	窯跡	岡崎	
148-1		大森第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-2		大森第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-3		大森第 3 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
148-4		大森第 4 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
148-5		大森第 5 地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
149		笠子原古窯跡群	窯跡	岡崎伊賀、吉美横枕他	
149-1		笠子原第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-2		笠子原第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎伊賀谷	
149-3		笠子原第 3 地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-4		笠子原第 4 地点古窯跡	窯跡	吉美横枕	
149-5		笠子原第 5 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-6		笠子原第 6 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-7		笠子原第 7 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-8		笠子原第 8 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-9		笠子原第 9 地点古窯跡	窯跡	吉美筒川	
149-10		笠子原第 10 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-11		笠子原第 11 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-12		笠子原第 12 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-13		笠子原第 13 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-14		笠子原第 14 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-15		笠子原第 15 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
149-16		笠子原第 16 地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
150		藤ヶ池遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
151		伊賀谷Ⅰ遺跡	墳墓	岡崎伊賀谷	
152		伊賀谷Ⅱ遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
153		不二山北遺跡	散布	岡崎伊賀谷	
154		後田面遺跡	散布	岡崎後田面	
155		岡崎遺跡	散布	岡崎後田面	
156		岡崎古窯跡群	窯跡	岡崎新古	
156-1		岡崎第 1 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-2		岡崎第 2 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
156-3		岡崎第 3 地点古窯跡	窯跡	岡崎新古	
157		岡崎東古墳群	墳墓	岡崎前田面	
157-1		岡崎東 1 号墳	墳墓	岡崎前田面	
157-2		岡崎東 2 号墳	墳墓	岡崎前田面	
158		岡崎東遺跡	墳墓	岡崎前田面	
159		観音山遺跡	墳墓	岡崎大森	
160		横枕Ⅰ遺跡	散布	吉美横枕	
161		横枕Ⅱ遺跡	散布	吉美横枕	
162		不二山古墳群	古墳	吉美横枕	
162-1		不二山古墳 1 号墳	古墳	吉美横枕	
162-2		不二山古墳 2 号墳	古墳	吉美横枕	
163		吉美中村遺跡	散布	吉美向田	
164		坊瀬古窯群	窯跡	吉美市場, 山口一ノ宮	
165		四国原遺跡	散布	吉美上ノ原	
166		御経塚古墳群	古墳	吉美上ノ原	
166-1		御経塚古墳 1 号墳	古墳	吉美上ノ原	
166-2		御経塚古墳 2 号墳	古墳	吉美上ノ原	
167		上ノ原遺跡	散布	吉美上ノ原	
168		川尻古墳	古墳	吉美川尻	

表 4-2-40(5) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区域 内
169	湖 西 市	境目城館	城跡	吉美川尻	
170		五反田遺跡	散布	吉美中瀬木	
171		筒川Ⅰ遺跡	散布	吉美筒川	
172		筒川Ⅱ遺跡	散布	吉美筒川	
173		雉子田遺跡	散布	吉美雉子田	
174		神明神社古墳	古墳	新所岡	
175		西村遺跡	散布	新所岡	
176		神明社西貝塚遺跡	散布	新所岡	
177		大森遺跡	散布	新所大モリ	
178		岡城跡	城跡	新所中岡	
179		梅田 A 古墳群	古墳	神座黒伏	
179-1		梅田 A 古墳 1 号墳	古墳	神座黒伏	
179-2		梅田 A 古墳 2 号墳	古墳	神座黒伏	
179-3		梅田 A 古墳 3 号墳	古墳	神座黒伏	
179-4		梅田 A 古墳 4 号墳	古墳	神座黒伏	
179-5		梅田 A 古墳 5 号墳	古墳	神座黒伏	
180		神座 B 古墳群	古墳	神座深山、脇田	●
180-1		神座 B 古墳 1 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-2		神座 B 古墳 2 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-3		神座 B 古墳 3 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-4		神座 B 古墳 4 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-5		神座 B 古墳 5 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-6		神座 B 古墳 6 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-7		神座 B 古墳 7 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
180-8		神座 B 古墳 8 号墳	古墳	神座深山、脇田	○
181		神座遺跡	散布	神座神座後	●
182		梅田 C 古墳群	古墳	神座南	
182-1		梅田 C 古墳 1 号墳	古墳	神座南	
182-2		梅田 C 古墳 2 号墳	古墳	神座南	
182-3		梅田 C 古墳 3 号墳	古墳	神座南	
182-4		梅田 C 古墳 4 号墳	古墳	神座南	
183		岩巢古墳群	古墳	神座脇田	●
183-1		岩素古墳 1 号墳	古墳	神座脇田	○
183-2		岩素古墳 2 号墳	古墳	神座脇田	○
184		太田古墳群	古墳	太田	
185		青平南古窯跡群	窯跡	太田	●
185-1		青平南第 1 地点古窯跡	窯跡	太田神戸	
185-2		青平南第 2 地点古窯跡	窯跡	太田八千塚	○
185-3		青平南第 3 地点古窯跡	窯跡	太田信代谷	○
186		南山古墳群	古墳	太田イボ沢	
187		ボトウ古窯跡	窯跡	太田ボトウ	
188		丸山古墳	古墳	太田丸山	
189		湖西中学校遺跡	散布	太田元町敷他	
190		若磯神社遺跡	散布	太田若磯	
191		早稲川古窯跡群	窯跡	太田早稲川	●
191-1		北早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川	○
191-2		早稲川古窯跡	窯跡	太田早稲川	○
192		神座 A 古墳群	古墳	太田中尾平	●
193		斧峠古窯跡	窯跡	太田斧峠	●
194		神座 C 古墳群	古墳	大字神座小字向山番地	●
194-1		神座 C 古墳 1 号墳	古墳	神座向山	○
194-2		神座 C 古墳 2 号墳	古墳	神座向山	○
194-3		神座 C 古墳 3 号墳	古墳	神座向山	○

表 4-2-40(6) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区 域内
194-4	湖 西 市	神座 C 古墳 4 号墳	古墳	神座向山	○
194-5		神座 C 古墳 5 号墳	古墳	神座向山	○
194-6		神座 C 古墳 6 号墳	古墳	神座向山	○
194-7		神座 C 古墳 7 号墳	古墳	神座向山	○
194-8		神座 C 古墳 8 号墳	古墳	神座向山	○
194-9		神座 C 古墳 9 号墳	古墳	神座向山	○
194-10		神座 C 古墳 10 号墳	古墳	神座向山	○
194-11		神座 C 古墳 11 号墳	古墳	神座向山	○
194-12		神座 C 古墳 12 号墳	古墳	神座向山	○
194-13		神座 C 古墳 13 号墳	古墳	神座向山	○
194-14		神座 C 古墳 14 号墳	古墳	神座向山	○
194-15		神座 C 古墳 15 号墳	古墳	神座向山	○
194-16		神座 C 古墳 16 号墳	古墳	神座向山	○
194-17		神座 C 古墳 17 号墳	古墳	神座向山	○
195		大知波峠廃寺跡	寺跡	大知波	
196		イノコ遺跡	散布	大知波イノコ	●
197		今川遺跡	散布	大知波居下前	●
198		火矢田中世墳墓群	墳墓	大知波上小路	●
199		今川古墳群	古墳	大知波大原	
200		今川古墳群	古墳	大知波大原	
201		知波田小学校遺跡	散布	大知波中村	●
202		青平北古窯群	窯跡	大知波南田	●
203		角の城跡	城跡	大知波南田	●
204		梅田 B 群古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205		梅田 D 古墳群	古墳	入会地メウタイ	●
205-1		梅田 D 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-2		梅田 D 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-3		梅田 E 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-4		梅田 E 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-5		梅田 E 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-6		梅田 E 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
205-7		梅田 E 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ	○
206		梅田 F 古墳群	古墳	入会地メウタイ・境田	●
206-1		梅田 F 古墳 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-2		梅田 F 古墳 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-3		梅田 F 古墳 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-4		梅田 F 古墳 4 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-5		梅田 F 古墳 5 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-6		梅田 F 古墳 6 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-7		梅田 F 古墳 7 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-8		梅田 F 古墳 8 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-9		梅田 F 古墳 9 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-10		梅田 F 古墳 10 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-11		梅田 F 古墳 11 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-12		梅田 F 古墳 12 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-13		梅田 F 古墳 13 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-14		梅田 F 古墳 14 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-15		天神山 1 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-16		天神山 2 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
206-17		天神山 3 号墳	古墳	入会地メウタイ・境田	○
207		西笠子古墳	古墳	入会地上ノ原	
208		上ノ原古窯跡群	窯跡	入会地上ノ原	
208-1		上ノ原第 1 地点古窯跡	窯跡	入会地上ノ原	

表 4-2-40(7) 埋蔵文化財包蔵地一覧

No	市町	名称	種別	所在地	実施区 域内
208-2	湖 西 市	上ノ原第2地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-3		上ノ原第3地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
208-4		上ノ原第4地点古窯跡	窯跡	入会上ノ原	
209		新古古窯跡群	窯跡	入会地新古	
209-1		新古第1地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-2		新古第2地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-3		新古第3地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-4		新古第4地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-5		新古第5地点古窯跡	窯跡	入会地新古	
209-6		新古第6地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-7		新古第7地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-8		新古第8地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
209-9		新古第9地点古窯跡	窯跡	岡崎大森	
210		新古遺跡	散布	入会地新古	
211		小俣古窯跡群	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-1		小俣第1地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-2		小俣第2地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-3		小俣第3地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-4		小俣第4地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
211-5		小俣第5地点古窯跡	窯跡	入会地藤ヶ池	
212		上ノ原北遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
213		岡崎小学校東遺跡	散布	入会地藤ヶ池	
214		宇津山城跡	城跡	入出宇津山他	
215		高山古墳群	古墳	入出高山	
216		取手山城跡	城跡	入出取手	
217		西ノ谷遺跡	墓地	入出西ノ谷	
218		嵩山古墳群	古墳	入地嵩山深山	●
218-1		嵩山古墳1号墳	古墳	入地嵩山深山	○
218-2		嵩山古墳2号墳	古墳	入地嵩山深山	○
219		梅田G古墳群	古墳	梅田ノナカ	
219-1		梅田G古墳1号墳	古墳	梅田ノナカ	
219-2		梅田G古墳2号墳	古墳	梅田ノナカ	
220		西笠子古窯跡群	窯跡	白須賀宿南	
220-1		西笠子第20地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-2		西笠子第21地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-3		西笠子第22地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-4		西笠子第23地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-5		西笠子第24地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-6		西笠子第25地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-7		西笠子第26地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-8		西笠子第27地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-9		西笠子第28地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-10		西笠子第29地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
220-11		西笠子第30地点古窯跡	窯跡	白須賀宿南	
221		利木古墳	古墳	利木藤江	

注1)表中の「散布」は「散布地・集落」の略称である。

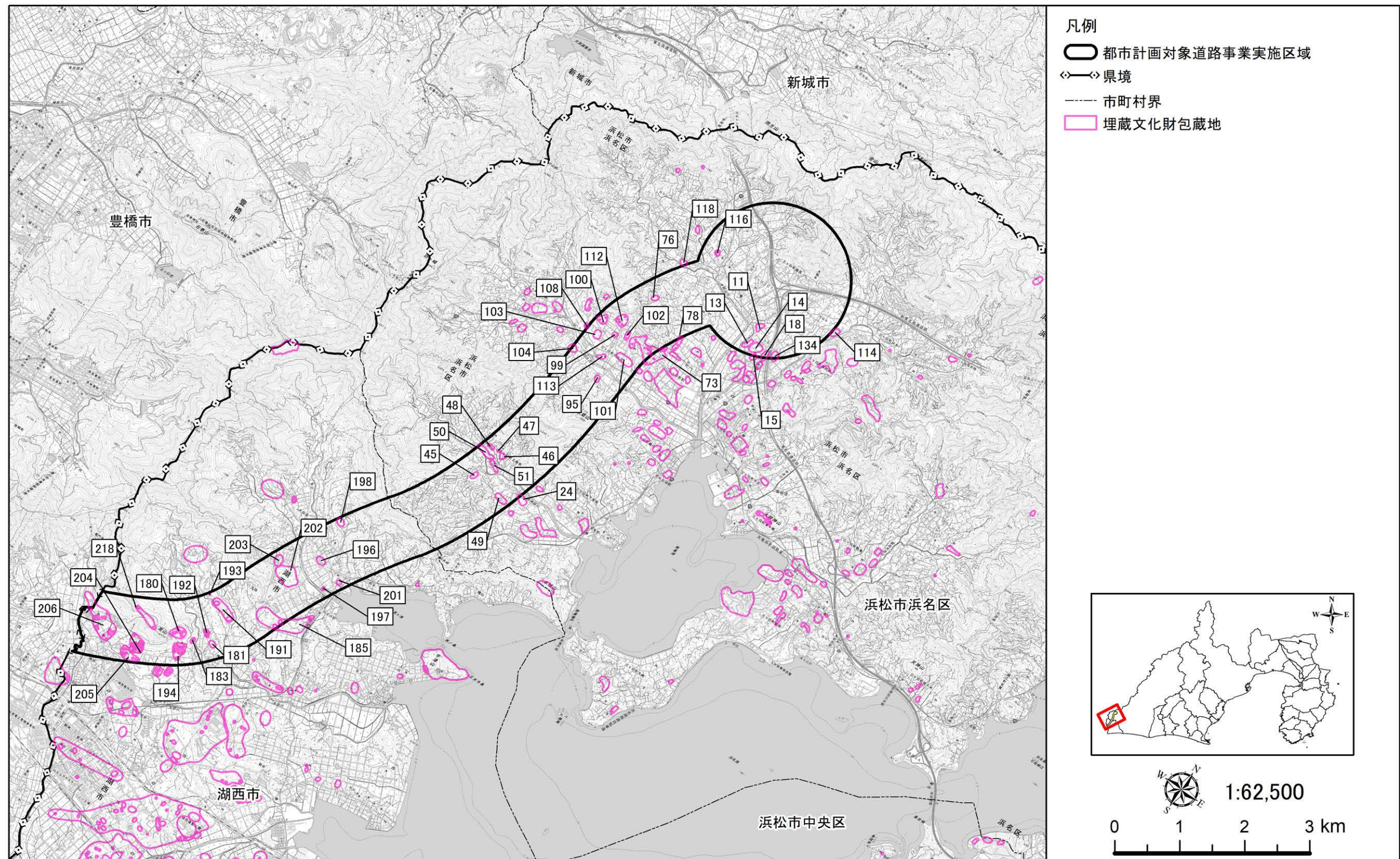
注2)●:埋蔵文化財包蔵地(主番号)が事業実施区域内に含まれることを示す。

○:埋蔵文化財包蔵地のうちの一部(枝番号)が事業実施区域内に含まれることを示す。

出典:「浜松市文化財分布図」(浜松市)

「湖西市文化財地図」(湖西市教育委員会)

「静岡県地理情報システム 文化財課埋蔵文化財」(静岡県ホームページ)



※事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の名称

圖 4-2-21 埋藏文化財分布圖

(28) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域

調査区域において、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園はありませんが、同法第 72 条の規定により指定された県立自然公園として浜名湖県立自然公園があります。指定状況は表 4-2-41 に、位置は図 4-2-22 に示すとおりです。

表 4-2-41 自然公園等の概況

No.	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	県立自然公園	浜名湖県立自然公園	静岡県 浜松市、湖西市	16,708	昭和 25 年 5 月 11 日

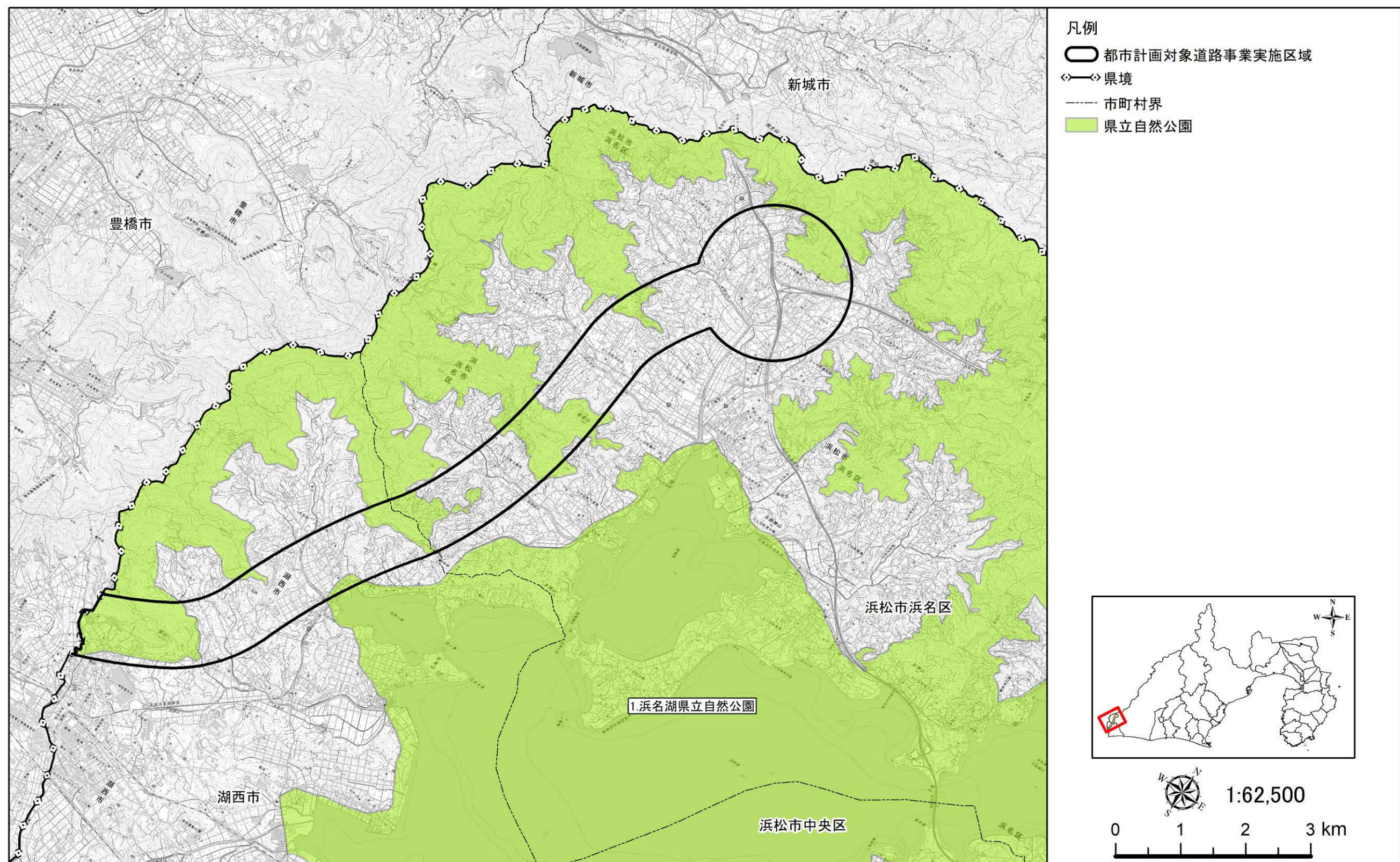
出典：「自然公園の概要」（静岡県ホームページ）

(29) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域及び第 45 条第 1 項の規定により指定された県立自然環境保全地域はありません。

(30) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域において、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域、第 12 条第 1 項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。



出典：「自然公園の概要」（静岡県ホームページ）

図 4-2-22 自然公園等位置図

**(31) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画
(緑の基本計画)**

浜松市では、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 4 条第 1 項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が策定されています。

「浜松市緑の基本計画 2021-2030 “みどりによって持続的に発展するまち・浜松 みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ”」(令和 3 年 3 月、浜松市)においては、「みどり生活を愉しみ、暮らしもまちも豊かな浜松へ」を目標とし、「浜松の環境ブランド力をみどりで高める!」「地域とのつながりや豊かな心をみどりで育む!」「安全・安心な暮らしをみどりで支える!」「経済の持続可能な発展をみどりが牽引する!」の 4 つの基本方針を掲げています。

(32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区の区域

調査区域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区は、表 4-2-42 及び図 4-2-23 に示すとおり、8 箇所の鳥獣保護区が存在します。

なお、浜松市及び湖西市の一部の範囲が、特定猟具(銃)使用禁止区域に指定されています。

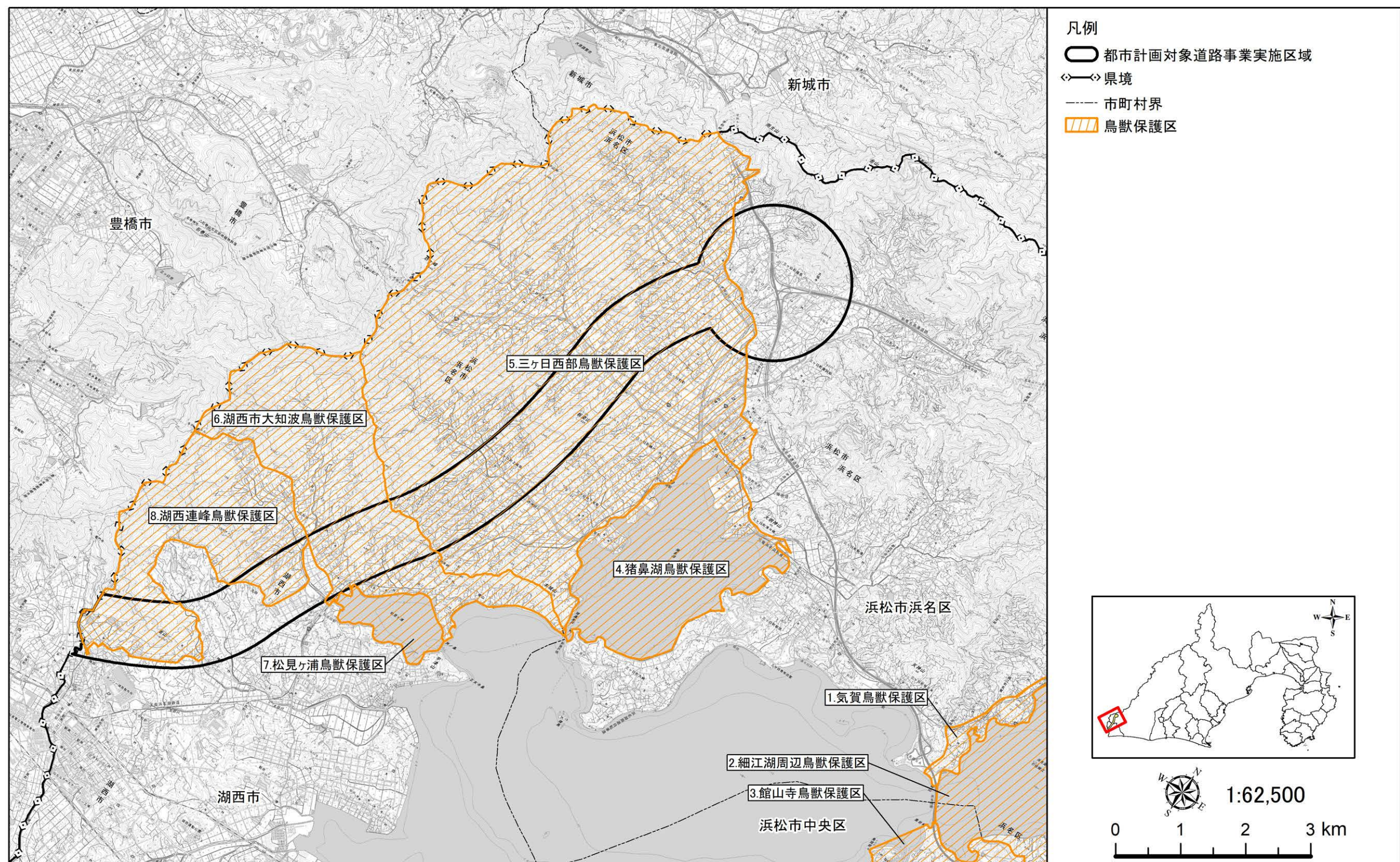
事業実施区域においては、三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区、松見ヶ浦鳥獣保護区及び湖西連峰鳥獣保護区の 4 箇所の鳥獣保護区が存在します。

表 4-2-42 鳥獣保護区の概況

No.	市	名称	面積 (ha)	存続期間
1	浜松市	気賀鳥獣保護区	317	平成 27 年 11 月 1 日～ 令和 7 年 10 月 31 日
2		細江湖周辺鳥獣保護区	574	令和 2 年 11 月 1 日～ 令和 12 年 10 月 31 日
3		舘山寺鳥獣保護区	483	平成 28 年 11 月 1 日～ 令和 8 年 10 月 31 日
4		猪鼻湖	638	平成 29 年 11 月 1 日～ 令和 9 年 10 月 31 日
5		三ヶ日西部鳥獣保護区	3,174	令和 4 年 11 月 1 日～ 令和 14 年 10 月 31 日
6	湖西市	湖西市大知波鳥獣保護区	1,000	平成 28 年 11 月 1 日～ 令和 8 年 10 月 31 日
7		松見ヶ浦鳥獣保護区	172	平成 25 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日
8		湖西連峰鳥獣保護区	631	平成 30 年 11 月 1 日～ 令和 10 年 10 月 31 日

注1) 地点番号は図4-2-23に対応する。

出典：「令和5年度静岡県鳥獣保護区等位置図」(令和5年10月、静岡県)



出典：「令和5年度静岡県鳥獣保護区等位置図」（令和5年10月、静岡県）

図 4-2-23 鳥獣保護区位置図

(33) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日法律第 87 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区はありません。

(34) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

浜松市、湖西市が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 8 条第 1 項に基づく景観行政団体となっており、浜松市及び湖西市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。

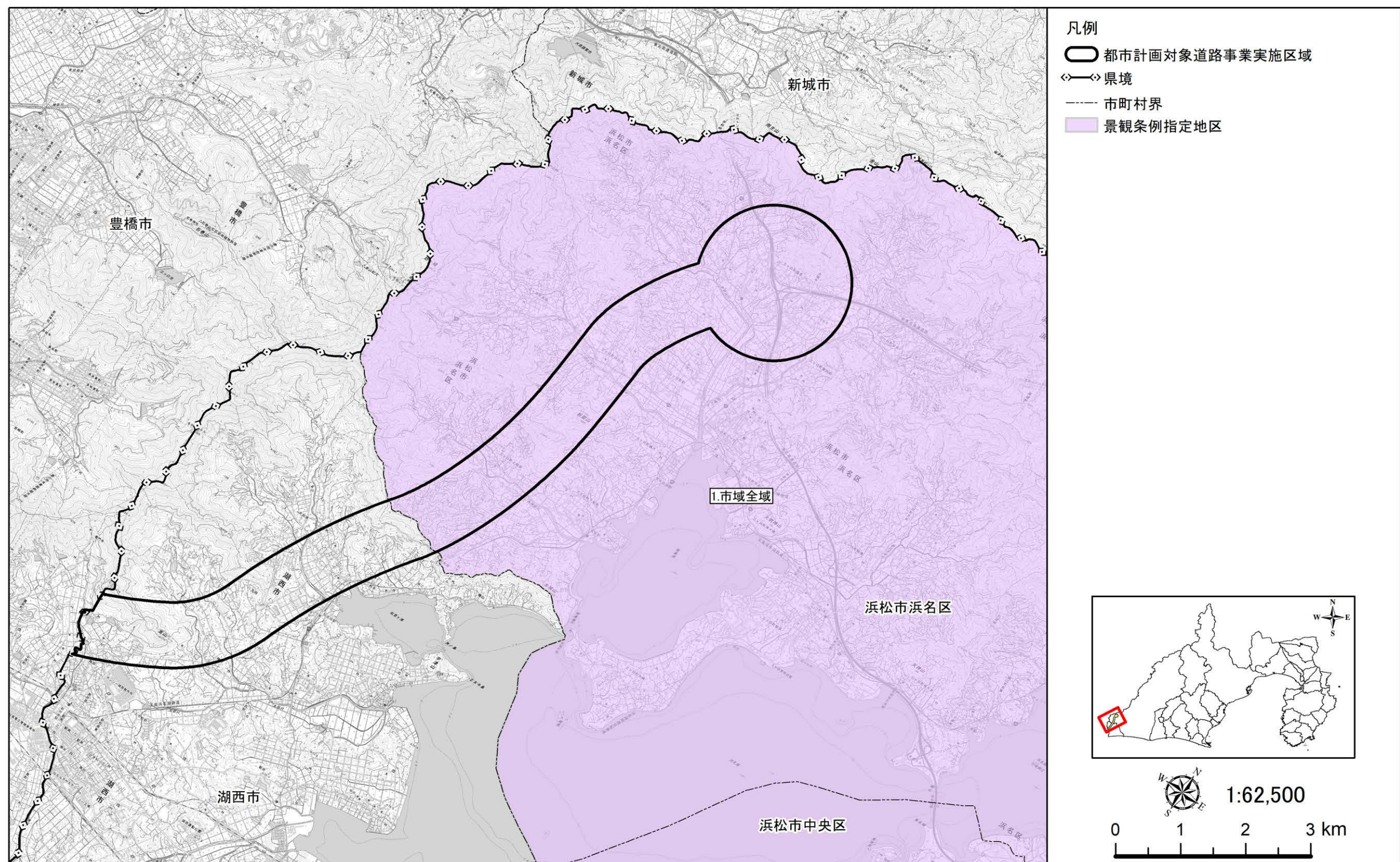
「浜松市景観計画」（平成 20 年 11 月、変更：平成 26 年 12 月、浜松市）では、「水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり」を景観形成の目標とし、「はままつの顔となる魅力的な市街地景観を形成する」等 5 つの基本方針を定めています。良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づき定める景観計画の区域（以下、「景観計画区域」という）として、表 4-2-43 及び図 4-2-24 に示すとおり、浜松市域全域が指定されています。

表 4-2-43 景観計画区域及びまちづくり景観形成地区の概況

No.	区分	名称	所在地	指定年月日
1	景観計画区域	市域全域	静岡県浜松市	平成 20 年 11 月

注1) 地点番号は図4-2-24に対応する。

出典：「浜松市景観計画」（平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市）



出典：「浜松市景観計画」（平成20年11月、変更：平成26年12月、浜松市）

図 4-2-24 景観計画区域及び景観形成地区の位置

**(35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第 1 項の規定により
市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）**

調査区域内において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）として、「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和 4 年 3 月、浜松市）が定められています。

同計画によると調査地区では、みかん畑と石垣、時計台、柑橘頌徳碑等が存在する三ヶ日地区が「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」として位置付けられており、歴史的建造物の保存・活用や歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に取り組むこととされています。

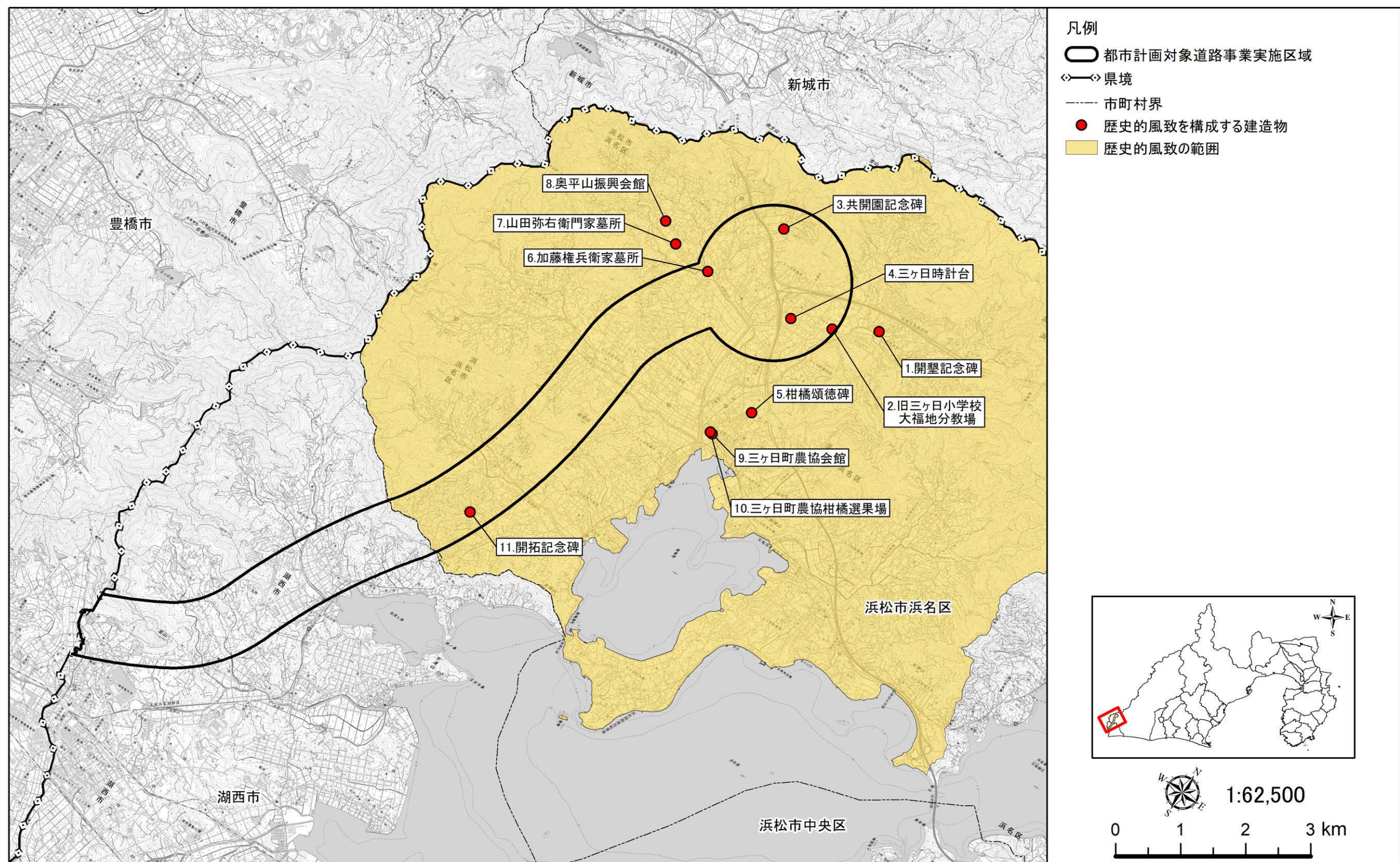
「三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致」の歴史的風致を構成する建造物を表 4-2-44 に、歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲を図 4-2-25 に示します。

**表 4-2-44 歴史的風致を構成する建造物
（三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致）**

No.	名称
1	開墾記念碑
2	旧三ヶ日小学校大福地分教場
3	共開園記念碑
4	三ヶ日時計台
5	柑橘頌徳碑
6	加藤権兵衛家墓所
7	山田弥右衛門家墓所
8	奥平山振興会館
9	三ヶ日町農協会館
10	三ヶ日町農協柑橘選果場
11	開拓記念碑

注1) 地点番号は図4-2-25に対応する。

出典：「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）



出典：「浜松市歴史的風致維持向上計画」（令和4年3月、浜松市）

図 4-2-25 歴史的風致を構成する建造物の位置及び歴史的風致の範囲(三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致)

(36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

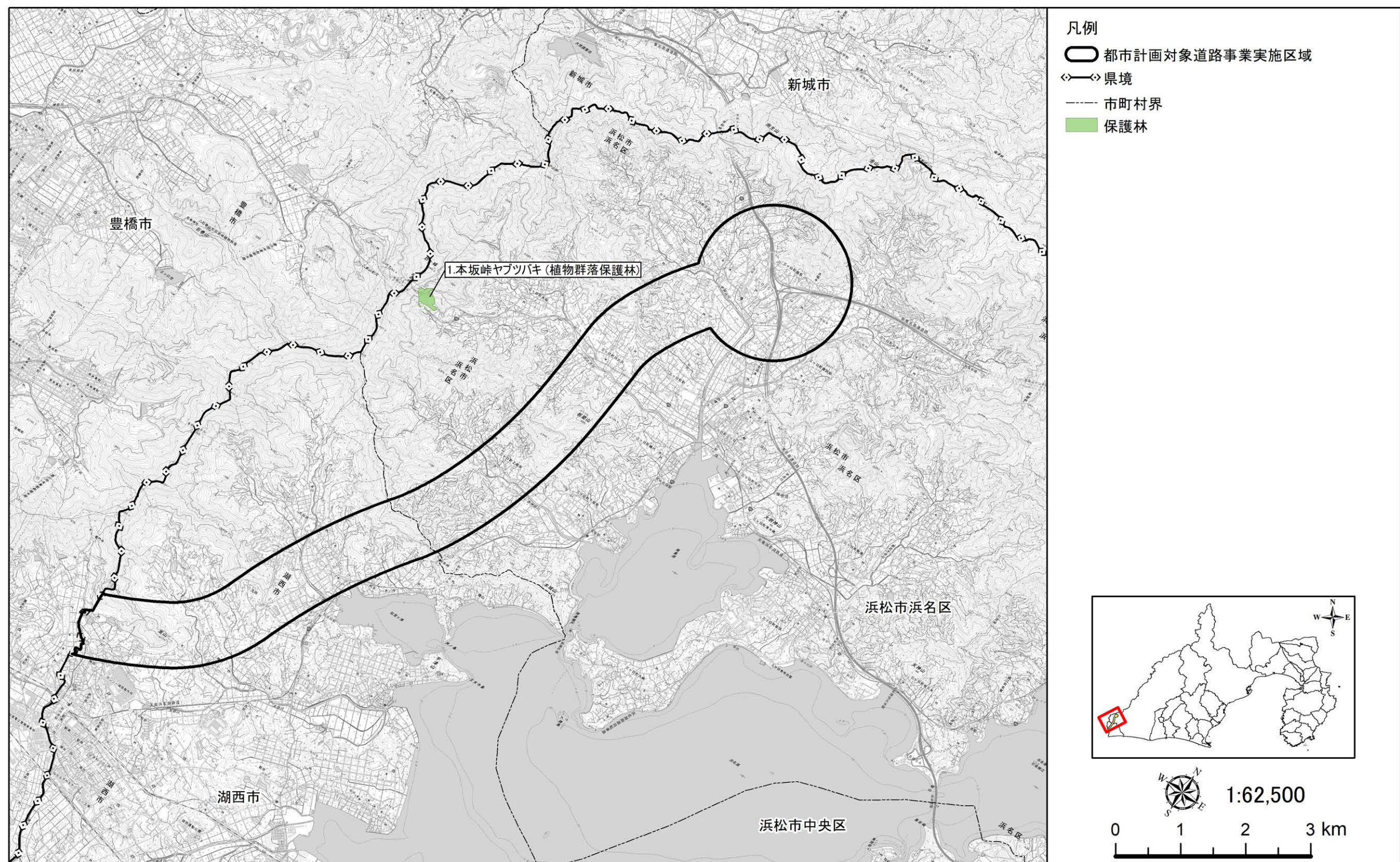
調査区域には、「国有林野管理経営規程」（平成 11 年 1 月 21 日、農林水産省訓令第 2 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日、農林水産省訓令第 7 号）に基づき定められる保護林として、本坂峠のヤブツバキ植物群落保護林があります。指定状況は表 4-2-45 に、位置は図 4-2-26 に示すとおりです。

表 4-2-45 保護林の概況

No	区分	名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
1	希少個体 群保護林	本坂峠のヤブツバキ 植物群落保護林	静岡県浜松市 浜名区三ヶ日町	5.76	平成 5 年 4 月 1 日

注1) 地点番号は図4-2-26に対応する。

出典：「希少個体群保護林」（関東森林管理局ホームページ）



出典：「関東森林管理局の保護林」（関東森林管理局ホームページ）

図 4-2-26 保護林位置図

2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

静岡県では景観の保全に係る条例等は制定していません。しかし、県土の景観は地域ごと、市町ごとに多彩・多様であり、全県一律の基準、方策は馴染まないという考えに基づき、基礎的な自治体である市町が、景観施策の中心的な役割を担うものと位置付け、市町景観計画の策定や地域住民の意向を念頭に置いた取組に対し、これを支援してきました。さらに県土の景観を磨き上げ、これを未来に継承していくためには、さらに実効性の高い取組と、県・市町・県民・事業者の一層の連携が求められるため、「ふじのくに景観形成計画」（平成 29 年 3 月策定、静岡県）を策定し、景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示しています。なお、この計画で示された 7 つの広域景観のうち、「浜名湖」の広域景観の景観形成の方針、具体的な取組について、実施主体や実施時期を明確にし、良好な景観形成を進めていくため、「浜名湖景観形成行動計画」（令和 2 年 3 月、浜名湖広域景観推進会議）が策定されています。

また、浜松市では本市の特性にふさわしい良好な景観を守り、はぐくみ、つくり、及び次代に継承するための基本的な事項並びに「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が協働して良好な景観の実現を図り、もって、魅力的な地域づくりに寄与することを目的として「浜松市景観条例」（平成 20 年 12 月 11 日条例第 89 号、最終改正：令和元年 6 月 21 日浜松市条例第 8 号）を制定しています。この条例に基づき、「浜松市景観形成基本計画」（平成 20 年 11 月、浜松市）を策定し、浜松市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示しています。

湖西市では、新居関所周辺地区について、「湖西市新居関所周辺地区景観条例」（平成 22 年 2 月 25 日条例第 115 号、最終改正：平成 28 年 6 月 20 日条例第 28 号）を制定し、「景観法」の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、関所のまちにふさわしい町並みの創造と活力あるまちづくりを進めるため、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある生活を実現することとしています。

3) 「工業用水法」に基づく指定地域

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく指定地域には該当しませんが、浜松市は「静岡県地下水の採取に関する条例」（昭和 52 年 8 月 1 日条例第 25 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日条例第 17 号）第 3 条第 1 項に基づく適正化地域に一部該当し、揚水機の吐出口断面積が 14 cm²（直径約 4.22cm）を超える揚水設備を設置する場合、知事に届け出ることとなっています。また、浜松市では「浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例」（平成 17 年 6 月 1 日浜松市条例第 141 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日浜松市条例第 6 号）を定めており、調査区域の一部は同条例第 3 条第 1 項に基づく適正化地域に該当します。適正化地域内で揚水機の吐出口の断面積が 5 cm²（直径 25.2mm）を超える揚水設備を設置する場合、市長に届け出ることとなっています。

湖西市では、「静岡県地下水の採取に関する条例」第5条第3項の規定により設けられた浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会の規約により自主的な規制を実施しており、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が14㎢を超える揚水設備を設置する場合は、市に届け出ることとなっています。

4) 「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域

調査区域の位置する静岡県浜松市、湖西市は、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」（昭和60年8月15日環水企第291号）に基づく対象地域に含まれません。

5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）を選定しています。

調査区域における重要湿地は、表4-2-46及び図4-2-27に示すとおりです。

事業実施区域においては、浜名湖周辺湧水湿地群の梅田北湿地が存在します。

表 4-2-46 重要湿地の分布状況

No	市町	湿地名		生物分類群	選定理由	選定基準
1	浜松市・湖西市	浜名湖周辺湧水湿地群	雨生山南東麓	湿原植生	ミカワバイケイソウ等東海丘陵要素植物の東限に位置するほか、湿生植物の生育地として重要。	2
2			宇利峠西			
3			梅田北湿地			
4	浜松市・湖西市	浜名湖		海草・海藻	本州太平洋岸中部の潟湖アマモ場の典型。広大な汽水域に成立したアマモ場。	1
				底生動物	砂泥底とアマモ場からなる環境に多様なベントスが生息する。イボキサゴが優占し、ナメクジウオやミドリシャミセンガイ、ミサキギボシムシ等が生息する。	2

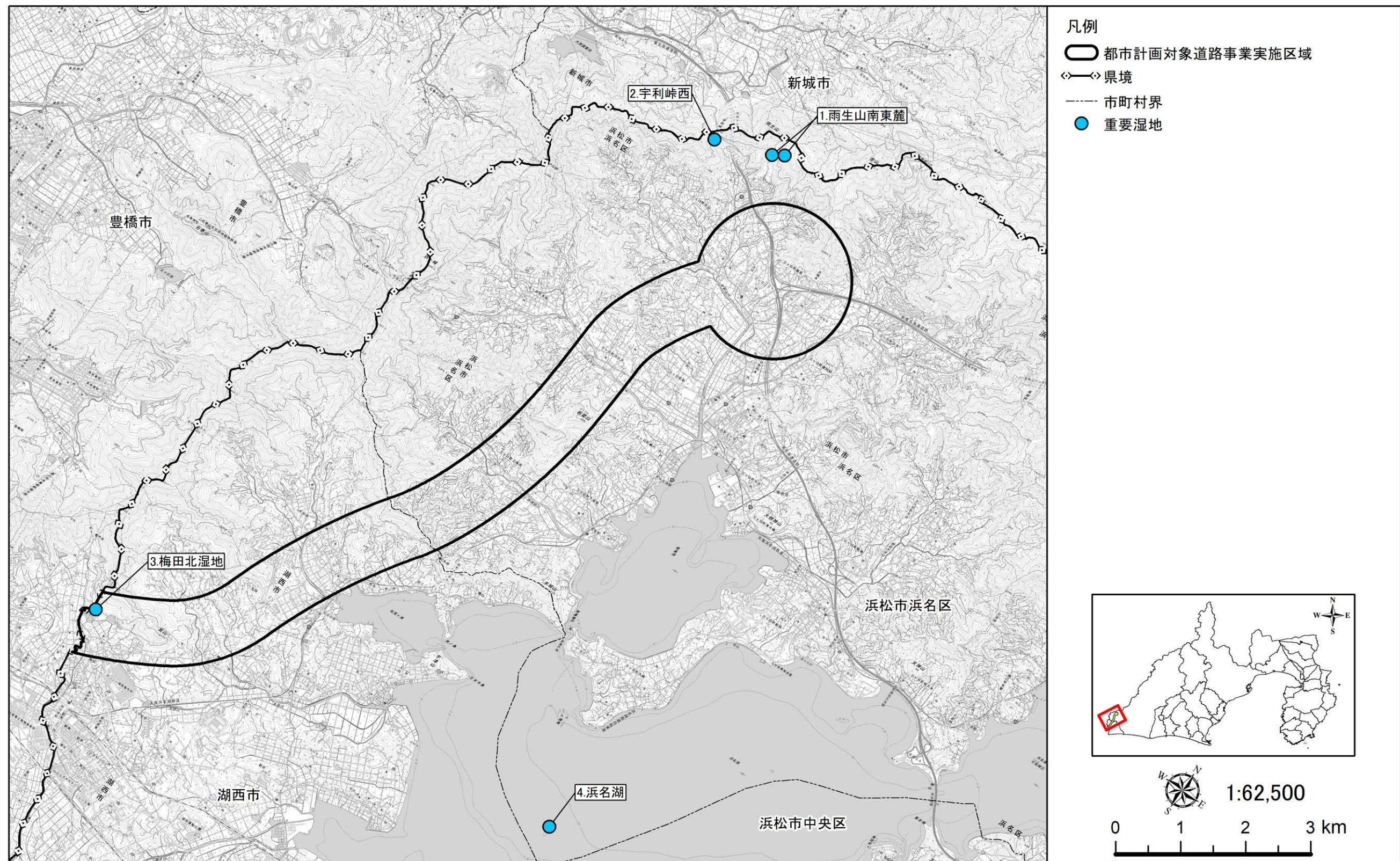
注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

注2) 「市町」の欄には、当該湿地が分布する市町村のうち調査区域市町（静岡県浜松市、湖西市）のみ記載している。

注3) 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」（2019年 湧水湿地研究会）を参考に調査区域内に位置するものを図示した。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）



※各重要湿地の位置情報は、絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したものです。
 浜名湖周辺湧水湿地群の個別の湿地位置は、「東海地方の湧水湿地」（2019年 湧水湿地研究会）を参考に図示しています。
 出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）
 「東海地方の湧水湿地」（2019年 湧水湿地研究会）

図 4-2-27 重要湿地位置図

6) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定しています。

調査区域には、環境省により選定されている重要里地里山はありません。

7) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域において、「静岡県希少野生動植物保護条例」（平成 22 年 8 月 6 日条例第 37 号、最終改正：平成 22 年 8 月 6 日条例第 37 号）第 21 条第 1 項の規定により指定された指定希少野生動植物の生息地等保護区の区域はありません。

8) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく、農業振興地域として指定することを相当とする地域の状況は表 4-2-47 に示すとおりです。

なお、現在の農用地区域の指定状況は前掲の図 4-2-2(2)に示すとおりです。

表 4-2-47 農業振興地域の状況

市	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
浜松市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、規模の大きな山林等を除いた区域	総面積 79,963ha (農用地面積 14,482ha)
湖西市	都市計画法の市街化区域及び臨港地区、国有林等を除いた区域	総面積 5,136ha (農用地面積 1,518ha)

注) 都市計画法の市街化区域の位置及び国有林の位置は、前掲の図4-2-2(1)、(3)に示す。

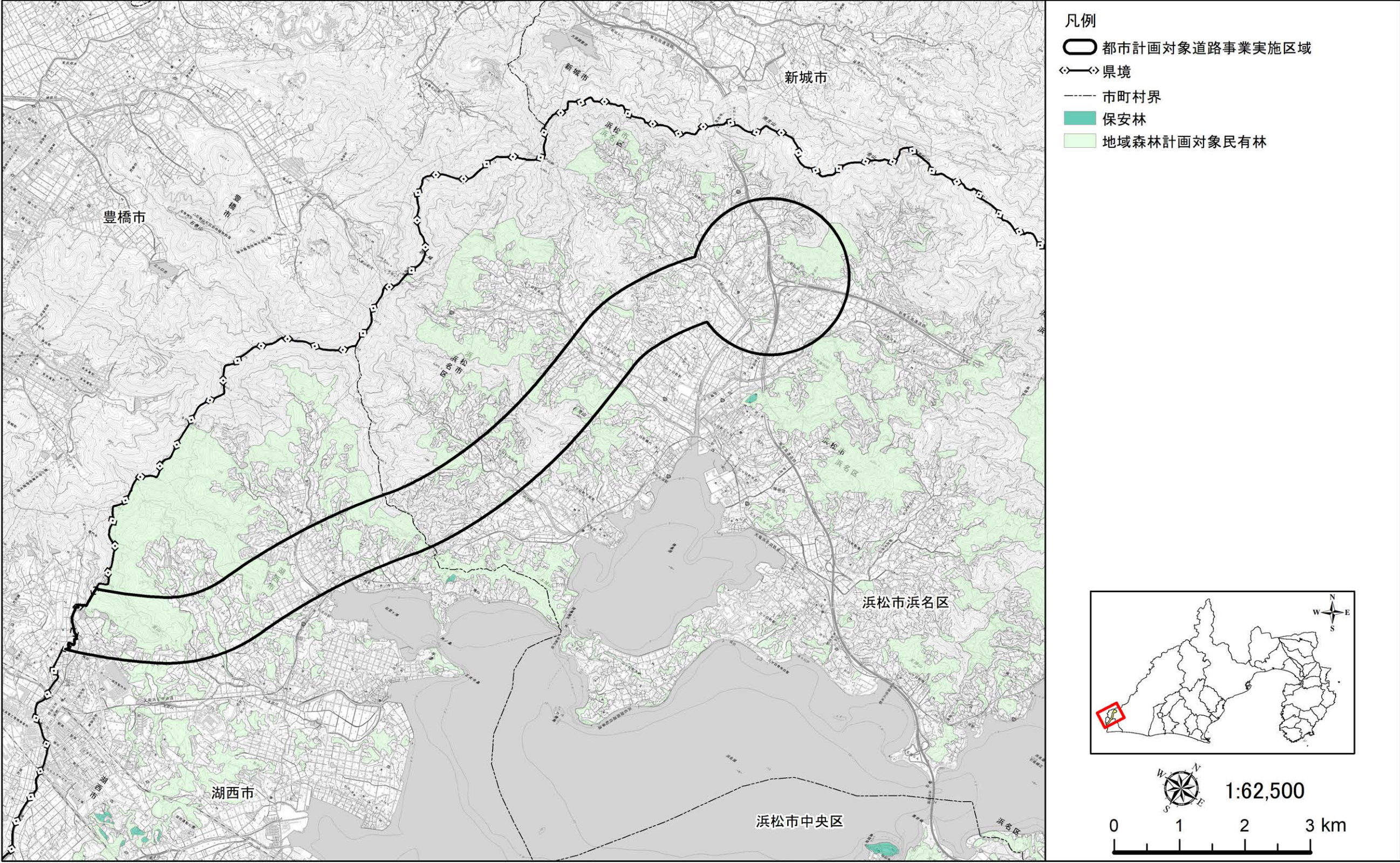
出典：「静岡県農業振興地域整備基本方針」（令和4年3月、静岡県）

9) 「森林法」の規定により指定された保安林

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 25 条の規定により指定された保安林及び第 5 条第 1 項の規定に基づき策定する地域森林計画対象民有林の区域が存在します。

調査区域における保安林の位置は、図 4-2-28 に示すとおりです。

事業実施区域においては、保安林は存在しませんが、地域森林計画対象民有林が存在します。



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成27年版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-28 保安林位置図

10) 「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

調査区域には、「砂防法」(明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 2 条の規定に基づき指定される砂防指定地が存在します。

調査区域における砂防指定地の位置は図 4-2-29 に示すとおりです。

事業実施区域においては、湖西市大知波の周辺に砂防指定地が存在します。

11) 「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 3 条の規定に基づき指定される地すべり防止区域は存在しません。

12) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在します。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図 4-2-29 に示すとおりです。

事業実施区域においては、急傾斜地崩壊危険区域は存在しません。

13) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域

調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 第 7 条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在します。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は図 4-2-29 に示すとおりです。

事業実施区域においては、浜松市浜名区三ヶ日町尾奈周辺、湖西市大知波の周辺等に土砂災害警戒区域が、浜松市の宇利山川周辺、湖西市大知波の周辺等に土砂災害特別警戒区域が存在します。

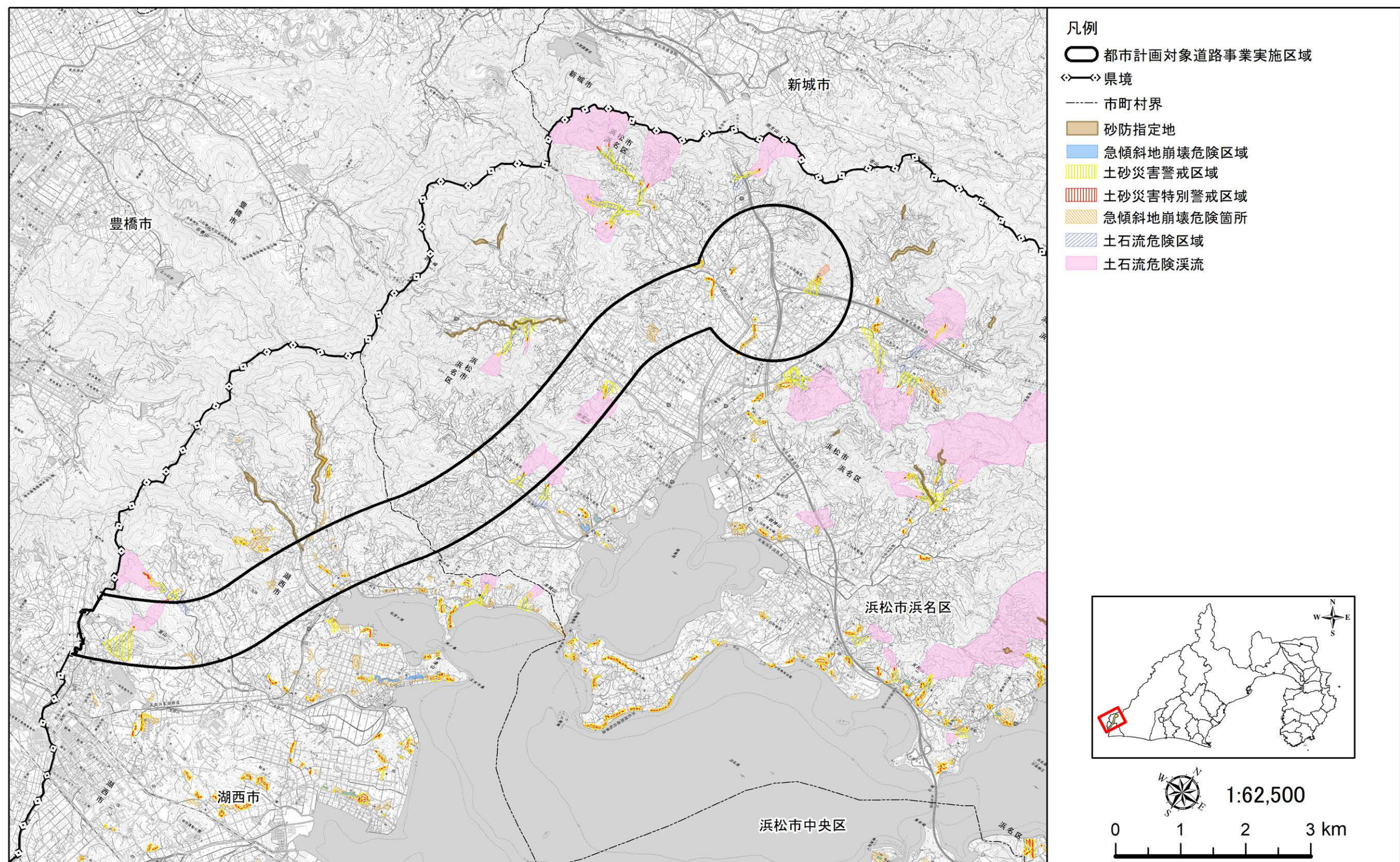


図 4-2-29 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等位置図

14) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年法律第百三十七号、最終改正：令和元年6月14日法律第37号)第15条の17に基づき指定された廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域は、表4-2-48(1)～(2)及び図4-2-30に示すとおりです。

事業実施区域においては、1箇所の指定区域が存在します。

表 4-2-48(1) 廃棄物が地下にある指定区域(産業廃棄物)

市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	1	湖西市太田字南山 1276 番 14 の各一部	H25.1.11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	2	湖西市太田字山田 1262 番 1	H25.1.11	告示第 011 号	山林、田	安定型
	3	湖西市新所岡崎梅田入会地字新古 19 番 2 の 1 の 8 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	4	湖西市岡崎字小俣 193 番 1 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	5	湖西市岡崎字小俣 194 番の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	6	湖西市岡崎字小俣 194 番 2 の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	7	湖西市岡崎字小俣 197 番の一部	H22.4.16	告示第 392 号	畑	安定型
	8	湖西市岡崎字前田面 1871 番 1 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	9	湖西市岡崎字前田面 1871 番 5 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	10	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 61 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	11	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 62 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	12	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 63 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	13	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 64 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	14	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 65 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	15	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 90 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	16	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 164 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	17	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 165 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	18	湖西市岡崎字伊賀谷 2586 番 198 の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	19	湖西市岡崎字前田面 1374 番の一部	H23.11.29	告示第 867 号	山林	安定型
	20	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	21	湖西市白須賀字宿北 4422 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	22	湖西市白須賀字宿北 4422 番 2 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型
	23	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	宅地	管理型

出典：「産業廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」(静岡県ホームページ)

表 4-2-48(2) 廃棄物が地下にある指定区域(一般廃棄物)

市	No.	所在地	指定年月日	告示番号	概況	区分
湖西市	24	湖西市白須賀字宿北 4418 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場
	25	湖西市白須賀字宿北 4520 番 1 の一部	H23.2.25	告示第 110 号	空地	一般廃棄物最終処分場、 管理型産業廃棄物最終処分場

出典：「一般廃棄物最終処分場 指定区域一覧表」（静岡県ホームページ）

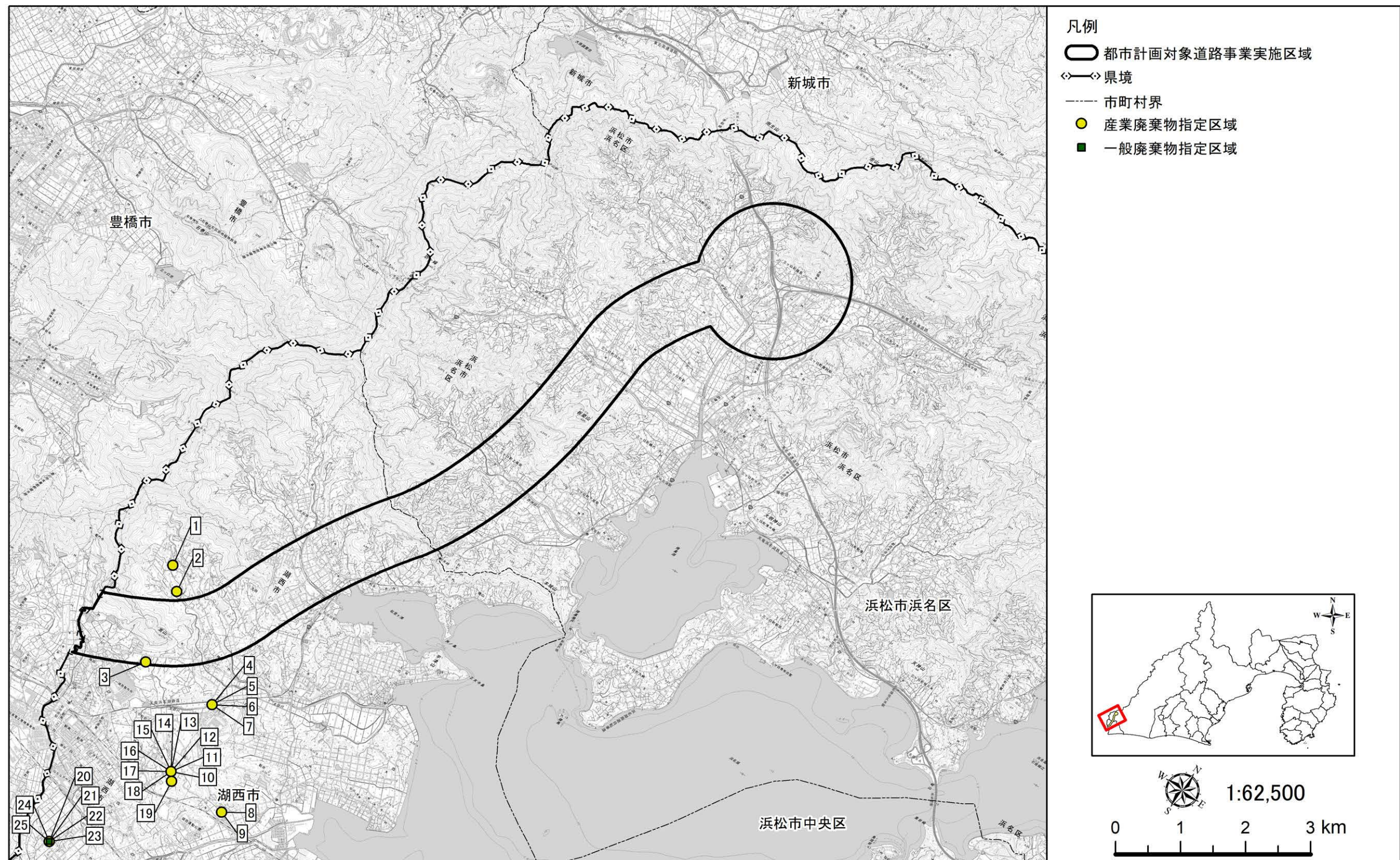


図 4-2-30 廃棄物が地下にある指定区域位置

15) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた基準又は目標等

① 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

静岡県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日法律第 14 号）に基づき指定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はありません。

② ばい煙施設等

静岡県では、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」（平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号）第 11 条の規定に基づき、いおう燃焼施設等の 6 種類の施設をばい煙発生施設として、第 24 条の規定に基づき、破碎機及び摩砕機等の 12 種類の施設を一般粉じん発生施設として指定しています。

ばい煙発生施設は表 4-2-49 に、一般粉じん発生施設は表 4-2-50 に示すとおりです。

表 4-2-49 ばい煙発生施設規制基準

No.	ばい煙発生施設
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供するいおう燃焼施設
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設(熱源として電気を使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガス(以下「希硫ガス」という。)を燃料として専焼させるものを除く。)であって、火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。)が 1 平方メートル以上のもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設

表 4-2-50 一般粉じん発生施設規制基準

No.	一般粉じん発生施設	規模
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機(湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のものと密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
3	木材チップ又は木粉の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)	ベルトコンベアにあってはベルトの幅が75センチメートル以上のもの、バケットコンベアにあってはバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
5	木材チップの風送施設(木材チップの製造の用に供するものを除く。)	
6	穀物用製粉機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	
8	打綿機	
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	
12	別珍又はコールテンの仕上施設	

③ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第9次）

静岡県には、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第4条の2に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る水質の汚濁の防止を図るために定められた指定区域はありません。

16) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

① 環境基本条例

静岡県は環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県環境基本条例」（平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成19年3月20日条例第42号）を定めています。

② 環境基本計画

静岡県は、「静岡県環境基本条例」（平成8年3月28日条例第24号、最終改正：平成

19 年 3 月 20 日条例第 42 号)に基づき、地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現を将来像とし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「第 4 次静岡県環境基本計画」(令和 4 年 3 月)を定めています。

③ 自然環境保全条例

静岡県は、「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)その他の自然環境の保全を目的とする法令とあいまって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「静岡県自然環境保全条例」(昭和 48 年 03 月 23 日条例第 9 号、最終改正：令和 3 年 3 月 26 日条例第 7 号)を定めています。

④ 生活環境の保全等に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」(平成 8 年 3 月 28 日条例第 24 号、最終改正：平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号)第 3 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」(平成 10 年 12 月 25 日条例第 44 号、最終改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 21 号)を定めています。

⑤ 地球温暖化対策に関する条例

静岡県は「静岡県環境基本条例」（平成 8 年 3 月 28 日条例第 24 号、最終改正：平成 19 年 3 月 20 日条例第 42 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について県、事業者、建築主、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「静岡県地球温暖化防止条例」（平成 19 年 3 月 20 日条例第 31 号）を定めています。

同条例第 8 条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画」（令和 4 年 3 月、静岡県）を策定しており、その施策等の概要は、図 4-2-31 に示すとおりです。



出典：「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画(概要版)」（令和 4 年 3 月、静岡県）

図 4-2-31 静岡県地球温暖化対策実行計画の施策の概要

2.8.その他の状況

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日号外法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和4年6月17日号法律第68号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:令和4年5月20日号法律第46号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第37号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第37号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和5年度版国土交通白書」(令和5年6月、国土交通省)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成に向けた基本的考え方、廃棄物海面処分場の計画的な確保等について、各種施策の実施状況や評価等のレビューを実施しています。

国土交通省では、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間:最大10年間、必要に応じて見直し)を令和2年9月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する6年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施しています。

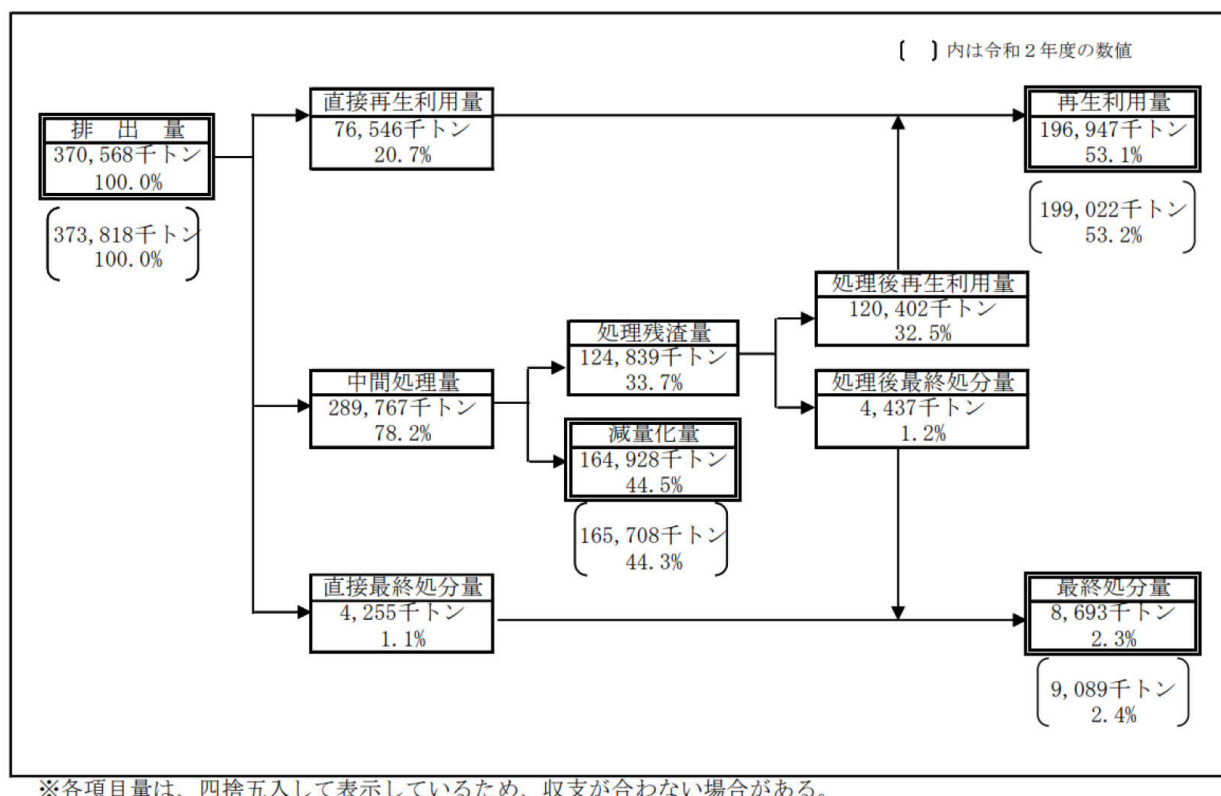
静岡県では、産業廃棄物の適正な処理の確保を目指し、より一層の施策の充実を図るとともに、産業廃棄物に関わる者の適正処理に向けた自主的な取組みを促すため、排出事業者の処理責任の徹底、県外から搬入される産業廃棄物の適正処理、処理業者による不適正な処理の防止、不法投棄等に利用されないための土地の適正管理、処理施設設置者の周辺住民に対する説明責任の徹底といった規定事項を5本の柱とした「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(平成19年3月20日条例第32号、最終改正:平成

23 年 3 月 18 日条例第 23 号) を制定しています。

(2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和 4 年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和 3 年度速報値」(令和 5 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)における全国の令和 3 年度産業廃棄物の処理状況は、図 4-2-32 に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は 53.1%、最終処分量が占める割合は 2.3%となっています。



出典：「令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度速報値」
(令和 5 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図 4-2-32 産業廃棄物の処理のフロー (令和 3 年度実績値)

また、「建設リサイクル推進計画 2020」の目標値は表 4-2-51 に示すとおりです。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和 2 年には「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2020」によると、2020 年度から概ね 10 ヶ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

表 4-2-51 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目		指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（令和 2 年 1 月、国土交通省総合政策局）における、静岡県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表 4-2-52 に、建設発生土の再利用の状況は表 4-2-53 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等の再資源化率が 95%を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は 85%程度となっています。

表 4-2-52 公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況（静岡県）

区分	廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
建設 廃棄物	アスファルト・コンクリート塊	476.2	475.5	0.0	0.7	99.9
	コンクリート塊	303.9	303.8	0.0	0.1	100.0
	建設発生木材	3.5	3.4	0.0	0.1	97.8
	伐木材・除根材	43.8	39.9	0.0	3.9	91.1
	建設汚泥	22.7	16.6	5.3	0.8	96.3
	建設混合廃棄物	10.1	7.3	0.5	2.3	77.0
	廃プラ	0.5	0.2	0.1	0.2	67.6
	紙くず	0.1	0.1	0.0	0.0	96.8
	金属くず	4.3	4.1	0.0	0.1	97.0
	廃石膏ボード	0.1	0.1	0.0	0.0	78.9
	廃塩ビ管	0.1	0.1	0.0	0.0	98.6
	建設廃棄物計	865.2	851.0	5.9	8.3	99.0

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量（縮減を含む）の割合を示している。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-53 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m ³)	その他 (千 m ³)	場外搬出量 (千 m ³)	現場内利用量 (千 m ³)	有効利用率 (%)
静岡県	1,550.6	1,137.1	2,687.7	5,145.0	85.5

注1)「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 有効利用率は、建設工事で発生した土砂のうち再利用したものの割合を示し、以下により算出している。

有効利用率＝（有効利用量＋現場内利用量）／（現場外搬出量＋現場内利用量）

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

(3) 廃棄物処理施設の立地状況

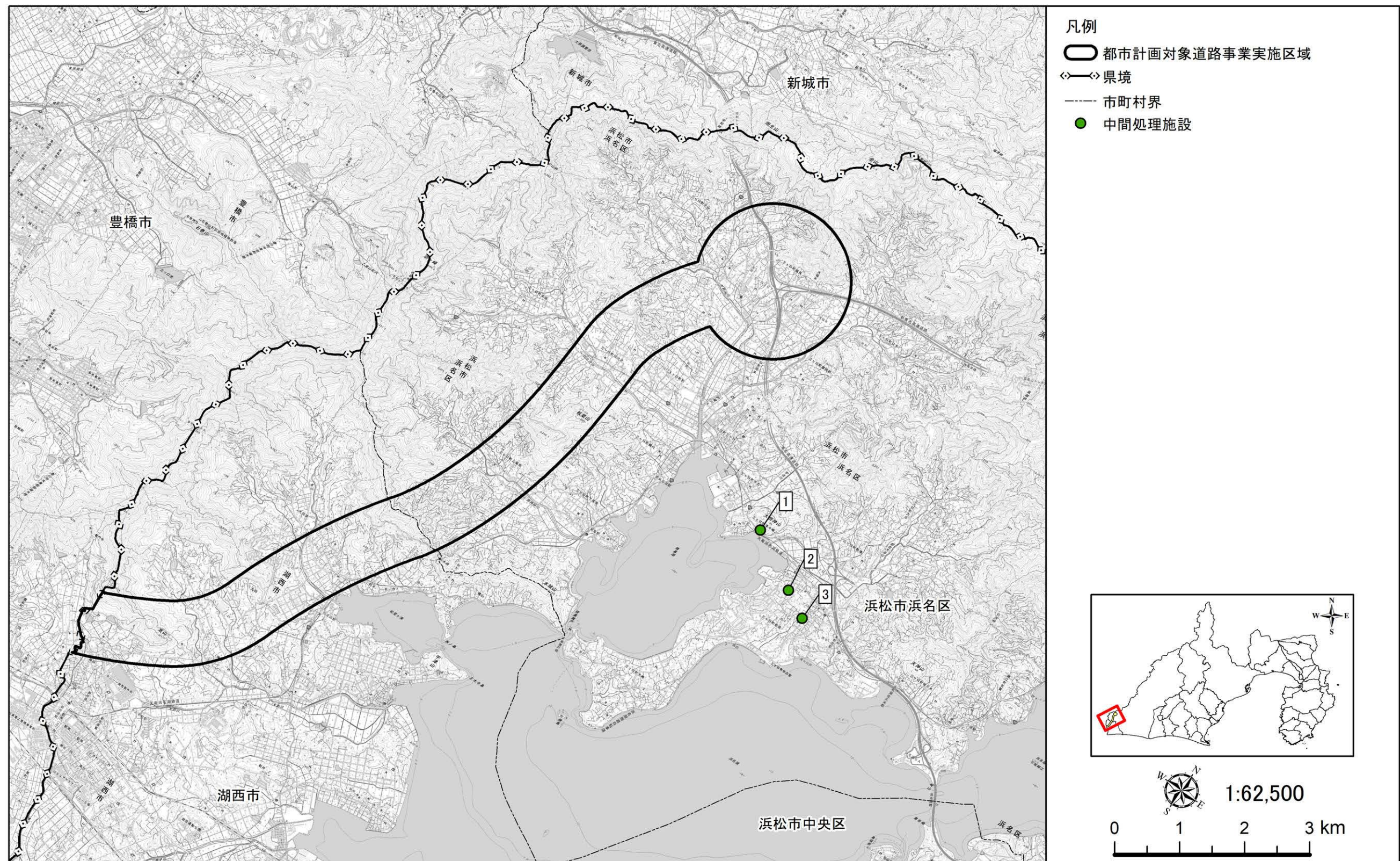
調査区域における産業廃棄物処理施設は表 4-2-54、図 4-2-33 に示すとおりです。事業実施区域及びその周囲には、浜松市において、産業廃棄物処理施設が 3 件分布しています。湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表となっています。

表 4-2-54 産業廃棄物処理施設(浜松市)

No.	品目 業者氏名	廃プラスチック	木くず	ガラス等くず	がれき類	処分方法	施設所在地
1	有限会社西遠リサイクルセンター			○	○	破碎	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町津々崎字川原田 1104 番地の 9
2	株式会社三ヶ日ガーデン		○			破碎	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑字前田 2614 番 外 4 筆
3	伊藤実和子	○				溶融固化	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町都筑 42 番

注1)○：水銀関係産業廃棄物を除く

出典：産業廃棄物処理業者名簿（令和5年12月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課）



注1) 湖西市の産業廃棄物処理施設位置は非公表のため図示していない。
 出典：産業廃棄物処理業者名簿（令和5年12月1日時点、浜松市役所環境部産業廃棄物対策課）

図 4-2-33 産業廃棄物処理施設位置

(4) 温室効果ガス等の状況

静岡県の温室効果ガス排出量は、表 4-2-55(1)に示すとおりです。

静岡県では「静岡県地球温暖化対策実行計画」（令和 4 年 3 月、静岡県）を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46.6%削減する目標を設定しています。また、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に対しては「静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン」（令和 5 年 3 月、静岡県）を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 55%削減する目標を設定しています。

表 4-2-55(1) 温室効果ガス排出量の状況（静岡県）

温室効果ガスの種類等		2020 年度（速報値） 排出量（万 t-CO ₂ ）	基準年度（2013 年度） 排出量（万 t-CO ₂ ）	基準年度比 削減率（％）
二酸化炭素	産業	1,042	1,287	-19.0
	業務	364	605	-39.8
	家庭	473	592	-20.1
	運輸	514	590	-12.8
	廃棄物等	83	75	10.6
その他ガス		262	206	27.5
森林吸収		-58	(-74)	-
総計		2,680	3,355	-20.1

出典：「2020（令和2）年度の温室効果ガス排出状況」（令和5年2月、静岡県くらし・環境部環境政策課）

浜松市の温室効果ガスの排出状況は、表 4-2-55(2)～(3)に示すとおりです。

浜松市では「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和 3 年 4 月、浜松市）を策定しており、中期目標として 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 30%削減する目標を設定しています。また、長期ビジョンとして、2050 年までに浜松市全域で排出される二酸化炭素排出を実質ゼロ、脱炭素社会の実現を目指すととしています。

表 4-2-55(2) 温室効果ガス排出量の状況（浜松市）

		2020 年度（速報値） 排出量（千 t-CO ₂ ）	基準年度（2013 年度） 排出量（千 t-CO ₂ ）	基準年度比 削減率（％）
排出量	二酸化炭素	4,001	5,419	-26.2
	二酸化炭素以外	432	306	+41.1
	合計	4,433	5,725	-22.6
森林吸収による 二酸化炭素吸収		-372	-427	-12.8
合計（森林吸収を考慮）		4,061	5,298	-23.3

出典：「2020（令和2）年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」（浜松市役所カーボンニュートラル推進事業本部）

表 4-2-55 (3) 部門別二酸化炭素排出量の状況（浜松市）

		2020 年度(速報値) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度(2013 年度) 排出量(千 t-CO ₂)	基準年度比 削減率(%)
二 酸 化 炭 素	産業部門	904	1,322	-31.6
	業務部門	955	1,403	-31.9
	家庭部門	835	1,201	-30.4
	運輸部門	1,226	1,423	-13.8
	廃棄物処理部門	81	71	+14.2
二酸化炭素排出量合計		4,001	5,419	-26.2

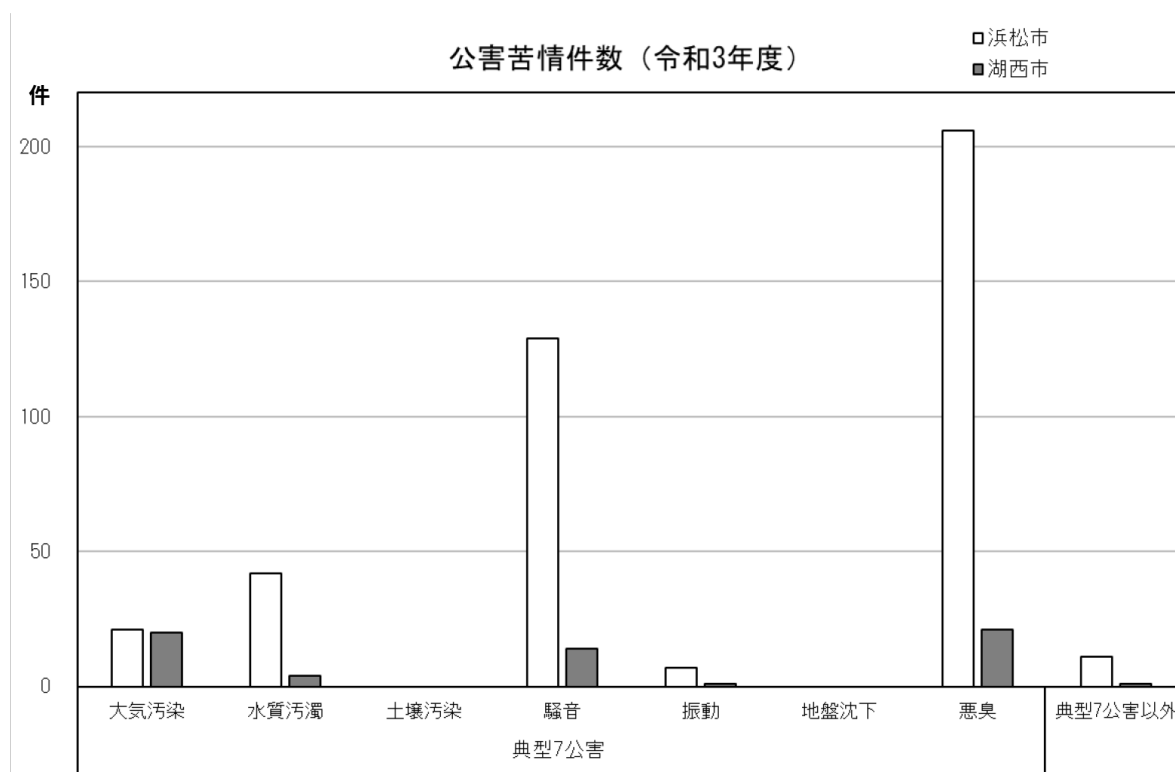
出典：「2020（令和2）年度の浜松市域の温室効果ガス排出状況について【速報値】」（浜松市役所
カーボンニュートラル推進事業本部）

(5) 公害苦情の状況

浜松市、湖西市における公害苦情件数の状況は、図 4-2-34 に示すとおりです。

浜松市では悪臭が最も多く、次いで騒音、水質汚濁となっています。

湖西市では大気汚染と悪臭が最も多く、次いで騒音となっています。



出典：「公害の種類別・市町別の苦情件数等（R3）」（静岡県ホームページ）

図 4-2-34 静岡県における公害苦情件数の状況（令和3年度）